

平成22年3月 5日から
平成22年3月10日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成22年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号(3月5日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	7
教育行政方針	14
陳情第5号 次期選挙までに標茶町議会議員の定数を12名以内に削減を求める 陳情(総務委員会報告)	23
産業建設委員会所管事務調査報告	25
陳情第1号 標茶町議会先例「1. 当分の間委員会の非公開の原則は守ることとする」の即時撤廃を求める陳情	26
一般質問	26
川村多美男君	26
後藤勲君	36
深見迪君	40
黒沼俊幸君	45
平川昌昭君	50
延会の宣告	58

第2号(3月8日)

開議の宣告	63
議案第2号 農業用施設の処分について	63
議案第3号 工事請負契約の変更について	64
議案第4号 北海道町村職員退職手当組合理約の変更について	65
議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	66
議案第6号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	67
議案第7号 釧路広域市町村圏事務組合理約の変更について	68
議案第8号 釧路広域市町村圏事務組合の解散について	68
議案第9号 釧路広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産の処分について	68
議案第10号 釧路支庁管内町村公平委員会共同設置組合理約の変更について	71
議案第11号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構組合理約の変更について	71

議案第 1 2 号	標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	71
議案第 1 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	74
議案第 1 4 号	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正 する条例の制定について	78
議案第 1 5 号	標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第 1 6 号	標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定 について	81
議案第 1 7 号	平成21年度標茶町一般会計補正予算	87
議案第 1 8 号	平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	87
議案第 1 9 号	平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	87
議案第 2 0 号	平成21年度標茶町老人保健特別会計補正予算	87
議案第 2 1 号	平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	87
議案第 2 2 号	平成21年度標茶町後期高齢者医療事業特別会計補正予算	87
議案第 2 3 号	平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算	87
議案第 2 4 号	平成22年度標茶町一般会計予算	108
議案第 2 5 号	平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	108
議案第 2 6 号	平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算	108
議案第 2 7 号	平成22年度標茶町老人保健特別会計予算	108
議案第 2 8 号	平成22年度標茶町介護保険事業特別会計予算	108
議案第 2 9 号	平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	108
議案第 3 0 号	平成22年度標茶町病院事業会計予算	108
議案第 3 1 号	平成22年度標茶町上水道事業会計予算	108
延会の宣告		118

第 3 号 (3月9日)

開議の宣告		122
議案第 2 4 号	平成22年度標茶町一般会計予算	122
議案第 2 5 号	平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	122
議案第 2 6 号	平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算	122
議案第 2 7 号	平成22年度標茶町老人保健特別会計予算	122
議案第 2 8 号	平成22年度標茶町介護保険事業特別会計予算	122
議案第 2 9 号	平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	122
議案第 3 0 号	平成22年度標茶町病院事業会計予算	122

議案第 3 1 号 平成22年度標茶町上水道事業会計予算	122
延会の宣告	134
第 4 号 (3月10日)	
開議の宣告	138
陳情第 1 号 標茶町議会先例「1. 当分の間委員会の非公開の原則は守ることとする」の即時撤廃を求める陳情 (議会運営委員会報告)	138
議案第 2 4 号 平成22年度標茶町一般会計予算	139
議案第 2 5 号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	139
議案第 2 6 号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算	139
議案第 2 7 号 平成22年度標茶町老人保健特別会計予算	139
議案第 2 8 号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計予算	139
議案第 2 9 号 平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	139
議案第 3 0 号 平成22年度標茶町病院事業会計予算	139
議案第 3 1 号 平成22年度標茶町上水道事業会計予算	139
(平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)	139
意見書案第 1 号 拉致被害者の早期救出を求める意見書	139
意見書案第 2 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書	139
意見書案第 3 号 季節労働者の失業給付を90日分にし、国の季節労働者対策の強化を求める意見書	139
閉会中継続調査の申出について (総務委員会)	140
閉会中継続調査の申出について (厚生文教委員会)	140
閉会中継続調査の申出について (産業建設委員会)	140
閉会中継続調査の申出について (議会運営委員会)	140
閉議の宣告	141
閉会の宣告	141

平成22年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成22年 3月 5日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 陳情第5号 次期選挙までに標茶町議会議員の定数を12名以内に削減を求
める陳情 (総務委員会報告)
- 第 6 産業建設委員会所管事務調査報告
- 第 7 陳情第1号 標茶町議会先例「1. 当分の間委員会の非公開の原則は守るこ
ととする。」の即時撤廃を求める陳情
- 第 8 一般質問

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町 長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 及川直彦君 |
| 総務課長 | 玉手美男君 |
| 企画財政課長 | 森山豊君 |
| 税務課長 | 高橋則義君 |
| 管理課長 | 今敏明君 |

住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教育管理課長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	川 嶋 和 久 君
社会教育課長	中 居 茂 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議事係長	服 部 重 典 君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから、平成22年標茶町議会第1回定例会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
7番・林君、 8番・小野寺君、 9番・末柄君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月10日までの6日間といたしたいと思ます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、3月10日までの6日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の一点について補足をいたします。

平成22年度の町立病院の診療体制についてであります。

町立病院の平成22年度の診療体制が決定いたしましたのでご報告いたします。

産婦人科は札幌大産婦人科派遣の齋藤院長が、内科は北大第三内科派遣の佐藤副院長と

佐藤富士夫医師が引き続き診療に従事すると共に、外科は、北大第一外科から今年度と同じ4名の医師による1カ月交代の派遣をいただくことが決定いたしました。

また、小児科も今年度と同様、旭川医大小児科から週1回の医師派遣をいただくことになりました。

4名の常勤医師が確保できましたことにより、引き続き救急指定病院としての機能を発揮することができますとともに、医師の負担軽減を目的とした当直医の派遣について、北大第一外科のご協力のもと、引き続き毎週末の医師派遣をいただくことになりましたが、今後も継続して町立病院の医師を確保していくためにも、緊急な診断・治療が必要な患者を除き、できるだけ通常診療時間帯の受診をいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

医師派遣をいただきます道内三医大関係医局のご理解とご協力に感謝いたしますとともに、今後も一層の連携を図り医師確保に努めながら、住民の健康と命を守るために、良質な医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成22年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下七点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、2月23日開催の教育委員会において、教育委員長任期満了に伴う選挙の結果、委員長に三本雅一さんが再任されました。

任期は平成22年2月28日から一年間であります。

二点目は、町条例に基づく平成21年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期11月表彰者14名、後期2月表彰者52名であります。

賞の内訳であります。努力賞18名、奉仕賞11名、親切賞10名、体育賞15名、学芸賞12名で、前期・後期あわせて66名の児童生徒に表彰状を贈りました。

三点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

平成18年に北海道教育委員会では、「いじめはどの地域、どの学校でも起こりえる」という認識のもと、「いじめに関する実態調査」を実施いたしました。

町教委としては、平成20年度から、よりきめ細かく実態を把握し、いじめ根絶に向けた取り組みの検証と、今後の指導改善に役立てるため、年二回の調査を実施しておりますので、その結果についてご報告いたします。

まずはじめに、結論から申し上げますと、これまでの調査と同様、いじめは減少傾向にあり、改善されてきていることを報告いたします。

特に、中学校3年生においては、「いじめられたことがありますか」という質問に対し、平成18年度は38.4%の生徒があると回答していますが、平成21年度は前後期とも0%

となっております。

また、「友だちをいじめたことがありますか」という問いに対しても、中学校3年生は0%となりました。

同様に、小学校4年生以上の児童生徒においても、8月に実施した調査より、12月実施の調査では、いじめられた経験、いじめた経験とも大幅に減少しています。

「どんないじめをされましたか」の問いに対しては、小中学校とも多いのは、「悪口」、「無視」が多い傾向は変わらないものの、20年度の調査と比較し「無視」が減少してきており、学校の継続的な取り組みの成果が現れてきているものと考えているところがあります。

特に、平成21年度は、学校における「児童生徒によるいじめ根絶一学校一運動」の活動を紹介するリーフレットを作成し、家庭や地域住民に配布しました、このことにより、学校の取組が家庭や地域住民にも周知され、連携のきっかけとなったものと考えているところです。

また、この調査結果を受け、各学校の具体的な事例について、詳細な聞き取り調査を実施したところ、日頃から一つ一つの事例に対して、状況把握と丁寧な指導を継続し、それが効果として現れてきていることを合わせて報告いたします。

今後も、いじめ根絶に向け、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を發揮するとともに、連携を強化し、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

四点目は、全国体力調査についてであります。

平成21年度文部科学省は、小学校5年生と中学校2年生に全国体力、運動能力、運動習慣等の調査を実施いたしました。

この調査は、50メートル走やボール投げなど8種類の実技で体力・運動能力を調べ、生活習慣について尋ねたものであります。

標茶町においては、すべての小中学校において調査に参加しましたので、その結果について報告いたします。

まずはじめに、総体的な結果を申し上げますと、体力合計点は小学校5年男女、中学校2年男女共に全道平均を上回る結果となり、おおむね満足できる状況であったことを報告いたします。

具体的に申し上げますと、小学校5年男子においては、握力、ソフトボール投げにおいて全国平均を上回り、上体起こし、50メートル走においては全道平均を上回っております。

小学校5年女子においても、握力、ソフトボール投げは全国平均を上回り、上体起こし、長座体前屈など3種目において全道平均を上回りました。

中学校2年男子においては、8種目中6種目において全国平均を上回り、体力合計点においても全国平均を上回る結果となりました。

中学校女子においては、2種目が全国平均を、3種目が全道平均を上回り、体力合計点は全道平均を上回る結果となりました。

次に、体格についての全国比であります。中学校2年生においては、身長、体重、座高とも全道平均を上回っています。小学校5年男女、中学校2年女子においては身長は若干全道平均を下回り、肥満傾向が見られました。

生活習慣調査についてであります。朝食を時々とらない児童生徒の割合はやや減少したものの、テレビを3時間以上見る児童生徒の割合はやや高くなっており、課題となっております。

これまでの調査では、朝食を毎日食べる、テレビ視聴の時間を制限しているなどの基本的な生活習慣が身に付いている児童生徒は体力・運動能力が高いことが明らかにされているところですが、教育委員会としましても、この点を踏まえ、学校と連携しながら、家庭における基本的な生活習慣の改善と、学校における体力向上の活動を支援し、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

五点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

12月26・27日に札幌市で開催されました「北海道中学卓球団体選抜札幌大会」の男子団体に標茶中学校が出場し、惜しくも敗退はしましたが決勝リーグまで勝ち進み全道ベスト18位の輝かしい成績をおさめました。

また、1月30日から2月7日にかけて長野市で開催されました全国中学校スケート大会に本町から出場した、磯分内中学校1年山澤清楓さんが女子500メートルで決勝進出し、全国第18位、一方1,000メートルでは予選落ちはしましたが、いずれも自己ベストの記録を出しております。

また、標茶中学校1年只野七瀬さんは、女子500メートル、3,000メートルに出場し、いずれも予選落ちはしましたが、自己ベストの記録での結果でした。

二人は、まだ1年生ながらの全国大会出場であり、今後、更なる活躍を期待するところであります。

六点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月10日には、コンベンションホールういずにおいて、新成人84名の出席による成人式が晴れやかに挙行されております。2月6日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第30回町民スケート大会が開催され、215名が43種目に出場し、大会新記録が六つ生まれております。同じく2月6日に開発センターにおいて町民憲章推進書道展の表彰式が行なわれ、401点の出展の中から、特別賞2名、特選5名、入選24名、奨励賞5名の合わせて36名の方々に賞状をお渡しいたしました。

七点目は、図書を受贈についてであります。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。桜町在住の和田君子さんから社会福祉協議会を通して、児童図書の10冊（3万円相当）の寄贈をいただきました。

心から感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎町政執行方針

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 平成22年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

本年度は、行政施行125周年、平成13年度からスタートしました第3期総合計画の最終年という本町にとって節目の年でありますし、私もまた、町民の皆様の温かいご支援のもと、標茶町長の重責を担わせていただき、4年目という節目を迎えております。

この間、極めて厳しい地方財政状況の下、持続可能な財政の健全化をめざしながら、地域活性化対策、環境対策、安心安全対策、教育対策、少子高齢化対策、農林水産業対策、行政改革などの施策の展開を図り、「より安全な、より便利な、より快適な」まちづくりに全力で取り組んでまいりました。

わが国は、長引く景気の低迷、少子高齢化、環境問題、雇用の低迷などの課題が山積する中、変化を求める世論の声により政権交代がなされ、制度、改革の変革が行われようとしています。

しかしながら、これまでの考え方や手法の急激な変化には戸惑いもあり、また、地域主権の方針は掲げられていますが、その全体像も、そこに至る行程も示されていないのが現状であります。

また、本町の基幹産業酪農を取り巻く状況につきましても、生産コストの上昇等による経営への影響が顕著であり、安定的な再生産を確保する対策が求められております。

このような変化や動きが本町の生産や暮らしに大きな影響をもたらすことが懸念されますが、混沌とした時代であればこそ、本町が長年かけて築き上げてまいりました「協働のまちづくり」の理念が発揮され、新たな可能性が見いだせるものであり、知恵や力を出し合う先頭に私も立ち、全力を尽くしていく決意であります。

なお、行財政改革につきましても、平成21年度が第2期行政改革実施計画の終期でありますことから、現在実績を集約しておりますが、概ね計画に沿った形での終結と考えております。

今後においても厳しい財政状況を認識し、徹底した歳出抑制、負担の適正化、事務事

業の不断の見直しなどにより、財政の健全化、簡素で効率的な行政運営の推進を図るため、第3期標茶町行政改革大綱及び実施計画を策定し取り組んでまいります。

町政の特徴について

本町の平成20年度ベースの財政状況については、経常収支比率は88.1%と引き続き高い状況となっておりますが、公債費比率は16.9%、起債制限比率は10.9%、町全体の公債費を対象とした実質公債費比率は16.2%、将来負担比率につきましても95.9%と、それぞれ前年を下回る数値となり、財政環境の改善が進んでおります。

歳入における自主財源の比率は33.4%となっており、依然として国等への依存度が高く、制度、政策の変更など、国等の動きを注視しなければならない状況にあります。

自主財源の軸であります町税は、長引く景気低迷の影響により厳しさを増しておりますが、納税者の皆様のご理解をいただきながら税収の確保に努めてまいります。

また、税外諸収入金も含め、負担の公平性を保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。

このような状況下ではありますが、行政課題にきめ細かに取り組み、さらなる発展をめざしてまいります。

平成22年度において取り組む主要な施策として

一点目は、子育て支援対策として、小学校休み期間中のふれんどタイム事業を開始します。

二点目は、教育対策として、標茶小学校校舎、虹別中学校校舎の改築工事を実施し、耐震改修事業として、塘路小中学校及び磯分内小学校屋体の工事を実施し、塘路小中学校では太陽光発電を導入します。

三点目は、農業対策として、エゾシカ駆除対策事業の拡大、新規就農者支援対策の充実を図ります。

四点目は、情報通信対策として、地上デジタル放送中継局整備及び無線LAN整備工事を実施します。

五点目は、安心対策として、上水道釧路川横断配水管敷設替工事を実施します。

六点目は、住民サービス向上対策として、戸籍の電算化を開始します。

以下、施策の概要について標茶町第3期総合計画の施策の大綱に基づき申し述べたいと存じます。

1. 「人と自然が共生する環境の創造」をめざして

本町は、素晴らしい自然環境に恵まれ、安らぎと潤いのある暮らしや生産が営まれる自然と共生する町であり、引き続き環境と調和するまちづくりに取り組んでまいります。

生活と生産から排出される廃棄物につきましては、ゼロ・エミッション思想を基に、地域のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取組を進めてまいります。

不法投棄対策につきましては、「自然の番人宣言」に基づき、地域団体や企業とともに思想の普及と啓発を図る取組の輪を広げ、違法行為に対しては厳しい姿勢で対処してまい

ります。

また、釧路保健所管内が「野生大麻撲滅重点地区」になったことから、地域会や関係団体と連携し、野生大麻撲滅の取組を進めてまいります。

また、水資源として貴重な財産である「釧路川」、「別寒辺牛・ホマカイ川」、「西別川」の保全を図るため、各流域の広域連携を引き続き進めてまいります。

次に、秩序ある土地利用につきましては、今日的情勢に見合った利用のあり方を引き続き検討していくとともに、住居表示事業につきましては、各地域からの実施要望を検討してまいります。

2. 「だれもが健康で安心して暮らせる快適なまち」をめざして

(その1) だれにでも優しい社会の実現

社会環境が目まぐるしく変化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることが求められ、「一人の不幸も見逃さない」との基本理念を踏まえた、各種の福祉施策を展開してまいります。

ノーマライゼーションの理念に基づき、公共施設の福祉環境整備に努めてまいりましたが、開発センター及び役場の多目的トイレをオストメイト対応型に改修いたしました。今後もグローバルデザインの導入に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、やすらぎ園やデイサービス利用者が、安心して生き生きと日常生活を送れるよう、利用者の尊厳を守り、利用者本位の質の高いサービス提供をめざしてまいります。

また、やすらぎ園については外部改修、軽費老人ホームについては、外部改修と耐震改修工事を実施してまいります。

(その2) 健康のまちづくり

保健、医療につきましては、国民健康保険事業の適切な運営を図るとともに、各種医療給付事業の適切な執行に努めてまいります。

また、特定健診等につきましては、従来の総合住民健診とあわせて実施してまいりますとともに、子宮頸がん及び乳がんの特定年齢層の無料検診を引き続き実施してまいります。

疾病予防の観点から、健康まつり等健康づくりの施策を、保健推進員、運動指導者などの方々と連携して事業展開を図るとともに、引き続き健康づくり思想の普及、啓発を図ってまいります。

町立病院の運営につきましては、「標茶町立病院改革プラン」に基づき、医療サービスの向上と信頼される病院づくりに努めてまいります。

昨年10月からドクターヘリの運行が開始され、大きな成果を挙げています。今後とも運行調整委員会の一員として事業の円滑な推進に努め、地方に暮らす私たちの安心感の確保を図ってまいります。

次に、雇用の促進、勤労者福祉については、引き続き公共事業の発注や緊急雇用創出

事業等の積極的な活用、長年にわたり季節労働者対策として実施しております冬期雇用対策事業の春先も含めた実施を行い、働く場の確保を行ってまいりますとともに、通年雇用促進協議会の事業内容の充実に意を配してまいります。

さらに、本町をPRする中での企業誘致など、雇用環境の改善につなげてまいります。

(その3)快適に暮らせるまちづくり

都市計画につきましては、「都市計画マスタープラン」を基本に、快適で安全な生活を送ることができる都市づくりをめざしてまいります。

都市公園では、「平和公園」が新たに開設されましたが、遊具をはじめとする公園施設のより安全で良好な維持管理に努めてまいりますとともに、今後も子育て環境の向上や高齢化社会における健康増進に寄与できる公園をめざしてまいります。

住宅の整備につきましては、麻生団地に2棟8戸の建設工事を実施してまいります。今後も「公営住宅ストック総合活用計画」に基づきながら、需要動向に即した適正な住宅供給を計画的に進めてまいります。

建築行政につきましては、確認審査処理の迅速化に努めるとともに、住宅耐震化や建築に関する相談に積極的に対応してまいります。

次に、上水道事業につきましては、水源変更事業による第2ポンプ場の建設を行うとともに、風雲橋の変位による釧路川横断配水管敷設替工事を実施してまいります。

下水道事業につきましては、標茶終末処理場汚泥濃縮設備の更新を行い、適正な維持管理に努めてまいります。

また、磯分内地区につきましては、特定環境保全公共下水道事業による管渠の敷設工事に着手してまいります。

(その4)広がりのあるまちづくり

主要幹線であります国道、道々につきましては、地域要望を踏まえ引き続き整備要請を行ってまいりますとともに、国道272号の地域高規格道路「阿歴内地区」の早期完成を要請してまいります。

町道の整備につきましては、地域との協議による効果的で経済的な施工に努め、磯分内地区では下水道整備と連携した効率的な改修や修繕に着手してまいります。

また、歩道修繕につきましては、平成21年度に引き続き重点的に実施してまいります。

なお、道路や河川の維持管理、災害時の対応や除雪体制につきましては、民間との任務分担を進めながら、快適でより安全な生活が送れるよう交通網の確保に努めてまいります。

さらに、橋梁の「長寿命化修繕計画」策定に向け、今年度から既存橋梁の点検作業に着手してまいります。

本町の公共交通機関である町有バスにつきましては、今後におきましても地域住民の足として、沿線地域会と連携を図りながら運行に努めてまいります。

JR釧網本線につきましては、引き続き「湿原ノロッコ号」や「SL冬の湿原号」の

観光面での利活用促進や「釧網本線利活用推進協議会」の活動による存在意義の向上を図り、路線の維持に努めるとともに、ダイヤ改正にあわせ、通勤、通学生の利便性向上を強く要請してまいります。

情報通信基盤の整備につきましては、情報格差の是正を図るため、広域無線LAN整備工事を実施してまいりますとともに、地上デジタル放送難視聴解消に向け、中継局の整備を実施してまいります。

（その5）安全・安心な暮らし

安全で安心して暮らせるまちづくりには、防災・消防機能の整備とあわせ、住民自らが防災意識を高めることが重要であります。

防災訓練は、平成18年度から継続して「総合防災訓練」として実施しておりますが、本年度につきましても、大規模な地震災害等を想定した防災訓練の実施を計画してまいります。

また、大規模地震などの緊急事態に備え、発生前の速報として、各地区に設置しております消防屋外スピーカーを利用して地域の方々に緊急情報をお知らせする「全国瞬時警報システム」の供用を開始してまいります。

さらに、「標茶町耐震改修促進計画」に基づき、虹別中学校校舎の改築、塘路小中学校校舎と屋体、磯分内小学校屋体及び軽費老人ホームの耐震改修工事を実施し、個人住宅の耐震改修費の助成を行うなど、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

交通事故のない安全で住みやすい町をめざしていくためには、運転者と歩行者が相互に交通ルールを守ることが第一であります。

本町では、本年2月9日に交通事故死者数ゼロ「800日」を達成しておりますが、今後とも関係機関・学校・地域・職域の皆様と連携しあい、交通安全思想の普及啓蒙を図りながら、交通安全設備の整備、拡充に努めてまいります。

次に、消費者を取り巻く社会環境は、若年層への架空請求、高齢者などを狙った訪問販売、とりわけ振り込め詐欺については、残念ながら昨年本町でも発生し、手口が巧妙化にあることから、今後とも「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用した、きめ細かな情報提供により被害の未然防止に努めてまいりますとともに、管内市町村との協同による消費生活相談体制の充実を図ってまいります。

3. 「クリーンで元気な産業の創造」をめざして

基幹産業である酪農の経営は、乳価の改定によりそれまでの逼迫感が薄らいだのも束の間、輸入飼料の高止まりやチーズ向け乳価の値下げ、加えて冷湿害による自給飼料の不足感など不安定な状況が続き、生乳生産量は、過去の生産調整時の乳牛淘汰等の影響もあり、対前年比98.6%にとどまりました。

本町酪農業の使命は、これまでも、これからも、消費者の信頼に応え、安全で良質な食料を安定的に供給することであり、生産者団体と連携を密にしながら、必要な対策を進めてまいります。

加えて、生産と地域コミュニティを持続させるためには、これ以上農家戸数を減らさないことも重要であり、本年3月末に期限を迎えます新規就農者誘致制度を内容拡充のうえ再スタートさせます。

また、大幅な見直しが行なわれた農業基盤整備事業については、継続的に実施していくことが良質な自給飼料の安定的確保のために必要であることの主張を続け、今後の施策の充実を求めてまいります。

さらに、エゾシカによる飼料作物の食害は拡大を続けており、鳥獣被害対策実施隊を設置し、駆除圧を高め被害の軽減を図ってまいります。

中山間地域等直接支払制度については、第3期対策が実施されることが決まりましたが、より効果的な事業展開を期待し、引き続き支援を行ってまいります。

政権交代による政策転換によって本町農業を取り巻く状況も大きく変わろうとしていますが、消費者との信頼関係の構築に努め、地域特性を生かした国際化にも対応できる足腰の強い酪農・畜産経営の確立をめざすとともに、農業の持つ多面的機能の発揮や、家畜ふん尿の適正処理、利活用による環境保全型畜産への転換を図ってまいります。

標茶町育成牧場につきましては、継続中の草地整備事業に加え家畜ふん尿の資源化を基軸とした良質な粗飼料生産基盤の確立にも努めながら、哺育から育成まで質の高いサービス提供に努め、基幹産業を支援してまいります。

次に、林業をとりまく状況は、一昨年の世界的な経済危機以降、木材取引も全般的には引き続き低調のままで、除間伐等の保育事業の遅延が懸念され、将来的な森林の荒廃が危惧されています。

しかしながら、森林整備は長期的な展望をもった取組が求められ、国も木材自給率の目標を設定いたしました。本町においても、地球温暖化抑止策としての今日的な重要性も考慮し、「水土保全林」と「資源循環利用林」それぞれに応じた望ましい姿をめざす育成複層林施業の拡大や、人工林の保育、保護事業等を制度活用しながら着実に実施するとともに、林道等の維持整備や治山につきましても、適切な事業導入を検討してまいります。

「森林整備地域活動支援交付金」制度につきましては、適切な森林保全を促進するため引き続き支援を行ってまいります。

漁業の振興につきましては、塘路湖、シラルトロ沼の環境保全に努めるとともに、漁獲の主力でありますワカサギ資源増殖事業を引き続き支援してまいります。

次に、魅力ある商業の育成であります。町商工会と密接な連携を図りつつ、魅力ある商店街づくりや消費拡大につながる取組を支援し、新たな起業をめざす方に対し、G o G o チャレンジショップ事業での支援を行ってまいります。

また、経営資金の需要に対しましては、商工会や金融機関の意見も伺いつつ、中小企業振興融資事業の貸付枠の拡大や、経営環境再生資金の活用など、積極的な支援を行ってまいります。

さらに、地域内循環率の向上を図る町内お買い物券の利用促進や町広報紙への低廉な

有料広告掲載等により、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

魅力ある観光の推進につきましては、国の経済成長戦略の柱ともなっておりますが、本町のもつ自然環境や産業遺産、観光施設などを生かし、町観光協会をはじめ、釧路圏域、釧網本線利活用推進協議会などとの連携を強化し、PR活動や体験・滞在型観光の需要発掘とその対応に努めてまいります。

4. 「創造性豊かな標茶人を育むまち」をめざして

(その1) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子育て支援につきましては、地域社会全体の体制として、家庭・学校・保育所・関係団体と密に連携を図り取組を進めてまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、引き続き適正、かつ効率的な運営を進めてまいります。

また、本年は保育料の改定の年ではありますが、国の徴収基準を参考に、所得階層区分を細分化し、実質的な保育料軽減を図り子育て支援を実施してまいります。

さらに、身近な子育て相談や母親同士の交流の場でもある親子サロンなど、子育て支援センターを中心として育児支援を展開してまいります。

一方、放課後児童健全育成事業につきましては、引き続き学童保育所の主体性を尊重しながら、運営の充実を図ってまいりますとともに、障がいをもつ就学児童の小学校休み期間中に対応した日中預かり事業として、「ふれんどタイム事業」を開始いたします。

(その2) 豊かな人材のまちづくり

町民の皆様の「まちづくり」へのより積極的な参加を促し、意欲の高まりを支援していくために、学習・交流の機会を確保すべく、地域文化振興基金の活用や各種事業の展開を推進してまいります。

個人学習の拠点である図書館につきましては、読者ニーズに迅速に応えられるよう、蔵書管理の電算化作業を進めてまいります。

企業誘致の推進につきましては、本町の魅力や可能性をPRするとともに、必要とされる情報を迅速に提供してまいります。

また、移住の促進につきましても、本町の存在を広く知っていただく体制の強化と、問い合わせ等に対するきめ細かな対応に努めてまいります。

さらに、合宿の誘致につきましては、本町の風物詩として活気を与え、なおかつ、児童・生徒の技術向上、地域経済に対しても好影響を与えており、誘致委員や関係団体と連携し積極的に進めてまいります。

標茶高等学校につきましては、農業後継者の育成をはじめ、本町の次代を担う若者を多く輩出し、また、地元特産品の開発、地域福祉活動等にも積極的な取組を行っており、本町にとってなくてはならない貴重な財産であります。教育振興会を通じた支援を引き続き行うとともに、生徒確保の一環として施設環境や通学環境の向上を関係機関に働きかけてまいります。

5. 「共に創るまちづくり」をめざして

本年度は「第3期総合計画」の最終年次であり、次期総合計画を取りまとめる年であり、これまで多くの方々から貴重なご意見をいただき、夢や希望を伺っておりますが、さらに取組の深化も図り、皆様の思いをどうすれば実現できるのか、英知を結集し、時代を見据えた現実的な計画を作り上げてまいりたいと存じます。

長い年月にわたり築き上げてまいりました「協働のまちづくり」の理念はわが町の誇りであり、それを支える町内会・地域会や各団体の活発な活動は、今日的な情勢において不可欠な要素となっております。

この体制がさらに強化され、確実に受け継がれるよう、各々の主体性を尊重しながら必要とされる協力と支援を行ってまいります。

また、農協・商工会をはじめ、町内各団体との連携を保ち、標茶ブランドの創造やイベントなどの開催に対する町民の期待や希望に応えることができるよう努めてまいります。

以上、平成22年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。私たちの暮らしを取り巻く社会経済状況は、一筋の光が感じられるようになってきましたが、依然として先の見えない時代が続いています。

こんな時代であればこそ、しっかりと足元を見つめ、自分の足で、自分の歩幅で歩き出すことが大事だと思います。

先人が築き上げてきたわが町標茶を、次の世代に少しでもより魅力的なふるさととして手渡すため、そして「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思える町をめざして、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

◎教育行政方針

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成22年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

国においては、教育基本法の新しい教育理念のもと、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、子どもたちが夢と希望を持ち、心豊かに逞しく「生きる力」を育んでいくことが求められています。

「まちづくりは、人づくりから」といわれるように、その根本に流れる考え方は、学校、家庭、地域が連携しながら、まちぐるみで学ぶ心を育て、人を育て、自らも育ち、生きがいや活力あふれる町民を育てていくことであります。

この目的を達成するため、社会の変化と教育改革の動向を踏まえ、町民一人ひとりの

個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、今こそ教育の大きな転換期であるという認識にたち、教育をめぐるさまざまな今日的課題に対応し、諸施策を展開してまいります。

そのために、学校・家庭・地域の連携を深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

教育基本法をはじめとする法の改正を背景に、平成20年3月に学習指導要領が改訂告示されました。新しい学習指導要領においても、「生きる力」の理念は継承され、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健康な体をバランスよく育成することが引き続き求められております。

「生きる力」を育成するためには、校長の経営ビジョンを明確にし、教職員が一丸となって新学習指導要領を学校の教育計画に具体化するとともに、学校、家庭、地域と「生きる力」の理念や趣旨を共有し、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく七点にわたって申し上げます。

まず、「信頼に応える魅力ある学校づくりの推進」であります。

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域と目指す目標や成果と課題を共有し、共に次世代に生きる子ども達に「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 学校運営改善サイクルの確立

現状に満足することなく、日々改善を進めることにこそ教育本来の営みがあり、その取り組みの過程と成果が、信頼される学校づくりにつながるものであります。

そのために、学校は現状を明らかにし、自校の課題を的確に把握するとともに、校長の経営方針・経営重点の共有化、共同化を図り、組織的・継続的な学校運営改善サイクルを確立し学校運営の改善に努めます。

また、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるため、家庭や地域と長期・短期における目標や具体的な方策の共有を図り、共に課題を踏まえた着実な改善に取り組んでまいります。

そのコミュニケーションツールとして、全ての学校において、学校の自己評価を実施・公表・対話するとともに、学校関係者評価を実施してまいります。

なお、学校評議員制度の導入校においては、その趣旨を学校改善に活かしてまいります。

(2) 教員の質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあって、教員の質の向上が重要になることはいうまでもありません。今後も教職に対する深い愛情と、高い使命感、実践的指導力を身につけ、質の高い教育を保証することが求められております。

そのために、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、指導室の学校訪問や情報提供を充実させ、校内研修の成果の公開と交流を働きかけるとともに、各種研修会や講座への参加について呼びかけ、より広い視野・視点から自らを高められるよう支援してまいります。

また、平成22年度も2校を研究校に指定するとともに、その成果を町内及び管内・全道へ発信するなどして、教員の指導力向上に努めてまいります。

「確かな学力の育成」

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

これらの指導にあたっては、わかる喜びや学ぶ楽しさを実感できる授業づくり、学習と日常生活のつながりを意識した授業づくりの充実を図るとともに、基礎・基本の明確化と評価の重点を明らかにした指導により、子どものつまずきをフォローする等、基礎・基本を確実に習得できるよう努めてまいります。

また、体験的な学習や言語活動を発達段階に応じて積極的に取り入れ、考える力や判断する力、表現する力などを育てる指導の充実に努めてまいります。

なお、平成22年度も全国学力・学習状況調査から得られた結果を分析し、実効性のある学校改善プランの策定・点検・見直しを支援するとともに、学校における指導の充実に生かしてまいります。

(2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、習熟度別・少人数指導やチーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補足的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、一人ひとりが学習に意欲を持って取り組めるよう支援してまいります。また、指導と評価の一体化を図る観点から、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

(3) 生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。そのため、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を一層推進するとともに、計画的な家庭学習の課題を提示するなどに取り組み、家庭における学習習慣の定着に努めてまいります。

(4) 今日的な教育課題への対応

学習指導要領の改訂に伴い、平成23年度から小学校5年生以上に年間35時間の外国語活動が導入されることになりました。これまで、総合的な学習の時間において英語活動に慣れ親しんできましたが、音声を中心としたコミュニケーションの能力の素地を育成するた

め、完全実施に向けた実践的な研修に取り組んでまいります。

また、中学校においても、身近な事柄について一層幅広いコミュニケーションを図ることができるよう授業時数が増加されることになっております。そこで、指導の実施にあたっては、引き続き外国語指導助手を派遣してまいります。

さらに、これまで取り組んでまいりました、中学校における職業体験学習や食に関する教育についてもその充実を図ってまいります。

「豊かな心の育成」

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成には、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて行われることが重要であることから、以下の点について取り組んでまいります。

(1) 道徳教育の充実

幼児期においては規範意識の芽生えを培い、小学校においては道徳的価値観の形成を図る指導と自己の生き方についての指導を、中学校においては人間としての生き方を見つめさせる指導の充実を図ってまいります。また、特別活動や総合的な学習の時間などを活用し、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

そのために、道徳教育の校内における推進体制を確立し、道徳の授業の一層の充実に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的価値を共有し、連携して道徳的心情や実践力を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取組を公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

(2) いじめや不登校への対応

このことにつきましては、早期発見、早期対応が解決の最大の近道であることを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、その対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題については、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」の様子を紙面にて紹介するなど学校の取組を積極的にアピールし、家庭や地域と連携した活動へ発展させていきます。

これまで取り組んできた町独自のいじめ実態調査については、引き続き実施するとともに、リーフレットの作成・公開を活用し、家庭と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取組を継続してまいります。

不登校への対応については、小1プログラム、中1ギャップなど環境の変化による不適應状況を予防するため、幼保小中連携を図るとともに、学習・生活に関するガイダンスを実施するなど、学校に溶け込むための取組の充実に努めてまいります。

(3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実を推進してまいります。また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

「健康な体の育成と安全教育」

体力は、生活をする上での気力の源であり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていくものであります。このように、体力は「生きる力」の極めて重要な要素となっていることから、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導面では、学校保健安全法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

安全指導では、学校の危機管理マニュアルの機能充実に努めるとともに、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携の上、計画的に実施し、交通事故や校内事故等の予防指導とともに、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実を進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めてまいります。また、不審者の侵入や変質者との遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるように、引き続き指導を徹底してまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、食に対する関心度が高まっている今日、食を提供する立場として食材の厳選、可能な限りの地場産品活用、徹底した衛生管理、栄養バランスのとれた献立など、より安心、安全で美味しい学校給食の充実に努めてまいります。

「特別支援教育」

特別支援教育につきましては、各学校における取組の交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制の更なる充実に努めてまいります。また、特別支援学校との連携を図った校内の取組の充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の指導計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流や共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めてまいります。

なお、特別支援教育支援員の配置につきましては、継続して標茶小学校、標茶中学校に配置することとします。

「幼稚園教育」

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健全な成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合い

ができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

就学前の幼児教育の確立において、さらに保育所との連携を深めるとともに、幼保一元化につきましては、国の動向を踏まえ関係部局と連携し、子ども達へのより良い環境づくりに向け意を配してまいります。

「教育環境の整備」

学校・学級の適正規模化につきましては、教育効果の向上を図るため、児童生徒の立場にたった編成が求められており、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒への教育環境が充実するよう努めてまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、これまでも危機管理マニュアルにより登下校や校内外時などにおける対策に努めてきたところであります。さらに学校、家庭、地域、ボランティア団体、警察等のご協力をいただきながら、地域全体で児童生徒の安全確保が図られてきております。今後も、その連携をより広く構築いただけるよう努めてまいります。

スクールバス運行につきましては、児童生徒の安全を第一に関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。

学校施設等整備につきましては、標茶小学校校舎防音改築工事が本格着工し、平成22年度内に校舎部分を完成するよう進めてまいります。

また、学校等耐震化対策につきましては、虹別中学校校舎改築および塘路小中学校の校舎、体育館の補強工事（一部木造校舎部分の改築）、磯分内小学校体育館の補強工事に着手いたします。

また、改修や修繕工事等につきましては、学校教育施設整備基金により対処してまいります。

学校環境衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、各学校の実態に応じて、適切かつ効果的な活用を図りながら、引き続き進めてまいります。

2. 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第6次中期計画の3年目になります。この2年間の具体的な取り組みの検証と評価に基づき、生涯学習の観点に立って社会教育を推進してまいります。

「生涯学習の推進」

改正教育基本法の第3条は「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とする「生涯学習の理念」を新たに規定したものであります。町民が生きがいを持ち、充実した生活を営むため、生涯の各時期に応じて、必要な課題などに対し、学習の場や機会が幅広く用意され、選択して学習できることが大切であります。そして、その学習成果を活用し、各人が社会の形成に主体的に参画しながら、「地域づくり」、「人づくり」を進

めていくことが、目指すべき生涯学習社会の姿であると考えます。

具体的には、住民の学習拠点である社会教育施設が核となり、各部局、関係機関等との連携を強化し、より住民の主体性が発揮される学習機会の創造に努めてまいります。さらに、その学習の成果が住民による実践というかたちで地域づくりに還元され、それがまた新たな学習要求へとつながる、学習と実践の循環が生まれるよう努めてまいります。

なお、公民館運営にあたっての館長の地域化・非常勤化については、現状での困難性を認識しつつも先を見据えた、検討をしてまいります。

「家庭教育への支援」

家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情、家族とのふれあいが、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観や社会的なマナーを身につける重要な役割を担うものであります。しかし、少子化、過疎化が進む中で、子育てに不安や負担感を抱く親の増加が危惧され、家庭の教育力の低下が指摘されております。このため、子育て支援センターをはじめとする関係機関はもとより、地域社会全体で家庭教育を支援していく体制の構築に努めてまいります。

具体的には、釧路短期大学との連携により、その知識と経験を子育て支援に生かす事ができるよう、主として中高年者を対象とした講座の開催に取り組んでまいります。また、その実施にあたっては保育園及び子育て支援センターとの連携を図ってまいります。

「青少年教育の充実」

青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域社会が一体となり全町的かつ総合的に推進することが大切であります。今後とも各機関、団体等と協力し、青少年の健全育成に努めてまいります。標茶町青少年健全育成推進連絡協議会につきましては、その機能が充分発揮できるよう組織の見直しを含め協議してまいります。

少年活動では、学年、地域を異にする児童・生徒の交流を促進するとともに、自然体験学習やボランティア体験等の提供により、子どもたちにとって、協力すること、我慢すること、感謝することなどの大切さを学ぶことができるものであり、より効果的な学習プログラムの開発と活用に努めてまいります。また、少年の遊びを含めた体験活動を促進するために、地域子ども教室を全町的に展開し、中高年者を中心に支援者、指導者の確保に努力してまいります。

青年の活動につきましては、青年や青年団体が社会的役割を果たすために必要な学習機会の確保と、リーダーの養成に努めてまいります。一方、青年個々の具体的な要求に基づく文化・スポーツ、地域のイベント等に対して自主的に参画できるよう支援し、青年の持つエネルギーが積極的な社会参加につながるよう意識啓発に努めてまいります。

「成人教育の充実」

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻く様々な課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行なわれております。引き続き現代的

課題の解決を含めた学習機会を充実させ、学習者自身が自主的に学習機会を創造していくための支援に努めてまいります。

また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画研修会など目覚ましい活動を展開しており、まちづくりにも多くの場で多くの女性が積極的に参加しております。今後とも各種研修の機会をつくるなど、より一層女性が社会参画しやすい環境づくりに努めてまいります。

さらに、釧路短期大学との連携により進めている生涯学習講座につきましては、子育てサポーターの養成につながるよう取り組むとともに、標茶町の歴史を学び伝承するための講座を開催してまいります。また、他の高等教育機関の機能も積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応じてまいります。

「高齢者教育の充実」

高齢者にとって、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことは、社会的適応能力の獲得や自立するうえで非常に重要であり、益々高齢化が進む中、各公民館で行われている「高齢者講座」や「たんちょう大学」等の学習機会の充実が求められております。また、地域の子どもたちとの異世代交流活動などを通じて、高齢者が文化・習慣・技術の伝承者として尊敬され、豊富な経験や知識・技能が次世代に受継がれることが必要であります。今後とも高齢者の自己実現が図られるよう、公民館講座等の充実に努め、社会参加の機会の充実を支援してまいります。

「スポーツの振興」

町民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整え、生涯にわたる豊かなスポーツライフを送ることで、爽快感、達成感、連帯感などの精神的充足と楽しさ、喜びなど体力の向上と併せて精神的なストレスの発散、生活習慣病予防など健康の保持増進に資することが求められております。

スポーツの普及・振興につきましては、子どもから高齢者までを対象にした各種スポーツ大会や各種教室を引き続き開催してまいります。

体育指導委員につきましては、地域住民のニーズを踏まえたスポーツ振興の推進役として、活動しやすい環境の整備に努めてまいります。

スポーツと福祉・保健・医療との連携のもと、健康づくり運動指導員が軸となり、町民の内臓肥満予防、転倒骨折予防をはじめとする健康づくり教室等の取組を強化してまいります。併せて、健康づくり運動専門員の配置による専門的な運動指導に力を注ぐとともに、健康づくり運動指導員の技能・能力の向上のための指導にも努めてまいります。

また、スポーツをする子としない子の二極化が進み体力の低下傾向が指摘されるなか、家庭・学校・地域が連携して子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境を整えてまいります。また、スポーツ合宿で本町に訪れる大学や企業の協力による地元児童生徒との交流とスポーツ教室を通してスポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてま

います。

スポーツ施設の管理運営につきましては、利用者ニーズの多様化に応え、施設の有効利用が図られるよう体育関係団体や地域との協議を重ねながら、柔軟な管理運営を目指すとともに、学校の協力のもと引き続き学校開放事業を実施してまいります。

なお、本町の豊かな自然環境との共生を図りながら、年間を通じて、自然とふれあうことのできるアウトドアスポーツやニュースポーツを活用したレクリエーションの普及に努めてまいります。

「文化・芸術・芸能の振興」

本町は6つの公民館を拠点として、自主的な文化・芸能活動が展開されており、総合文化祭・各地区文化祭などは年々レベルが向上し、内容も豊かになってきております。

さらに、住民の自主的な企画・運営によってコンサート等が開催されるなど、高い文化的水準が確保されております。こうした気運を維持、発展させるために、情報提供に努めてまいります。

また、社会教育認定団体の自主的な文化活動に対する支援を継続するとともに、広く町民に芸術・芸能の鑑賞機会を提供してまいります。

「文化財の保護と活用」

標茶町は2つの国立公園を有し、特に釧路湿原国立公園にあっては本町が全面積の約45パーセントを占め、全町的に豊かな生態系が維持されておりますが、一方では絶滅が危惧されている動植物も多種存在しております。

さらに、全道有数の埋蔵文化財の包蔵地を抱えており、石刃鎌文化を始めとして多くの考古資料が全国的に注目されております。今年、平成17年度から3カ年で実施された下水道事業によるウライヤ遺跡越善地点に隣接する場所に、携帯電話用通信施設が設置される予定で、受託事業として発掘調査することとなります。少ない面積ではありますが、遺物濃度の濃い出土が予想されております。

また、文化財の保護・活用施策を積極的に進めるために、特に町指定文化財の調査研究と町民への啓発に努めてまいります。

「図書館の活動」

図書館活動につきましては、人づくり、町づくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「知の拠点」として、「資料提供」「全域奉仕」「児童奉仕」の三点を重点項目に掲げ、図書館サービスに努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化を極めており、他の公共図書館や大学・学術機関との密接な協力関係のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。

課題になっておりました蔵書管理の電算化につきましては、平成21年度から緊急雇用創出推進事業を活用し、資料データの入力作業に着手しており、今年度も引き続きデータの入力に力を注いでまいります。

また、全町民が図書利用の機会を得られるように、移動図書館車の運行や各地域文庫、学校移動文庫の充実により、全域奉仕網を図ってまいります。さらには、高齢や身体に障がいをお持ちで図書館利用が困難な方に、移動図書館車の個人宅巡回や配本により図書館利用ができる体制をとってまいります。

近年、子どもの情操形成の過程において読書の重要性が見直されてきております。乳幼児・児童奉仕については引き続き、絵本の読み聞かせ会をはじめ、子育て支援センターと連携、それに伴うボランティアの育成、司書による学校訪問の実施、図書館まつりや人形劇等の子ども行事などにより、読書生活の習慣化に努めてまいります。

また一方では中高年齢層の利用が増加し、さらに学校における読書活動や総合的な学習の時間などでの図書の活用の声が高まっております。図書館の基盤となる蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会の開催など各世代の学習意欲を喚起する行事にも取り組み、住民の暮らしに根ざした図書館の運営を行ってまいります。

「郷土館の活動」

郷土館の充実につきましては、「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」の4つの機能を発展させ、郷土の自然や歴史を学ぶための個々の学習要求と、近年、増加傾向にある町内の各学校の体験学習に対応することで、児童生徒はもちろん、多くの人々にその学習の機会と場を提供するよう努めてまいります。

それぞれの機能のうち主な事業としては、資料受け入れ・保存のための収蔵庫の改修、昨年に引き続き、国の補助事業を活用しての埋蔵文化財資料と未登録民具資料の整理、自然展示室の一部展示替え、新規登録資料を中心とした移動展の継続と施設内ミニ企画展の実施、それぞれの学芸員担当の歴史・自然講座の開設、ウライヤ遺跡越善地点発掘調査などに引き続き取り組んでまいります。

さらに、博物館機能の充実のため、郷土博物館の条件整備に努めてまいります。

以上、平成22年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

◎陳情第5号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5。陳情第5号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報

告を求めます。

総務委員会委員長・田中敏文君。

○総務委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 総務委員会より報告をいたします。

平成21年12月定例会において本委員会に付託されました、陳情第5号、次期選挙までに標茶町議会議員の定数を12名以内に削減を求める陳情について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、三回にわたり委員会を開催し、慎重に審査を行った結果、意見を付し全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以下、内容を説明いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

1. 件名、陳情第5号、次期選挙までに標茶町議会議員の定数を12名以内に削減を求める陳情。

2. 審査結果、不採択とすべきもの。

3. 意見、本陳情については、陳情者を招致し陳情趣旨の説明を聞くなど陳情者の意見も十分尊重し、三回にわたり慎重に審査を行った。

議員定数については、昨年議会としても取り組んでおり、現在も協議中であること、また、その内容は、本陳情の12名以内に削減するという数字にとらわれるものではないので、この陳情については不採択とした。

以上で、審査報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

陳情第5号に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

本件を、委員長報告のとおり、不採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第5号は不採択と決定いたしました。

◎産業建設委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。産業建設委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・菊地君。

○産業建設委員会委員長（菊地誠道君）（登壇） 産業建設委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査日時は平成22年1月19日、2月15日であります。

調査場所はいずれも標茶町役場議員室であります。

1. 調査事件、新規就農の支援についてであります。

2. 出席者は記載のとおりであります。

3. 調査の経過であります。町の基幹産業である酪農業を、持続的に発展させ、併せて地域コミュニティの維持を図ることを目的に平成7年から現在の標茶町新規就農者誘致特別措置条例が設けられ、それぞれ時代の要請に対応し新規就農者誘致制度が展開されてきた。

今回、5年毎の見直しの時期であることから、農林課長、農業企画係長から今後の支援内容や釧路管内の支援状況等の資料に基づき説明を受け、質疑を行いました。

4. 調査結果及び委員会の所見であります。今回の条例改正にあたっての主なものは、新規就農者の範囲の拡大が図られ、新たに農業法人構成員としての就農も対象とし、経営継承型への助成も新設されたことである。さらには、受け入れ農業者の事前登録制、審査制の導入など、新規就農者がより充実した研修が受けられるよう改善が図られました。

これまで、助成金・奨励金等の免除措置はなかったが、めまぐるしく社会情勢が変化するなかで、10年以上の経営継続を条件とし助成金・奨励金の免除措置が設定されました。

これらの幅広い支援によって、新たに農業に就農する者がひとりでも多く現れることを期待するものであります。

残された課題としては、今回、検討はされていたが、離農後、経営継承が実現する間の固定資産税については、収入がない中での負担が大きいことから、納入猶予などの措置ができないかなど、引き続き検討をお願いしたいと考えております。

新規就農者は、酪農業を持続的に発展されるとともに、地域コミュニティにとっては新しい刺激として重要な存在であり、今後も、酪農のみならず、様々な農業形態に対応できる就農支援の充実を進めるべきであります。

以上で、産業建設委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、産業建設委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎陳情第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。陳情第1号を議題といたします。

本案は会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第1号は、議会運営委員会に付託いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君）（発言席） さきに通告いたしました6件の質問をさせていただきます。

まず最初に、「子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券配付状況と検診施策の継続について」でございます。

女性特有のがん対策としては、国は一定年齢に達した女性を対象に検診手帳の交付と子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券配付を昨年より全国の市区町村でスタートいたしました。

本町も平成21年9月から平成25年度までの間として施行いたしました。

子宮頸がんの受診対象は20歳から40歳までの5歳刻みの女性が対象でございます。乳がんは40歳から60歳までの5歳刻みの女性が対象であります。

現在までの検診手帳交付と無料クーポン券の配付状況および検診状況はどうか伺います。

また、子宮頸がんと乳がん検診が21年9月からスタートし、25年度まで実施されるが、受診率向上を図る観点からも5年後以降も継続し本町のがん検診施策として検診率の向上を図るべきではないか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 13番・川村議員の「子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券配付状況と検診施策の継続について」のお尋ねにお答えをいたします。

国は、女性特有の子宮頸がん・乳がん検診の受診率の向上を図るため、受診料の自己負担を免除する平成21年度限りの措置として、子宮頸がんについては、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳を、乳がん検診については、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳を対象とした第一次補正を予算化したところであります。

本町では、特定の年齢に対し、単年度限りの措置をすることは不公平を生むことや、子宮頸がん・乳がん検診の受診率の向上を図ることから、受診料の自己負担免除を5年間継続することを含め、昨年8月の第4回臨時会で予算の議決をいただき、9月1日から実施し、平成22年度予算においても所要の予算措置を講じているところであります。

一点目の検診手帳交付状況と無料クーポン券の配付状況及び受診状況であります。2月末現在で検診手帳の交付及びクーポン券の配付は、子宮頸がんが175件、乳がんが294件で、受診数は子宮頸がんが19件、乳がんが39件となっております。

二点目の5年目以降も検診料の自己負担免除を継続し、検診率の向上を図るべきとのお尋ねであります。がんは3大死因のひとつで、早期発見・早期治療をすることが必要であり、子宮頸がんや乳がんに限らず、早期発見のための受診率の向上は、国の課題となっております。

国のがん対策推進基本計画においては、2012年、平成24年まで検診率を50パーセントに引き上げることを目標としており、本町においても総合住民検診や町立病院の人間ドックなどを通じ、受診率の向上のため費用の助成を行っているところであり、5年後以降の女性特有のがんである子宮頸がんや乳がんを対象にした検診料の自己負担免除につきましては、受診率の状況等の推移を見て判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） ただいま検診手帳の配付状況、それから無料クーポン券の配付状況、それから受診の件数をお聞きいたしまして、施行からまだ5カ月たったかたないかでございますので、なるほどなと思っております。5歳刻みということで、町も5年間は継続すると、それ以後は検診の動向をみながら対応していきたいということでございますけども、ぜひ今後とも、5年後も標茶独自の施策として女性を守るというか、そういう施策もぜひ検討していただきたいと思います。

それを聞いて次に。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしましたけども、5年後の状況等の推移をみて判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） わかりました。

次に、「子宮頸がんの予防ワクチン接種費用の公費助成制度導入について」ですが、質問させていただきたいと思っております。

日本で子宮頸がんは年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなると推計されており、主な原因はヒトパピローマウイルス（HPV）の感染と特定されております。予防ワ

クチンは原因の約7割を占める「16型」と「18型」のウイルスに対するもので、がん検診とのセットで「ほぼ100%予防」ができると言われております。昨年10月厚労省が予防ワクチンを承認し、12月に発売がスタートいたしました。これを受け予防ワクチンの公費助成を表明する自治体が全国に徐々に広がっております。

そこで、子宮頸がんは20～30代の女性が最もかかり易いがんであり、がんに対する正しい知識や予防で早期発見・早期治療するため、特に小学校高学年から中学校3年生まで情報提供が必要と考えるがどうか。

次に、昨年、厚労省が予防ワクチンを承認し、12月に発売がスタートいたしましたが、子宮頸がん予防ワクチンの接種回数は3回の接種が必要とされ、約4万円の高額負担が必要になることから、3回分のワクチンの予防接種費用を収入の多少にかかわらず、小学6年生から中学3年生までの女子を対象に、子宮頸がん予防ワクチン接種費用の公費助成制度を導入し実施すべきと考えますがいかがか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に、二点目の「子宮頸がん予防ワクチン接種費用の公費助成制度導入について」であります。議員ご指摘のとおり子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスによる感染が原因で発症する割合が高く、昨年10月16日、子宮頸がん予防ワクチンが承認され、12月16日から国内での販売が開始されたところであります。

お尋ねの子宮頸がん予防ワクチン接種の「小学校6年生から中学校3年生の女子に対する公費助成制度を導入すべき」とのことですが、接種対象者が未成年者であることから、保護者の理解が必要となることや、ウイルスの感染の7～8割が性体験によることとされ、接種対象者である小学校6年生から中学校3年生女子に対する性教育の習熟度、子宮頸がん予防ワクチンを接種してもすべての子宮頸がんを予防できるわけではないことから、接種後も定期的な子宮頸がん検診が必要であることを理解していただくことも必要であること、また、小学校6年生から中学校3年生女子を対象とした場合、集団接種が望ましい接種方法となりますが、現在、国内の子宮頸がんワクチンの供給量が非常に不足している状況であることや、現在、厚生科学審議会の予防接種部会において、子宮頸がん予防ワクチンを含めた予防接種施策全般について議論されていることから、その結果等を踏まえ公費助成制度導入を検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 13番・川村議員のご質問であります「子宮頸がん予防について」教育委員会における考え方について、お答えいたします。

はじめに「子宮頸がん」に対する児童生徒への情報提供の必要性についてであります。議員ご指摘のとおり、子宮頸がんは、現在の日本の20代から30代女性のがんでの死因第一位となっており、防止策として、昨年承認された予防ワクチン接種、検診そして、その要因であるウイルス感染防止の正しい知識の普及と情報提供が基本であります。小学生高学年から中学生までの間での学習指導等において、現時点で指導した或いは情報提供し

た経緯はございませんが、今後、学校での保健授業等の内容状況に応じて、適宜、情報提供等がなされるよう学校と連携を図ってまいります。

次に、小学6年から中学3年までの女子を対象とした予防ワクチン接種費用の公費助成制度導入についてであります。町の健康・保健推進総体にかかることであり、町長部局と協議してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 町長のご答弁では、今後ワクチンも不足だし、今後検討していきたいということでもあります。承知だと思えますけども、このワクチンは昨年12月にやっと承認されて使えるようになったということで、日本はどっちかというワクチンの後進国だとも言われております。もうすでにこの16・18型に対する世界の約100カ国では、承認されて使われているということでございます。そしてワクチンの接種3回ということで、十分な効果を得るためには3回必要なんだということで、1回が1万7,000～8,000円するということから、公費助成を導入すると、今後の推移をみながら考えていただきたいと思えますけれども、それについては。

ただ、接種対象が10歳から11歳、小学校5・6年生から中学校3年生まで、なぜ、先ほど町長のほうも親の承諾があると、未成年の場合は、おっしゃられましたけども、11歳から14歳を対象に接種するという事は、一番肝心な感染は性行為による感染ということでございますけども、このワクチンを接種することで、効果が15年から20年ぐらい続くということございまして、検診とあわせて早いうちにワクチンを接種しておくことで、検診で早期発見もできるだろうし、そして、子宮頸がんですから子宮の入り口に出来るガンだそうなんです。奥のほうじゃなくて。それを予防するワクチンですので、1回打ったから必ず予防できるということじゃなくて、再感染しても、本来は自然治癒力というか免疫力でほとんどが治癒していくらしいですけども、この子宮頸がんの16と18のVPHですか、HPVですか、このウィルスに感染すると発ガンするということでございまして、できれば将来的にも女性が子供を産めない体にならないためにも、やっぱり本町としてもなんだかの対策、検診とあわせて予防接種ができるように、町長部局と教育長のほうも検討していただければと思えますけども、再度お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをいたしましたけども、議員のご指摘のような状況でございますので、国の動向等も踏まえて、その結果等を踏まえて検討してまいりたいとそのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君） お答えしたいと思います。

学習指導要領等におきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、そういった具体的な指導というのは現在ないんであります。ただ、必要性が今後生じた場合は、文科省ある

いは道教委と連携とりながら、そういった指導をしてまいりたいと思いますし、具体的に接種というかたちになれば、町民の健康推進上のそっちの問題もありますから、町部局と連携しながら対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

「ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンなどの予防接種費用」の公費助成制度を導入せよということをごさいますて、乳幼児に重篤な症状をもたらす危険がある細菌性髄膜炎の原因とされる「インフルエンザ菌b型（ヒブ）」が約6割で、肺炎球菌が2割。肺炎球菌による細菌性髄膜炎かかると、発熱やけいれん、意識障害などの症状が出て約7%が死亡、約40%に麻痺や精神遅滞等の後遺症が残る、とされております。

肺炎球菌予防ワクチンが国内で承認され、今春にも医療機関で予防接種が受けられる見込みとありますが、接種対象は生後2カ月から9歳以下で標準的な接種回数は4回、2歳以上が受ける場合は1回、全額自己負担、任意接種でございますが、予防接種費用が高額のため、家庭の経済的理由から乳幼児に予防ワクチン接種ができないことも考えられますので、接種者の自己負担を軽減するとともに普及促進を図るためにも、公費助成制度の早期導入を図り実施すべきではないかでございます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に、三点目の「ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンなどの予防接種費用」の公費助成制度の導入についてであります。細菌性髄膜炎は、乳幼児が罹患すると発熱やけいれん、意識障害などの症状により、3割が死亡や重度後遺症になることから、1998年、平成10年、WHOが、細菌性髄膜炎の原因とされるインフルエンザ菌b型（ヒブ）の乳幼児への接種を推奨し、日本では平成20年12月22日からヒブワクチンの承認・販売が始まり、医療機関での任意接種が始まりましたが、ヒブワクチンの生産体制が需要に追いつかない状況と聞いているところであります。

現在、釧路管内の医療機関では、費用は4回接種で3万円程度となっておりますが、予約から接種まで6～8カ月程度の時間がかかっております。

ヒブワクチンの公費助成制度につきましては、現在、道内の9町村で導入されておりますが、本町に公費助成制度を導入するにあたっては、接種医療機関、ヒブワクチンの確保や担当小児科医の確保などの課題もあることから、課題を整理した上で、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 課題の整理をしてから考えたいということでございますので、否定されたわけではございませんので、検討していただきたいということを要望して終わります。

次に、本町と定住自立圏共生ビジョン策定についてでございます。

釧路市は定住自立圏の構成に向け周辺自治体と協議を進め、21年12月定例市議会閉会後に中心都市宣言を行い、隣接する釧路町、鶴居村、白糠町、浜中町と準備中で、市議会22年度2月定例会に提出する協定協議案は、他の自治体より先行している釧路町との協定のみの報道がありました。

同構想は前政権時に策定・施行された構想で、中心市と周辺市町村が協定により役割を分担し、互いに協力しながら住みやすい生活圏を形成する事業だが、今日までの間、釧路市と本町間での協議等はされたのか。

次に、定住自立圏共生ビジョンを策定すれば中心市は年間4,000万円、周辺自治体では1,000万円程度の特別交付税が受けられるようでございます。想定される取り組みとしては医療や福祉、教育、産業振興、環境などの生活機能の強化が期待される。可能であれば本町も共生ビジョンを策定し、メリットである特別交付税を積極活用すべきと考えますが、本町のこの事業に対する基本的な考えを伺います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に、四点目「本町と定住自立圏共生ビジョン策定について」であります。議員お尋ねの「定住自立圏構想」につきましては、今後、大幅な人口減少が見込まれ、三大都市も地方圏も「過密なき過疎」と言われる時代の到来により、地方圏の将来は極めて厳しいと予測されておりますが、このような状況を踏まえ、国は、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にも、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出する観点から推進している施策であります。

定住自立圏の目的といたしましては、圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基つき、中心地において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集中的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、お互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図るとあります。

釧路管内の状況につきましては、議員ご指摘のとおり昨年12月に釧路市が中心市宣言を行い、協定を結ぶ一つの条件である通勤通学割合が10%以上である周辺自治体として釧路町、鶴居村、白糠町、その他、連携の意思を有する町として、既に医療に関する覚書を交わしている浜中町が、宣言書に記載されております。

また、協定書につきましては、中心市と周辺市町村が1対1で交わすこととなっておりますが、現状、釧路町が2月、その他の町村については6月に結ぶ準備をしていると聞き及んでおります。

「釧路市と本町間の協議等はされたのか」とのお尋ねであります。昨年11月に釧路市から事務レベルで、状況の説明と宣言書に記載するか否かの打診があったところであります。

しかしながら、本町は中心市への通勤通学割合は4%であり、また、その他、連携の意思を有する町として具体的連携のメニューも明確では無いこと、更に、その判断を11月中旬まで出さなければならないとのことであり、時間的にもその判断は困難として回答したところであります。

次に、「本町においても、この制度を積極的に活用すべきでは」とのお尋ねであります。昨年11月以降も釧路市とは情報交換を行っており、次のような情報を得ております。

一つは、今回、宣言書に記載されなくても、今後、新たに参画することは可能であることを総務省に確認していること。

二つ目は、議員ご指摘の特別交付税が、包括的に交付されるのではなく、協定書にある事業に係る経費が対象であり、示された額については上限であることであります。

したがって、本町といたしましては、制度参画を意識し、釧路市とも協議は継続してまいります。制度趣旨を踏まえつつ、本町の活性化、並びに、圏域の活性化双方にメリットがある内容が明らかになった時点での参画を考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 今、町長からいろいろご説明ありましたが、一応昨年の11月ですか、事務レベルでお話があったけども、まだ策定の段階でもないし、そういう状況にないと、今後、メリットが明らかになれば考えたいということなので、私としてももうそれ以上何も言うことはございませんので、最終的には行政が判断することです。新聞等に出ておりました、1,000万円程度の特別交付税があたるわけではありませんということで、理解でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

実施した事業に対して上限が1,000万円ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） わかりました。次に、進みたいと思っております。

5番目の次期・標茶首長選挙への出馬についてでございます。

早いもので本年10月に首長の改選期を迎えます。思えば町長は、平成18年10月に前町長の後継として急遽出馬され当選されました。今日までの間、粛々と標茶丸の舵取りをされて来たと思っております。又、本年は、今後10年に亘る第4期総合計画を策定され、池田カラーが随所に散りばめられた町づくりのビジョンと推察いたしますとともに、計画を自らの手で実現するためにも、次期、標茶町の首長選挙に向けた決意・抱負等、町民へのメッセージとして現時点でのご所見を伺いたい。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に、五点目の「次期・標茶町首長選挙への出馬について」とのご質問にお答えいたします。

この件につきましては、現時点においては、いかなる決断もしておりませんので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 現時点では答えられないと、考えておられないとのことですが、私個人としては、ぜひ2期目も出馬されて、標茶の首長としてがんばっていただきたいなという思いでは、個人的には思っております。それ以上聞くような状況ではないと思いますので、次の質問に入らせていただきます。

行政改革で特別職員の高額退職金の見直しを次期・首長選挙公約で推進せよと、大変僭越ではございますけれども、今、5番目の首長選挙の進退についてお聞きし、その流れで6番目の質問をいたします。

リーマンショック以来、世界的な大不況の影響がまだまだ続いている。国は税収の落ち込みにより、借金をしなければ新年度予算が組めない状況であり、又、不況による企業の雇い止め、派遣切りによる失業者の増大、高卒・大卒者の就職内定率も低く大変厳しい社会状況下であります。わが党の21年度マニフェストでは、地方公共団体の行革の推進として、都道府県や市区町村においても、事務・事業の徹底的な見直しを行い歳出の削減を推進すること、都道府県の知事・副知事等、市区町村の首長・副首長等の特別職員に4年毎に支給される退職金の見直し（廃止・縮減）を掲げております。

平成21年度ベースで町長の1期4年の退職金は1,662万8,744円、副町長では1期870万5,928円、教育長では1期で690万2,016円が支給されております。町民に奉仕する立場の特別職員として、特権的ともいえるような退職金制度を見直し、その財源を町民の福祉・医療・介護・教育等の財源に当てるべきと考えます。行政改革推進の一環（歳出の削減）として、町民目線に立ち特別職員の退職金の見直し（廃止・縮減）を次期・首長選挙の公約として掲げ推進すべきではないか。町長のご所見を伺います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次の、六点目の「行政改革で特別職員の高額退職金の見直しを次期・首長選挙公約で推進せよ」とのご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、地方公務員の退職手当の支給制度は、都道府県および都市などでは単独で制度化している状況にありますが、小規模な市町村又は一部事務組合などでは、職員に対する支給事務を共同処理して退職手当組合を結成し、市町村財政の安定と健全化を図っております。

本町につきましては、道内の市町村及び一部事務組合などで構成されている「北海道市町村職員退職手当組合」に加入しており、特別職、一般職ともに、退職時の退職金支給に対応しています。

従いまして、特別職の退職金の支給率については、当該組合の退職手当条例により定められており、支給率の削減や廃止については、当該組合議会における条例改正の手続きが必要であり、本町だけで解決できるものではないことをご理解願いたいと存じますし、次期首長選挙の公約にとのお尋ねにつきましては、先ほどもお答えしましたが、現時点においては、次期出馬について、何ら決断しておりませんのでご理解願いたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 時期首長選挙の公約ということでございますけども、それについてはまだ考えてないということで、公約にはできないということでございますが、退職組合に市町村共済組合ですか、それにその議会で率とかいろいろ決めなきゃ何もできないんだというような言い方で行ったんですけども、答弁でございましたけども、私が持っている資料では、この1年の450万円ですか、これの12で割ると大体で34万6,000円にながしになるわけですけども、この財源は個人で月給から掛けているんですか。これ。掛金ですね。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えいたします。

退職手当組合の負担金につきましては、一般職、特別職ともに公費負担によって支出をしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） その公費で掛けているというところがやっぱり問題なんですよ。私にすればですよ。やっぱり町民の目線からすると、自分で例えば半額を負担しているというなら分かるけども、特別職、職員は別にして、特別職の場合は全額公費負担というのは、高額なお給料をいただいているわけですから、その辺がひっかかってくるんでないかな。町民の目線でみればですよ。その辺からいっても、やっぱり制度の見直しとか、縮減というものは考えていくべきでないかなと私は思います。例えば、年間450万円、1年間でいけばですよ。その算出は、今町長は月額給料が81万1,000円ですか、それに512.6%、この掛け率がすごく高いのです。だからこの金額が出てくるわけですよ。どうしても制度持続するというのであれば、やっぱり掛け率を半分にするとか、やっぱり縮減していくべきでないかなと、私は考えますがどうでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 制度上の問題でございますので、私のほうからご説明させていただきたいと思いますが、退職手当制度につきましては、いわゆる日本国内の一般的な学説でいいますと、給与の後払いとも言われております。制度的には、そういう意味では、これの取り扱いについては、基本的には事業主が負担をするという、そういう考えであります。いわゆる医療保険といわれます保険、健康保険とか、そういう部分についていけば、これについては労使で折半をするという制度で行われております。市町村職員の共

済組合では、その趣旨に従って労使折半で、掛金、負担金を支払っていると。年金のために、例えば年金の部分であれば、年金についてはそういう負担に基づいて、それぞれ支給されると。

退職手当につきましては、前段申し上げましたように、給与の後払いというような学説も含めてございまして、そういう意味ではあくまでも事業主負担ということでございます。

町長からもご答弁ありましたように、基本的にはこの制度を変化をさせようとする場合については、組合議会で手続きをしなければならない。そういう意味では個別の個々の町村長が、それをその意思によって変化させるということは非常に困難な事情であります。

ただ、一つ申し上げますと、管内の町村会でこの組合議会の議員さんを出しておりますし、それから議会側としても議長会でたしか議員さんを選出していると。そういったところを通じながら、いわゆる国民の皆さんが理解をするような形に変化をさせるというのは、方法としてはそういう方法になるのではないかなというふうに思われます。

それと、単年度での負担の多さについてのご指摘もあります。ただ、先ほど町長の答弁にもありましたように、いわゆる退職手当組合に加入しているそれぞれの団体が、その時その時の退職者に応じて負担をすることになりますと、これは特に市とか都府県で起きてますけども、この大量退職者に対する一時的な需要増で、非常に困難な財政状況を迎えるということで、そういった意味でこの組合を作りながら負担の平準化を図っていくと、そういうことでいわゆる退職制度の安定化、もしくは財政の安定化を図っているのが今現行の制度でありますので、そういう意味で基本的な構造についてご理解をいただきながら、全般、中段で申し上げました制度の法律的な見直しについては、そういうことでご理解をいただきたいなど。現在の支給率については、北海道の場合は全国平均をほんのわずかでありますけども、ほぼ近い数字でありますけども下回っているということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 副町長のほうからも説明ありました。市町村、北海道もその中に入っておりますし、その中で議会での市町村の組合議会で決めなければならないというのであれば、これ以上議論してもどうしようもないので終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、13番・川村君の一般質問を終了します。

休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時15分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君）（発言席） それでは、先に通告しておりました質問をいたします。町発行の敬老パスの改善と利用度アップが図れないか。

現在、70歳以上の方々に黄色い敬老パスといいますか、あれが行き渡っているわけですが、これは70歳以上というのは、昨年調べたところによりますと、標茶町でも106人ですか、くらいの方々がなっているということで、非常に高齢化が進んできていることがあるわけですが、このパスが無造作といえおかしいですが、簡単に70歳以上になったら渡される、そして風呂の券も付いているということなんですけども、これが近くに住んでいる人が非常に使いづらいというような欠点がありまして、遠くからくる方々についてはそれなりの必要性もあるんですけど、そういう面で不便さがあるということなんですけど、例えば、バスに乗るにしてももう少し街の中に停留所、停留所というのはちょっと難しいのかなという気はしますけども、この辺のところそれが止まる場所が多くあれば、お年寄りの人たちが街の中に動く時間帯、特に朝・晩というのは通学バス等に絡んで、どうしても早い時間に街にこなげきやならないとあれがありまして、それとまた帰りも夕ご飯の時期にかけて、学生と同じような形で行き来するという事は非常に大変だと。ただ、曜日によっては昼間走っている部分もありますけれども、この辺のところ少し改善していただくような状況ができないのかということなんです。それでももう少し街の中をきめ細かく走れる小型のバスみたいのがあれば非常にお年寄りの人たちも助かるのかなというような気もします。ただ、時間帯と色々なこともありますけども、これについては、例えば栄のあたりから駅なり病院なり役場までなりというような形のなかで、行って帰ってくる小型バスがあるとすれば、なんぼもかからないと思います。オソベツまでは、こちらだってオソベツまで行かなくても、開運町の端まで行く、麻生は麻生でもって折り返してくるとかっていうような形で、同じ時間帯でなくても街の中をクルクルクル小さいバスが回って歩くことによって、非常にお年寄りの人たちが買い物にもこれる、そのことによって、やはり商店会に金を落とすということもありますので、そのほかに、今回とくとく券等がありましたけれども、やはりこういうものがでることによって、街の活性化ということもあります。それから、この近隣町村では弟子屈を調べてみますと、弟子屈では交通費イコールハイヤー料金及び燃料費も含めた助成金として、年額3,000円ということで、私は月に3,000円なのかなと思ったら年額3,000円ということで、これがあくまでも75歳になった人に、今現在250名程度がいるということで、それもうちに若い人がいて送り迎えができるような人については、町の方で精査をすると、そういうような状況下になっているそうです。

それと、標茶においても重度障害者の方には年間1万2,000円ということで、それなりの金額が出てますけども、これでハイヤーなりコスモスの車を使って、今30名弱ですか、そのくらいの方々が利用されていると。年間にしてみて1,660回というような回数もでて

いますけども、このような状況下にありますけれども、いずれにせよ、こういうような今お年寄りが非常に多くなっている段階のなかで、こういうようなことができることができないのかどうなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番・後藤議員の「町発行の敬老パスの改善と利用度アップ」についてのご質問についてでございますが、本制度は議員ご案内のとおり町有バス使用料金助成規則に定める助成対象者の内、70歳以上の高齢者の方々に対し、バス使用料を100%助成免除する制度となっているところで。

本制度は、本町市街地区以外で交通手段を待たない高齢者・身体に障害をお持ちの方々等々、交通弱者のために町立病院等の医療機関受診のため運行をしていました、患者バスを町営バスへ転換する際にそれまでの利用者を支援する事を主な目的として制定をされ、比較的容易に通院が出来る市街地にお住まいの方々の利用の利便性を考慮した制度では無い事も御理解をいただききたいと思えます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり急激な高齢化社会を迎え、本町市街地区においても日常生活・通院等に支援が必要な現状が有る事も事実であります。現行制度として身体等に障害をお持ちの方々に対しまして、先ほど議員もご指摘になりましたように年間1万2,000円のタクシー料金の助成や、在宅高齢者等移送サービス事業実施規則に基づく移送サービスを行っている事や、民間事業者による福祉タクシーも運行されている所ではありますが、高齢化の進展は今後も更に加速していく事が予測され、今般の議会でも御審議賜ります平成22年度予算ヒアリング時に、担当課へ市街地における循環バス運行に向けた可否も含め調査、検討を指示したところであります。

今現在想定出来る課題等につきましては、従前よりご説明を申し上げている所ではありますが、第一に利用される住民の方々が安全に乗り降りが出来る停留所及び停車場所が確保出来るか、又現行の町有バスを利用した場合、昨年導入した29人乗り小型バスでも道路幅の問題も有り、きめ細やかなルート設定が出来るのか、道路運送法に基づく地域公共交通会議および運輸局等の理解が得られるのか、更には民間の営業タクシー及び福祉タクシー等の方々の理解が得られるのか、民業の圧迫にはならないのか等々解決すべき課題が山積しております。

何れにいたしましても、町としてもご指摘の点につきましては、議員同様重要な課題として認識をしているところでありますので、行政が直接事業実施する事が良いのか、民間活力を活用する方向が良いのか、或いは官民が役割分担をしながら実施するのもも含め多少時間をいただく事となりますが、検討を重ねて参りたいと存じますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 今町長に詳しくお話をいただきましたので、できるだけそういう

方向で進めていただけるように、ご協力願えればなというふうに思っております。また、この件につきましても、やはり遠くからバスに乗ってこられる年寄りの方が、病院なり役場なりに降りてそれなりの行動はできるのですが、街のなかに歩いている人が良く聞くのは、あの開運橋を渡るときにたしかに今は座る場所もなにかあります。ところが長い時間かけて街まで行くことによってトイレがないと。正直なところトイレ街の中に作ると思ったら大変だろうなというふうなことは考えてますけど、結局歩いて行って、常盤なら常盤の端から遠い時間をかけていくことによってそういうことがあると。だから、例えばそういう細かく回れるバスなりタクシーなりのチケットみたいのがあれば、できるだけ家に早く帰れるというようなこともあって、そういう不便さもなくなるのではないかなというような考えもありますので、ひとつこの件については前向きな姿勢で考えていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

(何かいう声あり)

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） もしできればもう一回確認したいなと思ってます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

先ほども申し上げましたけども、私もこの高齢化という問題は直視しなければいけない重要な現実だというぐあいに考えておまして、町の施策の柱としてこれに対してどう対応していくのか、それは先ほどもお答えしましたように担当課にも指示をしております。

ただ、今議員が先ほど指摘されましたように、トイレの問題、それも当然考えなきゃいけない問題だと思いますし、非常に多くの課題があるのが現実でございまして、この地域の循環バス等々については、先行事例等もみてもなかなかうまくいってないというのが実態でございまして、どういった形になるかは別にしても、先ほど申しました現実を直視した施策というものを考えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 次に、2番目に免許証返納高齢者に交通費の助成が出来ないかということなんで、当然、今も高齢化ということで進んできてますけども、自主的に高齢の為に、免許証を返納された方については、他の自治体でも今そういうようなことが起きているように聞こえてますけども、交通費の一部を助成をする事が出来ないのかと。特に現在急増している老々事故ですね、これは、この老々事故については、この間も釧路新聞かな、載っていたのは81歳の女性が81歳の男性にはねられ意識不明の重体があったとか、それから82歳の男性が84歳の女性をひいたとか、こういうようなことです。また、プロのドライバーが、タクシーがコーヒーショップに突っ込んで、アクセルとブレーキを間違えたとか、77歳ですか、このくらいの年齢の人も、こういうような事故が起きて4名ほど重軽傷をおったということがあるので、できればこういう高齢になって、事故、例えばひいても

ひかれても大変なことが起きることから考えますと、できるだけ自主的に返納された方については、いくらかの助成金でもあげていただければいいなど。例えばこの問題は、在の方に住んでおられる、例えば75歳なり、以上過ぎた夫婦がいたとすれば、これは車がなければどうしても出てこれないと、そういうような状況になった時に、やはり危険があってもやむなし運転しなきゃならないと、例えば74歳から80歳ぐらいまでの間に免許証を返納した場合には町からいくら出ますと、夫婦で75歳の人とそれこそ70歳の奥さんがいたとする、そうすると10年間は5年5年ですからそういう補助が受けられると、孫さんなり息子さんなりに、車の油代としてちょっと呼んで街までつれてってこないかとか、いろいろな状況ができると思うのですよ。やむにやまれず、標茶町広いですから、そういうなかで運転して事故があった時には、先ほど2月の9日にですか、800日達成だということで、これはすばらしいことだと思いますけども、そういうようなことが起きないように我々も見守らなきゃならないだろうし、町としてもできるだけそういうような問題に対処していただければなというふうに考えてもいます。

また、町長がここに書いてありますように「一人の不幸も見逃さない」と、これ、このあと深見さんも同じようなことが書いてありますけども、それだけやはり町民に対して目を向けていただければありがたいなど、いうふうに思っておりますのでひとつ検討、金額については、これは町の財政もいろいろありますからそれなりの方法で、前向きな姿勢を考えていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 続きまして、「免許証返納高齢者に交通費の助成ができないか」のご質問にお答えいたします。

急激な高齢化とともに、運転免許証保有者の高齢化も進み、交通事故に占める65歳以上の免許証保有者が加害者となる事故件数は、北海道内においては、平成20年には15.48%、平成21年には15.87%と確実に上昇し、死亡交通事故では22.9%に達しています。幸い本町においては、各種高齢者学級、老人クラブ及び高齢者を対象としたゲートボール大会の開催などを通じ、高齢運転者を含む町民全てが交通事故に遭わないよう啓発活動が重点的に行われ、交通事故発生件数は、現状維持或いは微増にとどまっている状況であります。

お尋ねの高齢者の運転免許証返納は、平成21年度中、弟子屈警察署管轄では、免許種類の「大型」については、十数件あったものの、運転免許証の返納は、2～3件にとどまっている状態で、返納理由も「事故を起こすと家族に迷惑がかかる。」とのことで、返納者の大半は、家族の理解のもとに行われているのが現状です。

免許証返納に伴う助成等は、大半が企業による購入代金の割引やバス等の定期券の割引などが主でありまして、自治体では、免許証は証明書として使われることも多く、それに変わる住基ネットカードの交付や大都市での公共交通機関の充実した地域での交通費助成が散見される状態で、釧路管内でも同様であります。

本町においては、70歳以上の高齢者に町有バス料金を免除する敬老パスを発行しており、免許証返納者に限った交通費の一部を助成することは、免許証を所有していない高齢者との不公平を生むことなどから、現状では免許証返納者に対する交通費の助成は困難と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） たしかに町長の言われるように、今の、早い話が免許証そのものが、身分証明書がわりみたいな形にもなっていることもありますけれども、ただ、町のバスと個人が運転する車というのは、基本的に違うと思うのですよ。バスに当然乗ることわかっている時間合えば全然だめ。途中で出て行かなきゃならない。いろんな用事があると思いますけれども、これについて、この間も町長の新年交礼会の時に、前々前の町長が6億円残したようなことを言っていましたけれども、ただ金は残せばいいというものでもないだろうし、今こういう時代に、できるだけ少しそういう高齢者の方々に配布してやるのが大事なことでないかなというふうにも考えていますので、万が一そういう事故が起きた場合のことをやはり考えると、少しくらいの金額でそれがすむものであれば、それにこしたことがないのかなというふうにも考えてますので、ひとつそのような方向で考えていただければというふうにも考えております。以上で終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、6番・後藤君の一般質問を終了いたします。

続いて、11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（発言席） 質問させていただきますが、特に事前に後藤議員と打ち合わせして、連携して質問しているわけではないですけれども、先ほど町長おっしゃったように、高齢化の問題は直視していく喫緊の課題だと、そして同時に町の施策の柱なんだということをおっしゃいました。それでそのこととも係わりまして私質問したいと思いますが、先ほどの町政執行方針で町長が決意の程を示されましたように、社会環境が大きく変化する中でも、誰もが住みなれた地域で安心して生き生きと日常生活を送られることが当たり前と感ずることが出来ることを願ひまして、標茶町に住んでいる高齢者の方々の見守り体制と、必要な介護措置について以下の質問をいたします。

現在、標茶町では、75歳以上の一人暮らしやご夫婦に対する全戸訪問と見守りや、介護非該当者の人に対しても必要な介護措置を行っていると聞いています。急速に進む高齢化時代にあつて、必ずしも十分とは言えない現行の介護保険制度の中で、これを補う意味で町のとっている施策は住民にとって非常に心強いものであり、町長の町政執行方針に謳われている「一人の不幸も見逃さない」という基本理念にかなったものであると考えますが、町がこのような施策を行っていることについて、高齢者を取り巻く環境と背景、目標と理念について町長の所見を伺います。

また、高齢化時代がさらに進むことは、町の各種データにも示されていますが、今後もこのような誰もが安心と希望を持って暮らしていくことの出来る、温かい高齢者に対

する施策をさらに拡大強化していく必要があると考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の「高齢者に対する見守り体制の維持強化と必要な介護措置を」のお尋ねにお答えをいたします。

現在、本町では標茶町ホームヘルプサービス事業実施規則に基づき、介護保険法及び障害者自立支援法の非該当者や、老人福祉法に基づく生活弱者に対するホームヘルプサービスを実施しているほか、昨年4月1日から、75歳以上の単身又は夫婦世帯の訪問事業を開始したところであります。

お尋ねの高齢者を取り巻く環境と背景、目標と理念であります。本町の高齢化率は、本年2月末に28.2%で、平成17年の24.8%から3.4ポイント上昇し、本町においても高齢化が進んでいることや核家族化の進行に伴い、平成20年3月には高齢者の単身又は夫婦世帯が58%に達している現状があります。

高齢者が住みなれた地域で生き生きと、さわやかに過ごして生きたいと誰もが望んでいますが、自己の努力や家族の支援だけでは解決できない問題があるのも事実であります。

また、福祉サービスや介護サービスの充実も求められておりますが、法律に基づく施策だけでは、様々な問題を解決できるものではありません。

保健福祉総合まちづくりプランにもありますように、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らすためには、自分でできることは自分で行う「自助」、地域で助け合う「共助」、行政がやらなければならない「公助」のバランスをとるとともに、社会経済情勢の変化に対応したまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 現状認識とそれから昨年4月から行っている町の現状を押さえた上での必要な措置、これについては全く同感でありますので、この件についての質問をこれで終わらして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

二つ目の質問です。現在標茶町では、「標茶町次世代育成支援行動計画」を持っており、そのもとで子育て支援センター、保育所、幼稚園、学校、児童館、さらに放課後児童健全育成事業に基づき6カ所の学童保育所など、それぞれの施設の中で各種施策が行われています。そのことは、共働き家庭や片働き家庭、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在する中で、それを十分尊重しつつ、親を応援し、どの子どもも健やかに育つことを保障する子育て支援として評価されるものと考えますが、現在までの施策の評価とさらにめざすべき課題について町長の所見を伺います。

また、現在国ではファミリーサポートセンター制度があり、それぞれの自治体の制度にはない空白の状況を埋めるべく、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員登録をし、助け合う組織を作る施策を行っています。この制度は、国が50%、自治体が50%の運営資

金で運営されるようになっており、国は、「次世代育成支援交付金」通称ソフト交付金と厚労省の係の役人が言ってましたけども、一定の算定基準に合わせて交付しています。現在、全国市町村の約三分の一の市町村が実施しており、釧路管内でも釧路市、厚岸、弟子屈、鶴居、半数の市町村の実施があります。多くは自治体が交付金を受け、運営は社会福祉協議会が行っているようですが、標茶町でもこの制度を活用しさらに育児の援助、子育て支援を行ってはどうかと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に、「ファミリーサポートセンター制度の活用で子育て支援を」についてであります。標茶次世代育成支援行動計画に基づく施策の評価と課題であります。平成21年度の目標値に対する達成値は、放課後児童健全育成事業では、6カ所90名に対し、5カ所134名、一時保育事業では、6カ所に対し6カ所、延長保育事業では6カ所に対し6カ所など、ファミリーサポートセンター事業を除き、ほぼ目標値を達成したものと考えております。

また、目標値ではありませんが、多様な形態の家庭が存在する中で、常設保育園での早朝保育や障害児保育の実施など、子育て支援体制の充実に努めてきたところであります。

今後の課題といたしましては、この間、児童福祉法の改正に伴う乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設が行われ、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりや求められるサービスが個別化、多様化していることから、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の充実や子育て支援体制の更なる充実が求められているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ファミリーサポートセンター制度の活用であります。ファミリーサポート事業は、子育てを援助する提供会員と手助けの必要な依頼会員が助け合う組織で、本町においても提供会員となるサポーターの養成や、依頼会員となる保護者のニーズ調査などを行いファミリーサポートセンターの設置に向けて検討を行ってまいりましたが、本町においては、常設保育所において一時保育や早朝保育及び延長保育を実施していることから、手助けの必要な保護者のニーズが少なく、国の次世代育成交付金の対象である利用者・援助者を合せた会員数100人には満たない状況にあります。

現状においては、保育児童や就学児童の病気・病後等の預かり事業のニーズもあることや社会福祉協議会の第4期地域福祉実践計画において子育て支援に係わるボランティア活動の検討が計画されていることから、児童福祉法改正による新たな子育て支援サービスも含め、保護者のニーズに基づく子育て支援の更なる充実を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 昨日から今日にかけて、児童虐待の痛ましい事件が、また報道されていますけども、結局のところ、未熟な親といいますか、社会も未熟なんだと思います

けども、そういうところに起因している事件、事故も多々あると思うのです。私は、厚生労働省のファミリーサポートセンター、平成14年ごろでしたっけ、出来たのは。12年か14年だと思うのですが、当初は、介護もこの中に、メニューに含まれていたのですが、途中からはそれはなくなって、子育て専門になったわけなのですが、これをせっかくのいい制度を、国のやりそうなことなだけで100人で切ると、100人から299人までいくらという、補助金の出し方なんです。100万円ですね。300人から599人まで140万円とか、3,000人以上で1,000万円とか。そうすると、こういう人口の少ないところでは、せっかく作った国の制度は、使えないということになるのです。釧路市あたりも、とにかく登録だけ、援助する人が50人、援助される人が50人、とにかく100人登録だけして、その100人が常に満遍なく動いているわけではないというような話も、チラチラッと聞いたりしてるんですけども、私はこのファミリーサポートセンター制度そのものを、ストレートに活用するという、活用したほうがいいと思うのですが、ということじゃなくて、この内容をずうっと各地のやっているところの声を聞いていると、非常に中味がいいんです。まさしく、協働のまちづくりの観点なんです。子育てをしている人の援助の動機ですよ。援助する側の動機、これは、自分の子ども成長して、空いてる時間をなにか有効に使いたいと、人のために役立ちたいと、あるいは、子どもがとっても好きだからと、あるいは、子育て経験、自分の子育ての経験を活かしたい、子育てをしている人の援助をしたい。様々な動機で、援助会員になっていくわけです。援助者は、若干の報酬、これは市町村によって少し違うのですが、本当に少ない報酬で基本は、僕はボランティアだというふうに思うのですが、これは単なる子育て応援にとどまらないで、町長がしょっちゅう言っている協働のまちづくりの観点から言っても、住民が出来ることで支え合う機能を多いに作っていくというふうに思うんです。釧路市に行って援助している会員のお話を僕は何人か聞いてきました。援助される側が、自分の子どもとそれにかかわっている社協の人と一緒に、援助する側の家に行くのです。ここでサポートするのだと。そうするとその人たちに聞いたのですが、全く新しい出会いが生まれたと。ただでさえ希薄な町内会の間関係の中でも、援助するということで、本当に新しい若いお母さん方やそして子どもたちと全く新しい出会いが生まれたと、というようなことでお互いの信頼関係が築かれるということなのですね。

あまり長くしゃべってもあれですけども、その援助される側のほうは、例えば仕事の都合などで保育所があっても、その空白の時間、標茶の保育所は早朝とかお残りさんとかいろいろ本当に一時保育とか、きめ細かな施策を行っていると思いますが、それでもなおかつ空白の時間が出てくると、親にとって見れば。あるいは、親が技術や資格を取るために一定の期間講習会に参加したいと、あるいは、授業参観にいきたいのだけど「この子がいて」ということとか、最近育児に疲れ気味だと、気分転換に買い物にでも行ってリフレッシュすると、あるいは、急な用事で出かけなければならないが子どものことが心配だとか。それでぼくは思うのですが、学童保育あるのですが、保育所を卒園して、入学式までの間空白の期間が出来るのです。どこの町もそうなのですが。例えばそういう時間帯

とか、もちろん夏、冬休みとか保護者が病気や休養の場合とか、冠婚葬祭とか、そういうことがちょこちょこ起きてくるのです。それをお互いに支えあうという点で援助する側も、援助することによってそこからなにかを得ると、そしてそれが、全体として協働のまちづくりにきちっとつながっていくという、僕はそういうふうには他の町の経験を見ながら、単に親を応援するんだということだけじゃなくて、それだけじゃなくて、もっと違う大事なものがこのサポートセンターの活用によって生まれてくるんじゃないかなと。そのほか標茶町ではいろいろやっていると申しますけれど、そういう意味でこのサポートセンターの活用はぜひ実現したらどうかなというふうに思っているのですが、今の実際やっているとこの状況を聞いて、どのような感想をお持ちかもう一度ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたけども、私はやはり、議員もご指摘になりましたように、子育てに不安な若いお父さんお母さんが多い。それをどうやってその支援していくのか、支援していくという言い方は変、それほどの大仰なものでなくても、相談に乗ってる、そういったその体制をつくっていくのが非常に重要だと。そのひとつの手段として議員がお提案されているサポートセンターという制度がある。ただこれは事業の実施上の制約があって標茶町においては困難である。ただ、基本的な考え方についてはこのサポートセンターのやろうとしていることについて、標茶町においては、いろいろな制度の中で実施していると。そういうことをご理解を賜りたいと思っておりますし、先ほども申し上げましたけども、ファミリーサポートセンター事業についてのニーズ調査等々行った時に、今議員がご指摘になったいろいろな問題が出てきております。これをどうしていくのか。これは非常にその大きな問題があらうかと思っておりますけども、私は常々みなさん方に申し上げているのは、やはり、基本的なことで申しますと、人は一人では生きられない、迷惑をかけたとかかけあったり成り立っているのが私は地域社会であると思っております。お互い様ですと、笑顔で言える関係、それが出来ていけば私はいろんな問題というのはもう少し前進できるのではないかと、そういったことを考えておりますので、議員がご指摘になったことにつきましては、私ども十分認識をしておりますので、少しでも子育てに不安な若いお父さんお母さんたちが、気持ちを楽に出来るような形で全員で取り組んでまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 概ね姿勢のほどは分かりました。それで今日は、これで質問終わりますけども、お互いにまたこの問題について、人数で100人とかで切られるというのは、本当に国のやり方だなど思うので、ぼくは3人でも5人でもそのニーズがあれば、それに応えるのが小さな自治体の役割だというふうに、また、そういう自治体でなければ、そういう問題に応えることは出来ないということを強く思っておりますので、いつかの機会にま

たこの問題を出して議論したいなというふうに思います。

質問終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終了いたします。

続いて、2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君）（発言席） 私は先に通告している質問2件について、ご質問を行います。

はじめに、牛乳の消費拡大をどう進めるかということで、平成21年の牛乳生産の動向では、一昨年店頭から姿を消したバターも5カ月分の在庫ということに、貯まって、飲用乳の消費はガクンと需要が下がって、大きく変化をしている状態です。

一口で景気の低迷と片付けられることではないというふうに感じておりまして、酪農を基幹産業とする本町は重大なことと受けとめているわけであります。

生産者は自ら消費者でもあり、また、消費者となって牛乳の良さを宣伝すべきと、常々考えているところですが、昨年11月に、本町酪農振興会連合会が札幌に赴きヨーグルト・牛乳などの消費宣伝行動を行ったと聞いております。内容はどのようなものであったか、その行動に対する反応はどんなような感想であったかをお聞きしたいと思いますし、今後に向けての消費拡大の取り組み、連合会の事務局を受け持っている本町の窓口として、今後の目標に向けての考えがあればお伺いしたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 黒沼議員の「牛乳の消費拡大をどう進めるか」についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、バター・脱脂粉乳の在庫が急増しており、そのことが先日決定されました平成22年度加工原料乳の限度数量の削減に大きく影響を及ぼしています。

本町の基幹産業である酪農の持続的発展には、再生産を可能とする安定した経営環境とそのための収入の確保が不可欠であります。

しかしながら、近年の国内乳製品の需給動向、価格動向は、国際的な需給関係に大きく影響を受けており、国内の安定供給を維持して行くためには、需要の拡大を図りながら、需要に見合った生産という原則を堅持して行くとともに、世界的な気候変動や生産動向にも注視し、予想外の需給変動の影響を最小限に止めるため、迅速・適切な対応が求められており、国の長・中期的な食料安全保障戦略を見直し、乳製品の保管販売体制の再構築を図っていくことも検討すべきではないかとそのように考えております。

今日の在庫の急増は、一般的には世界的な不況のなかでの消費減退が主因であるといわれていますが、牛乳総体の消費動向を考えると、我が国ではすでに人口減少という転換点をすでに通過しております。学校給食など大口の消費はこれ以上の上乗せは不可能と思われる、生産者団体を始めとして関係機関が消費拡大のキャンペーンを展開していますが、単に牛乳の良さをアピールするだけでは、消費拡大につながって行かないのが現状であります。

そのような中、標茶町酪農振興会連合会では、平成20年度から釧路市と札幌市において、生産者自ら直接消費者に牛乳の消費拡大を訴えようと活動を行なっております。昨年11月に札幌市で行なった活動では、14名の生産者が牛乳500本、ヨーグルト500本を本町のパンフレットと共に手渡し、本町発のキャッチコピーである「牛乳を食べよう」と呼びかけてまいりました。

道行く方々からは好評を博し、のちほど「おいしかった」とわざわざ電話をくれた方もいたということでもあります。

この取組は、生産者自らが消費者にじかに接することで、消費者が何を求めているのかを感じるとともに、自らの生産への思いや責任を新たにすることが大事であり、参加された酪振連の方々からは、今後は地元乳業工場との連携や、活動内容の充実等も図りながら、継続していくことが確認されており、引き続き支援してまいりたいとそうように考えております。

しかしながら、現実的には、食生活の選択肢が広がり、食習慣や嗜好の多様化・個別化が進むなかで、めまぐるしく変化していくニーズに的確に対応し、消費を拡大して行くことは決して容易なことではありませんが、生産者、JAとの連携の下に、平成18年から取り組んでいます「牛乳を食べよう」運動の一層の推進を図り、継続して料理講習会の開催や会議やイベント等での利用を呼びかけ、学校給食での地元産乳製品の利用拡大を提案してまいりたいと考えています。また、現在検討中であり、地元産牛乳を学校給食へ供給する取組の実現を模索しながら、新たに設立された乳製品加工グループ等の意欲的な活動の支援も行なってまいりたいとそうように考えておりますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 札幌での消費行動がすごく評判が良かったということは、私の耳にも入って、私もすごく心強く思っているひとりであります。

今、町長が述べられたように、消費者の乳製品ばかりでなく他の類似品にも嗜好が向いて、乳製品の消費はすごく大変なことであるというふうなことをお聞きしまして、私もまったく同感に感じておりますが、ちなみに、例えば1月に「とくとく商品券」の景品に1位はたしか米だったと思います。その1位のほうにもしできればやはり地元工場のバターだとか、道東でもたくさんチーズができておりますから、カマンベールチーズだったかゴーダーチーズだったか、そういうセットなども、米の消費さらに乳製品の消費拡大に役立つのではないかとこのように感じておりますので、アイデアの一つとしてお話を申し上げるわけです。

私も振興会連合会の事務局が農林課にあって、限られた予算であるということは十分承知しておりますが、さらにこのことをやっぱり進めていただくということを考えると、やっぱり若妻会の方々とかやっぱり後継者の勉強している若い青年に、やっぱりこの難しい

消費の行動を担っていただきたいと、このように考えておりますので、この点のお金のかかることですが、応援をしていただきたいというふうに思っております。

標茶の農協には、今でも「牛乳を食べよう」というスローガンがずっと掲げられて目を引くわけですが、やっぱり牛乳は重たいですし、運んでいくにはそれなりに冷蔵庫もいるし、いろいろと難しい面がございますけども、加工品になるとヨーグルトにしても、今いうチーズ製品にしても高額でかなり贈答品にも向くわけで、今一層の飲用以外の加工面もさらに消費拡大を取り組んでいくべきだというふうに考えますが、町長も十分このことは酪農畑からもいろいろと要望があったと思いますが、もう一度お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思えます。

私は、以前から申し上げているのは、標茶の消費者の皆さん方に、標茶で生産された牛乳・乳製品のよさを、おいしさを理解していただかなければ、先に広がらないのではないのかということとずっと申し上げてまして、その中でも乳製品の加工グループ等々が実際に活動されていて、それにつきましては、いろんな場面では先ほども申し上げましたけども、「牛乳を食べよう」というキャンペーンの中で活用を図ってきております。繰り返になりますけども、私はやはり地元産牛乳を標茶の皆さん方が飲めるということは、やはり私はこれは非常に大きなことではないのかなと思ってまして、そのことに対して、生産者の方たち、農協に対してずっと問いかけをしてきているわけでありまして。確かに乳製品全体の消費拡大ということも、それは視野にいれなければいけませんけども、当面はやはり標茶産の品質のよさ、おいしさというものをどうやって町民の皆さん方に理解していただくか、そのために何ができるかということと取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 次にうつります。

「平成22年度の草地整備について」ということとありますが、標茶町の農地に利用されている草地の面積はおおよそ2万5,000ヘクタールなわけで、このうち約半分は傾斜地という条件であります。

平成22年度の農業基盤の国の予算は21年に比べて63%ぐらい削減になるというふうに紙上で報道されております。

本町にも計画されておりますが、本年度の道営事業・公社営事業はどのような見通しになるのか、事業は削減によって一部廃止になるのか、廃止されるとすればその他に考え方の方策はあるのかどうか、どのように考えているのかを町長に伺います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に、「平成22年度の草地整備」についてお答えをいたします。

行政刷新会議による事業仕分けにより、いわゆる農業農村事業の多くが廃止判定を下され、平成22年度予算では議員ご指摘のとおり、全国レベルで対前年比約37%となり63%の削減という結果になっています。そのうち北海道に係る部分では対前年比約48%で52%の削減となります。これに新たに創設された農山漁村地域整備交付金の一部が加わり、北海道における農業農村事業予算額は対前年比59.1%になる見込みであるとの説明を受けていますが、いずれにしても大幅な事業予算削減に変わりはなく、農業生産基盤の維持のために事業制度を活用していた本町にとっては打撃といわざるを得ません。

議員お尋ねの道営事業・公社営事業の見通しですが、全体として予算圧縮の影響は避けられず、継続地区については単年度事業量の減少を事業期間の延長で対処せざるを得ない、新規地区の採択についても非常に難しいということが伝えられています。

また、代替の方策についてのお尋ねですが、現時点においては、国の農業施策の基本は、食料自給率の向上、食料安全保障の確立を目指し、その方策として、基本的には個別所得補償へという方向性は掲げられていますが、そこに至る工程表が明示されておらず、新年度からスタートします稲作対策の推移と他品目への今後の展開を注視してまいりたいと思います。

また、中山間直接支払い制度は、あの事業仕分けにおいても継続と判定され拡充実施されることになりましたが、本町としても、今後、環境支払い等の考え方を採り入れて行けば、消費者の理解を得られるものと評価しており、この制度の拡充を求めてまいりたいと考えています。

いずれにしても、生産基盤を維持していくためには、草地改良事業の継続的な実施は不可欠であり、どういう形で国民が負担して行くかの手法は別にして、関係団体とも協議しながら、国に対しその必要性を主張してまいりたいと考えていますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 標茶東部チャンベツ地区は、22年で今年で完了、新しい年度で完了する予定になっていたわけですが、今、町長からもお話あったように、補助金の大幅削減のために、これは23年度まで事業を延長するというふう聞いておりましたが、道営事業が新規の部分になるのか、申請したものが認められなかった。これは非常に今まで順調にというか、ある程度農家の方が補助事業に申し込んだものが認められたのが、初めてこういうふうになったというふうに、私はすごく重大なことだなというふうに考えております。

標茶はご存知のように、弥栄地区にしてもチャンベツ地区にしても傾斜地がほとんどありますから、普通のトラクターで何カ月もかかって畑をおこして種を蒔くということでは、草地は造成されないということです。これほど雨が多いと、やはりクローラーでもって一気に耕運をして、硬くローラーでしめて種を蒔かないとならない。それはわずか半月

か一カ月でやらないと、草がみんな雨で流されてダメになる。それは随所で見られているわけで、やっぱりこの補助事業というのは、単に高くついて大変ではありますがけれども、反面、技術的にそういうことをどんどんやっていると、草がどんどん荒れて草の刈れない場所がいっぱい出てくる。これはひいては、今の生産乳量が維持できないということに、私は、なっていくということで心配しております。

さらに、共済組合等でもいわれましたけども、公社営事業の一般管理費とか事務費については、これからは認めませんよ、今年からはダメですよ、そういうふうになったというふうなことで、そういう面もなかなか大打撃というふうに私は感じております。町長は後段、中山間の事業は認められているので、これからは中山間の事業を拡大して、皆で中山間事業をよく利用する方法があるやに私は受け取りましたけども、そのことをもうちょっと具体的にお聞きしたいと思います。地区によっては中山間事業ではかなり農家、それから団体で草地事業取り入れてます。このことが、ほか今言った、道とか国の補助事業の一部を補完することができるのかどうか。そういう方向考えられるのかどうか。私は、町はやっぱりこの事業は、来年なったら継続して復活するなんていうふうにはならないと思うのです。そしたら今いうように、やはり皆が要望しているこの草地更新事業を、何らかの形で標茶町が進めていかなきゃならないのでないかなというふうに、私はまだ不安をもっておりませんが、漠然と考えているわけで、町長もなんかその辺、お考えではないかと思しますので、もう一度質問をいたしますので、ご答弁をお願いします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

新たな政権が誕生いたしまして、国の農業政策の基本が変わったということであります。先ほどもお答えをしましたが、新政権は基本的には個別所得保障制度で分かりやすく透明で、分かりやすい農業施策を組み立てていきたいというのが、これが方向性であります。

従いまして、現状において農産物の市場価格を指示しているのは、直接農家に支給されている金額と価格の差を考えたときに、多分これは半分ぐらいが他の施策の形で経由してというのが、これが。その場合に、これはヨーロッパ等でもそうですけども、農家の直接に投入した方が市場としては効率的だという考え方もあります。ただ、個別の所得保障制度というのは、品目ごとに単価が設定されなければいけないわけでありまして、日本で生産されている品目すべてに対して単価を設定するというのが、この先どのくらいの時間がかかるのか、それと先ほど申しましたように、価格を指示するために、ものすごい金が今投入されているわけです。それをすべて税金で賄うという、いわゆる所得保障というのはそういう考え方ですから。それにはならないのではないのかなというのは、私は考えておりまして、先ほど申しました、中山間の直接支払制度というのは、これはいわゆる農業の多面的機能に対して、いわゆる農地を維持することにおいて国民が負担しましょうよという、これは平成11年に農業基本法が制定されて、いわゆるWTO体制のなかで、価格に

関与しない農業施策としてみとめられた国としての唯一の施策であります。私は消費者の皆様方といろいろお話をしているときに、農家に対する直接的な所得保障という考え方は、こういった環境を守りながら生産をしていきますよということのほうが、消費者の皆さんからは理解を得られるのではないかと。そうすると、例え前政権の作った制度であっても、この考え方を拡充していった方が、これは施策としては私は現実的ではないのかと、そういった提案をさせていただいております。ただ、先ほど申しましたように、現実的には生産基盤を維持していくということは、これは継続をしていかなきゃいけないわけで、いわゆる新政権が最終地点の何処までいくかを別にしても、その過程において生産が維持できないようなものについていうと、それはやはり非常にこれは国民にとっても非常に困る話なので、それについてどうするかということは、従いまして、先ほど言いましたように、継続して農業基盤を維持していくことに対しての、国に対して主張してまいりたいと、そのように私先ほど申しましたわけで、ただ国が新たな政権が個別所得保障という方向性を出している以上、それに向かって私どもは現実的な政策というものを提言しながら、いわゆる本町における生産基盤を維持していくために何ができるかということを取り組んでいかなければいけない、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 農家の方もいろいろお聞きしますと、「来年にまわしてやったらいいさ」という返事をしたり、「様子を見る」という方も今いて、時間はちょっと今あるかなという時ですけども、また来年になったら、また私はちょっと心配しすぎかもしれないけど、非常にこのことが大きなことになるのではないかと予測して、町長の考え方も十分私は今お伺いしましたので、私の考え方もお伝えしたと思えるのでこの点は終わりたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、2番・黒沼君の一般質問を終了します。

続いて、15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（発言席） 通告に従いまして2件ほどご質問いたしたいと思いません。

1件目につきましては、「地方税の徴収対策の課題と納税システムの利便性の検討について」でございます。

ちょうどこの時期、3月から、年度末から年度始めにかけては、ちょうど確定申告、または法人等々の決算時期に入りますので、納税の仕組み、税との義務そして還元制度についての権利とか、そういった点ではいろいろなその時期に対して、改めて認識していかなければならない時期にきているのかなという観点で、含めてお伺いをしたいと思います。

現在の分権型社会におきましては、受益と負担の関係の明確化がより求められ、それを支えている地方税にあっては公平負担の原則に基づいた税収確保が重要課題となっております。

ります。また、三位一体の改革や、国から地方自治体への税源委譲が行われたことに伴い、課税の中心が所得税から個人住民税にシフトされたことなどから、これまで以上に自主財源を確保するための地方税等の収納対策を強化充実させ、収納率の向上を図っていく事は必然的な施策であると思います。

その対策として、初めての試みとして21年度4月から滞納整理、徴収技術向上を目的として「個人住民税に係る道職員短期併任」事業に着手しております。

また、動産、不動産を問わず差し押え財産の売却につきましては、インターネット等公売等を導入され、ホームページや広報しべちゃ等で周知のとおりであります。厳しい社会環境から税の徴収システムについて徴収滞納の情報を住民にどう開示していくのかが、今後益々重要な事であると考えことから、本町の徴収対策の課題と納税システムの利便性の検討について伺います。

まず1点目、道職員短期併任の事業の目的は理解するところですが、具体的にどのような成果が出ておりましたか。

2 インターネット公売は差し押え物件を換価し、滞納額を削減するための新しく有効な方法であると思いますが、公売物件の事務処理手続きや物件の鑑定評価または保管場所についてどう実施されておられますか。

3 徴収対策は事後的な措置であるため、今後長期的に滞納件数事体を縮小していくことが重要になっていくと思います。毎月「夜間納付窓口」を2日間開設され収納率向上へ周知されておりますが、納税者のための納税システムの利便性について、今後の対策としてはどのように検討されているのか。

以上3点、課題と検討について伺います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の「地方税の徴収対策の課題と納税システムの利便性の検討について」のお尋ねにお答えをいたします。

平成19年度、所得税から個人町民税への税源移譲が行われ、町における徴収対策は重要性を増して来ていることは議員ご指摘のとおりであります。

最初にご質問の、北海道税務職員と市町村職員の短期併任に関する制度につきましては、平成16年度から、個人住民税の収入確保を図り、併せて市町村職員の滞納整理技術向上に資するため、市町村からの求めに応じて、道職員が市町村職員の身分を短期的に併せ持ち個人住民税の滞納整理等の業務に当たることを目的とした制度であります。

協定内容につきましては、職員は、釧路支庁税務部納税課主幹で期間は平成21年4月から1年間、本町職員との併任とし、日数は1カ月に5日以内とし、年間では60日以内の勤務となります。今年度は全道で6町村が実施しておりますし、又、過去、釧路支庁管内では釧路町、白糠町と浜中町で実施されております。

本年度実績としましては、2月末現在で、週1回を原則に32日間の勤務を行い、徴収事務の指導はもとより訪問による納税相談、差し押え執行・動産公売等、多岐に亘る滞納整

理に成果を挙げているところでありますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、インターネット公売につきましては、20年度から北海道・釧路支庁の指導、助言をいただきながら釧路管内市町村が同一歩調より、「官公庁インターネットオークションシステム」を利用し実施しているところであります。今年度は、主に動産について4回実施し、収納額は15万1,000円となっております。鑑定評価は市場物件の情報、経年、程度等を加味しながら職員が行っております。

また物件の保管につきましては、町施設において、適正、管理に努めております。

「夜間納付窓口」につきましては、人数は少数ではありますが、固定した利用者もあり、納税者の利便に努め今後も継続していきたいと考えております。このほか、口座振替制度、納税貯蓄組合の活用など納税者の皆様のご理解をいただきながら、その対策に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 納税徴収対策、一番の道職員の短期併任というのは、管内でいろいろ取り組んだ実績で、標茶町も名乗りを上げてこの1年間、まだ多少、年度末残っておりますけども、そういう効果を上げているということで。ひとつには、私もずっとほかの方々とか、いろいろ管内のこと聞きましたら、ひとつ、いわゆるアナウンス効果というのですか、そういうことに着手した中では住民の方々も理解をしているなあとと思います。そのことによって成果を上げるとすれば、これは事業のいわゆる契約期間というのですか、本町にとっては1年間でございましたけども、各支庁にとっては、例えば2年度やるとか3年ということも聞いておりますけども、これ以降につきましては、引き続き効果をねらうというのですか、道税との絡みはあるでしょうから、そういった面の取り組みというのはどのようにお考えになっているのか。また、年度末をもって一定程度成果が上がったので、これはどう終結するのか。もしくはそういった事業については、道との話し合いとか、そういうことについてはいかがが承知されてますか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員ご指摘のように、町税確保というのは重要な課題となっております。また、町税の滞納額も年々増加しております。この減額が大きな課題であります。税負担の公平性を図る観点からも、本制度を活用して参りたいと、そのように考えております。

現在、道職員の併任の継続については、協議中でありまして、ほぼ見通しがたっておりますけども、22年度におきましても、引き続き実施してまいる予定でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） ぜひ、そういった取り組みについても、改めて住民周知に対してPR等々をしていただきたく思うところであります。

先ほどインターネットの公売の実施というのは、例えばまったく新しい手法ということで、これはほとんど道内、全国的には、道も取り組みを始めておりますし、市町村にとってもほとんどとっていいくらい、新しい税の仕組み、手法としてはなっているのではないかと。先ほど町長のご答弁で、例えば物件が、今回は本町とりましては動産的な物で、ネットを見ましても高額的な物ではありません。ただ、これはこういうものは少ないほうが逆にいいかなと思いつつも、新しい手法ということで、そういうことについて例えば、これは入札制度ということでございますから、当然のごとく順位の高い方から、ただ、それが例えばプラスのなるという可能性も出てくるのか、例えばそれが、金額が合わない場合は、いわゆる所有者にお返しすることにもなっていくのか、そういったものがガイドラインにはあまり載っていなかったと思うのですが、そういった細かいことは、一定程度インターネット公売というのは限られた人、標茶町外の人でも参入できてくるわけですから、そういった事務的な処理というのは、今後の課題かなと思って、そういった点にはどう周知されていくのか、その点含めてお聞きをしたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 事務手続きの関係でございますので、私からお答えしたいと思います。

インターネット公売というのは手段でありまして、町税の滞納処分ですとか徴収対策につきましても、すべて地方税法及び国税徴収法の中で定められたものでありまして、あくまでもツールとして捉えていただきたいと思います。当然、入札制度でありますので、不落札の部分もありますし、その場合は期間をまた別に定めまして、別に実施する場合もございますし、ちょっと足りないところがあつたら後で補足したいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 一つにはネット公売というのは、まったく公表されるというよりも、特殊な人、町外含めてそういう参入する場合には、ネットですから、そういう面につきましてもちょっと不特定多数じゃないですけども、限られた方々がネットに参入できるということですね。例えば、だんだん物件が多少大きくなって来たり、不動産物になってきたときに、かなり高額になります。それで先ほど言ったのは、そういった面について必ず滞納の換価ということからいけば、必ずしも絶対的にそれはお返しすることはないのだと、何かの方法をもって必ず滞納物件としてのそれを振り替えて納入してもらうということを、ずっとその辺は徹底されているのかなということをお聞きしたかったのです。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 失礼しました。

本町におきまして、ただいまのところ不動産については取り扱いをしておりませんが、基本的に公売を繰り返しても落ちなかった物は、不落札になったものは所有権があるご本人にお返しをするというのが、手続きになっておりますのでご理解いただきたいと思います。

す。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） わかりました。

それと今後の対策ということでは、一応夜間の窓口を通例的に2日間の開設してやっておりました。17年度、18年度ぐらいに、多分休日も納付日を設けたということも、私も前に広報等見ておりましたけども、そういった例えば集中的に向上対策の一環として、そういったことも視野に入れていくべきではないかなと、こう思っておりますし、またもう一つの点は、行政報告でも出ておりましたけども、納税相談の窓口というのは電話ですとか来庁して相談される方も多くみられますが、ここにきてたぶん訪問されての相談というのは結構でてきていると、行政報告の件数がでておりましたから、伸びてきているのかなと。ある町内の高齢の方の女性の方でしたけども、担当課の職員がこられまして、納付についての相談、そしてできる限りこういう形でということで、大変うれしく思うということをお伝えしております。そういったケースが多々増えてきているのかなと。まさしく相談をする、相談をしながら声を聞いていくということが、地味ながら納付の向上対策になるのかなと思っております。そういった面では、そういう夜間窓口と同時に訪問の相談、こういったことについても大いに力を入れていただきたいと思っておりますし、また同時に納付の方法として、今確実に増えておりますのがコンビニエンスストアで納付するという、これは道のほうでも車税、自動車税についてはすでにそういうコンビニエンス等での納付、もちろん手数料等との問題、バーコードの問題とかあるようでございますけども、釧路管内の町村ではちょっとまだ取り組んでいるところは見当たりませんが、十勝のほうとか一部では町村単位で、いわゆるコンビニエンスストアでおける、そのメリットもおおいにあるでしょうし、先ほど言った手数料等々については、いろいろこれから取り組むべきこともあると思っております。そういった面についても、そういう時代に合わせたなかで、たぶんにそういうことも出てくるのではないかと。今後の対策として、今の現在ですよ、検討すべき課題かなと思っておりますが、それについての将来性についての納付方法について、見解を伺いたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

議員ご指摘のコンビニの収納につきましては、その必要性というのは十分理解するところでもありますけども、全都道府県でご指摘のように自動車税などで実施されております。市町村では2割程度、1,797団体中378団体に留まっており、都道府県と比べて取り扱い件数も多く、1件当りの税額が小額なこともあり、手数料など検討する課題が現時点では多くございます。

引き続き、口座振替制度などの活用について広報を行ないながら皆様にご理解、ご協力いただき収納対策に努めてまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 納税というのは大変プライバシーにかかわること多々あると思いますが、慎重期しながらも大事な財源ということで、いろんな時代に合わせて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。

次、2件目につきまして、「小・中学校における携帯電話の所持・使用のルール形成づくりについて」伺います。

最近、子供をめぐって、社会問題化になっている携帯電話に係る事件や深刻なトラブルの発生に対して、文部科学省では昨年1月に「小中学校への携帯電話の持ち込み」を原則禁止するという通知を出されており、小・中・高生と保護者を対象とした全国的な調査を昨年実施されました。

道におきましても、「北海道青少年有害情報対策実行委員会」で携帯電話の利用実績や、携帯電話に係る問題等に対する保護者の意識などを把握するため、全道規模の調査が昨年9月下旬から11月に実施され、その調査結果を本年1月20日に報道発表されておりました。

調査の1例としまして、学校における携帯電話等の取り扱い等に関する調査では、原則持込禁止が小学校で90.7%、中学校で97.0%、高校で11.8%、これは札幌市を除いてのデータでございます。そして、持ち込み等について指導方針を定めているのが18市町村、定めていないが161市町村等々、道内の児童生徒・市町村を対象としたこのような調査は初めてのことであることから、課題として活用次第では子供たちに様々な危険を及ぼしかねない状況にあり、過度な使用が必要な成長を損なうとの指摘もされております。

そこで、こうした状況から子供の安全を守り、地域全体で連携した具体的な方策を考えていくべきと思いますが、次の点について見解をお伺いしたいと思います。

本町の実態と道の通達、調査について、どう対応されたかを伺いたいと思います。

また、携帯電話の所持や使用のルール形成に向けて、今後どのような取り組みを考えているのか伺いたいと思います。

以上、教育長に伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 15番・平川議員ご質問にお答えいたします。

一点目の本町の実態と道の通達・調査についてどう対応されたのかについてであります。議員ご指摘のとおり、平成21年1月に、文部科学省から「小中学校への携帯電話の持ち込み」を原則禁止する通知が、平成22年1月には、北海道青少年有害情報対策実行委員会から、携帯電話の利用に関する意識等調査の結果が出されているところです。

本町においては、平成20年12月に児童生徒の携帯電話取扱いについて調査を実施したところ、小学校9校、中学校7校全ての学校において携帯電話の原則持ち込みを禁止している実態となっているところであります。

二点目の携帯電話の所持や使用のルール形成に向けて、今後どのような取組を考えているのかについてであります。本町においては、平成21年12月に、学校への携帯電話持ち込

みを原則禁止するとともに、携帯電話の取扱い及び情報モラル教育等についての基本方針を定め、通知しているところであります。

一例を挙げますと、インターネットの掲示板やブログ等への誹謗中傷を書き込むなど、安易な情報の発信によって、他人の心を傷つけたり、思わぬ事件・事故につながる恐れがあることや、情報を扱う者には責任が伴うことについて、児童生徒に認識させるなど、情報モラルの必要性について指導することが大切であること。家庭におけるルールづくりの必要性やフィルタリング機能についての周知の徹底を図ることが必要であることの内容となっております。

なお、これまで、標茶町コンピューター教育研究委員会において道立教育研究所から講師を招き情報モラル研修会の実施、標茶町生徒指導連絡協議会において安全な携帯電話利用の研修、標茶町PTA連合会において、保護者向けの講習会を実施しております。

教育委員会としては、これまでも、文科省や道教委から出されております情報モラル教育の資料や家庭向けのリーフレットを情報として提供しているところでありますが、今後とも研修会の充実や情報の提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。
○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 教育長のご答弁、まさしく実態はそういう実態でありますけども、地域や我々大人がどう守っていくか、なかなか中に入るといのはこれは難しいことかなあと思いながらも、本町の教育行政のなかで、早くからインターネット教育を導入されおりますから、そういったセフティネットですとか、いわゆるフィルタリング制度とか、それはきちっと対応されてきていると思います。ただ、私も思い出しますと、ひと昔前ふた昔前になりましようか、当時、ゲームボーイですとか、なんですかウォークマン、オセロと一時的にそういうブームになった時代がございました。それは一つには遊ぶ道具という観点からすると、多少、私も休み時間で容認されたのではないのかなと。そういうものとは違って、こういうものはまさしく日進月歩のごとく、どんどんどんどん機能が発達してバージョンアップされてきますので、その怖さというのは、わたしどもも使いながら、ふとどこまでがどうなっていくのかという、時代の背景の中ではこういった機能というのは、大変な一歩間違えれば大変なことですよということの警鐘なんだなあと感じておりました。

3月号の警察広報誌でも、フィルタリングで子供を有害サイトから守りましよう。やはり行き着くところは保護者の皆様へということなんでしょうけども、学校側としてもそうばかりは言っていないで、何とか子供たち、保護者そしてまた関係機関との合意形成というか、そういったひとつのものをつくり上げていく、これはやっぱりぜひ積極的にということになりましようか。

道の予算でも、インターネットトラブル等未然に防止事業費というのは、新しい予算も道議会今やっているところで、出ているようでございますし、ぜひ教育長は執行方針で、子供のいじめ問題等々取り上げておりますが、この辺につきましては、いわゆる情報モラ

ル教育とでも申しませうか、そういった点の位置づけをやっぱり定期的にやりながら情報を発信して、なるべくそういったことのないようにというのが願ひでございますので、最後に教育長、ぜひそういった面の積極的な取り組みをご答弁いただき、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

本当に今、携帯電話の使用回数が多くなっているということがございまして、これは非常に子供たちの人間形成上、悪影響を与えているということ、ちょっと実態お話ししたいと思いますのですが、例えば小学校女子ですけど、携帯の使用回数が多くなるほど自分を幸せに思わないという割合が高くなっていく、あるいは友達の繋がりが距離が出てくると、それと使用頻度が多くなることによって、親子の会話が少なくなって、親子間のトラブルが発生するという、あるいはメールを交換していないと不安になるというメール依存症ですか、そういったことも相関関係がかなり高くなっているということもありまして、これは生活習慣のみだれに繋がっているということもあります。それはどういうことかといいますと、当然メールをやることによって、就寝時間等が遅れたりとか、あるいは朝起きれなくて食事が食べれないとか、そういったすべての方向に悪影響を与えるということに繋がっていくということもありまして、これからますます携帯電話の所持が高くなってくるといふふうに思っております。

ただ、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、学校では原則携帯電話持込は禁止という形にしております。だから、保護者の方にこの点を理解していただくと、所持する場合については、先ほど答弁申し上げましたけども、それぞれの団体、あるいはPTA等の研修会通じまして、所持にあたってはきちっとしたルール、そういったものを守るように、学習も当然必要でありますし、それぞれの学校におきまして携帯電話の教室を開催しながら、子供たちにしっかりとした使い方、それを教えていくということもやっていきたいというふうに思っておりますし、原則やはり携帯を持たせるというのは、保護者の側にありますから、そういった意味では、携帯を使う機能を、そういったものをきちっと、なんといいですか約束していくということ、例えば成長過程に応じて利用する機能、そういったものも一定程度制限しながらやっていくべきではないかということ、保護者の方の協力も進めながら、ぜひいろんな事故等が発生しておりますから、本町の子供たちにもそういったことがないように、これからもそういった学校への指導も当然でありますけども、保護者、PTA等通じながら、周知させる側の方の理解もいただきながら、そういったことのないように進めてまいりたいと、このように思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いを。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。
本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 2時48分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 7番 林 博

署名議員 8番 小野寺 典 男

署名議員 9番 末 柄 薫

平成22年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成22年3月8日（月曜日） 午前10時02分開議

- 第 1 議案第 2号 農業用施設の処分について
- 第 2 議案第 3号 工事請負契約の変更について
- 第 3 議案第 4号 北海道町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 4 議案第 5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 5 議案第 6号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 6 議案第 7号 釧路広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 議案第 8号 釧路広域市町村圏事務組合の解散について
- 議案第 9号 釧路広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産の処分について
- 第 7 議案第10号 釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 議案第11号 釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の変更について
- 議案第12号 標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第14号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第15号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第16号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第17号 平成21年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第18号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第19号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第20号 平成21年度標茶町老人保健特別会計補正予算
- 議案第21号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第22号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第23号 平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第13 議案第24号 平成22年度標茶町一般会計予算
- 議案第25号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度標茶町老人保健特別会計予算

- 議案第28号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計予算
 議案第29号 平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第30号 平成22年度標茶町病院事業会計予算
 議案第31号 平成22年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 及川直彦君 |
| 総務課長 | 玉手美男君 |
| 企画財政課長 | 森山豊君 |
| 税務課長 | 高橋則義君 |
| 管理課長 | 今敏明君 |
| 住民課長 | 妹尾昌之君 |
| 農林課長 | 牛崎康人君 |
| 建設課長 | 井上栄君 |
| 水道課長 | 妹尾茂樹君 |
| 育成牧場長 | 表武之君 |
| 病院事務長 | 蛭田和雄君 |
| やすらぎ園長 | 山澤正宏君 |
| 教育長 | 吉原平君 |
| 教育管理課長 | 島田哲男君 |
| 指導室長 | 川嶋和久君 |
| 社会教育課長 | 中居茂君 |

農委事務局長 牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 佐藤吉彦君

議事係長 服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時02分開議)

◎議案第2号

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。議案第2号を議題といたします。
本案について、提案趣旨の説明を求めます。
農林課長・牛崎君。

- 農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第2号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、畜産担い手育成総合整備事業虹別地区において本年度完成した農業用施設を受益者に処分するためのものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第2号、農業用施設の処分について。

町は、下記のとおり平成21年度畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る農業用施設を処分しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。というもので、売払い先は、標茶町字虹別436番地3、千葉隆、財産種類はバンカーサイロ1棟、金額は946万2,000円であります。

以上で、議案第2号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

- 議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は原案可決されました。

◎議案第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第2。議案第3号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第3号の提案の趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案は、平成21年9月15日、議案第51号をもって議決いただき、契約を締結した標茶中茶安別線道路改良舗装工事ではありますが、当初、契約工区内の大切土のり面について、風化しやすい土質が露出しましたことから、早期なり面保護工が必要になったことと、排水溝の流末処理に伴い盛り土のり面保護のふとん籠工の必要が生じたことにより、設計変更を行い工事の進捗を図るため契約額の変更を行いたいというものでございます。

以上内容につきましては、議案第3号、工事請負契約の変更について。

平成21年9月15日議案第51号をもって、議決を経て締結した「標茶中茶安別線道路改良舗装工事」の請負契約を次のとおり変更する。

契約金額「1億5,907万5,000円」を「1億7,049万9,000円」に変更する。というものでございます。

以上で、議案第3号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

◎議案第4号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。議案第4号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第4号の提案趣旨ならびに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、組合の組織団体であります胆振西部衛生組合が平成22年2月1日付で、網走支庁管内町村交通災害共済組合が平成22年3月31日付で、それぞれ解散脱退することとなり、規約変更が必要となりましたので、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

なお、支庁制度改革に伴います「釧路支庁」が「釧路総合振興局」に名称変更に係る改正につきましては、団体から、今後の規約改正協議の提案依頼を予定しているということでありまして、町としては、依頼を受けたのちに総務大臣認可が必要となる他の組合規約変更と合わせて、提案させていただきたいと存じます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第4号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更について。

北海道市町村職員退職手当組規約を変更することに関し、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次ページでございます。

北海道市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約。

北海道市町村職員退職手当組規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように改正する。

解散に伴いまして、次の2組合が脱退するものであります。

別表（網走）の項中「網走支庁管内町村交通災害共済組合」を削り、同表（胆振）の項中「胆振西部衛生組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案可決されました。

◎議案第5号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。議案第5号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第5号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、先ほどもご説明させていただきました組合の組織団体であります胆振西部衛生組合が平成22年2月1日付で、また、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合がそれぞれ平成22年3月31日付で解散脱退、留萌市外2町衛生センター組合が平成22年3月31日付で団体の名称変更することにより、規約変更が必要となりましたので、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

なお、支庁制度改革にかかる改正部分については、先ほどのご説明と同じでございますので省略をさせていただきます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第5号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することに関し、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次ページでございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように改正する。

解散による3組合の脱退と1組合の名称変更の内容でございます。

別表第1中「胆振西部衛生組合」、「釧路広域市町村圏事務組合」及び「留萌広域行政組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改めるといふものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案可決されました。

◎議案第6号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。議案第6号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第6号の提案趣旨ならびに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、先ほどまでの前2議案でも説明をさせていただきましたが、組合の組織団体であります胆振西部衛生組合が平成22年2月1日付で、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び留萌広域行政組合がそれぞれ平成22年3月31日付で解散脱退、留萌市外2町衛生センター組合が平成22年3月31日付で団体の名称変更することにより、規約変更が必要となりましたので、提案するものであります。

なお、支庁制度改革にかかる部分については、先ほどの説明と同じでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第6号、北海道市町村総合事務組規約の変更について。

北海道市町村総合事務組規約を変更することに関し、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

次ページにまいります。

北海道市町村総合事務組規約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように改正する。

解散による支庁単位の組合、3組合数の減少、1組合が名称変更するという内容でございます。

別表第1（第2条関係）留萌支庁の項中「留萌支庁（14）」を「留萌支庁（13）」に、網走支庁の項中「網走支庁（24）」を「網走支庁（23）」に、胆振支庁の項中「胆振支庁（14）」を「胆振支庁（13）」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「留萌広域行政組合」「網走支庁管内町村交通災害共済組合」「胆振西部衛生組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改める。

続きまして、先ほどの説明と同じ解散3団体を削り、1組合の名称変更でございます。

別表第2（第3条関係）第9項の共同処理する団体欄中「留萌広域行政組合」「網走支庁管内町村交通災害共済組合」「胆振西部衛生組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改める。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案可決されました。

◎議案第7号ないし議案第9号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。議案第7号・議案第8号・議案第9号を一括議題といたします。

議題3案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説

明申し上げます。

本案につきましては、釧路広域市町村圏事務組合の規約の変更についてであります。事務組合の規約において、解散した場合の事務処理についての定めが無いために必要な条文を加えるものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第7号、釧路広域市町村圏事務組合規約の変更について。

釧路広域市町村圏事務組合規約を変更することに関し、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

次ページになります。

釧路広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約。

釧路広域市町村圏事務組合規約の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

(事務の承継)

第17条 組合の解散に伴う次に掲げる事務は、釧路市に承継させるものとする。

- (1) 現金
- (2) 未収金及び未払金
- (3) 書類
- (4) その他組合の解散に伴う事務

2 組合の解散後に生じる剰余金は、第15条第2項の出資金の割合に応じ、関係市町村に配分する。

3 組合の収支は、解散の日をもって打ち切り、管理者であった者がこれを決算する。管理者につきましては、釧路市長でございます。

4 前項の規定による決算は、組合の解散に伴う事務を承継する釧路市の長に送付し、これを釧路市の監査委員の審査に付し、その意見を付けて釧路市の議会の認定に付すものとする。

それぞれの議会で決算審査を行うことなく、釧路市において行うという内容でございます。

附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。というものであります。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

次に、議案第8号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、釧路広域市町村圏事務組合の解散についてであります。これまで釧路管内の広域連携を行ってまいりました同組合であります。国の制度上の変化により、一部事務組合として運営しなければならない設置条件が無くなり、また、一部事務組合として運営する負担等を鑑み、管内市町村及び組合議会との協議の結果、本年3月31日をもって解散したいというものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第8号、釧路広域市町村圏事務組合の解散について。

平成22年3月31日をもって釧路広域市町村圏事務組合を解散することに関し、地方自治法第288条及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

次に、議案第9号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、釧路広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産の処分についてありますが、議案第8号に係る同組合の解散にあたり、組合の財産であります「基金」の取り扱いを協議したいとするものでございますが、本案においては、規約に基づき、出資金の割合に応じ関係市町村に帰属させるとともに、帰属する基金から、圏域の活性化に資する「釧路地域活性化協議会」に対し、活動に係る必要額を出資金の割合に応じて移譲したいとするものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第9号、釧路広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産の処分について。

釧路広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

釧路広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産の処分について。

釧路広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の解散に伴い、組合が保有する釧路ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）の処分を次のとおり定める。

（基金の帰属）

第1条 基金10億3,423万8,212円は、釧路広域市町村圏事務組合同規約（以下「規約」という。）第15条第4項の規定に基づき、同条第2項の出資金の割合に応じ、次のとおり関係市町村に帰属させるものとする。

出資金につきましては、北海道が1億円、各市町村が9億円、計10億円でありまして、剰余金積立金が3,423万8,212円となっております。

次の表につきましては、関係市町村名、帰属させる額（円）、出資金の割合（％）の順で説明をいたします。

釧路市、5億7,263万7,013円、55.368％、釧路町、7,811万6,013円、7.553％、厚岸町、7,595万4,454円、7.344％、浜中町、6,164万597円、5.960％、標茶町、7,433万700円、7.187％、弟子屈町、6,315万585円、6.106％、鶴居村、3,856万6,743円、3.729％、白糖町、6,984万2,107円、6.753％、合計で10億3,423万8,212円となります。

（移譲）

第2条 関係市町村は、前条の規定により帰属する基金から、北海道の補助金相当額1億円を含む2億円を釧路地域活性化協議会に移譲するものとし、これを規約第15条第2項の出資金の割合に応じ、次のとおり負担するものとする。

次の表であります。関係市町村名、負担する額（円）、出資金の割合（％）の順で説

明をいたします。

釧路市、1億1,073万6,000円、55.368%、釧路町、1,510万6,000円、7.553%、厚岸町、1,468万8,000円、7.344%、浜中町、1,192万円、5.960%、標茶町、1,437万4,000円、7.187%、弟子屈町、1,221万2,000円、6.106%、鶴居村、745万8,000円、3.729%、白糠町、1,350万6,000円、6.753%、合計で2億円でございます。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います

初めに、議案第7号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第7号の質疑を終わります。

次に議案第8号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第8号の質疑を終わります。

次に議案第9号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、議題3案の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題3案を一括して採決いたします。

議題3案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号・議案第8号・議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号ないし議案第12号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。議案第10号・議案第11号・議案第12号を一括議題といたします。

議題3案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第10号、議案第11号及び議案第12号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

議案3案につきましては、北海道において、「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」が平成20年6月30日に制定され、「北海道釧路支庁」が「北海道釧路総合振興局」に名称変更となりますことから、本条例の施行期日の平成22年4月1日に合わせて、「釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約」、「釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約」及び「標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の改正をそれぞれ行うため議会の提案をいたすものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第10号、釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について。

釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約を変更することに関し、地方自治法第252条の7第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

次ページでございます。

釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約。

釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約（昭和54年規約第5号）の一部を次のように改正する。

それぞれ釧路支庁管内の字句を削り名称変更するものでございます。

題名中「釧路支庁管内町村公平委員会」を「釧路町村公平委員会」に改める。

第2条中「釧路支庁管内町村公平委員会」を「釧路町村公平委員会」に改める。

附則といたしまして、この規約は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第11号でございます。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の変更について。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約を変更することに関し、地方自治法第286条第2項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるといってでございます。

次ページにまいります。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約（平成19年市町村第2003号指令）の一部を次のように改正する。

当該整理機構の事務所の位置の変更をするものでございます。

第4条中「釧路支庁庁舎内」を「北海道釧路総合振興局庁舎内」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成22年4月1日から施行するものです。

次に、議案第12号でございます。

標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年標茶町条例第12号）の一部を次のように改正する。

支庁管内の字句を削り、名称変更をするものです。

第4条（見出しを含む。）及び第5条（見出しを含む。）中「釧路支庁管内町村公平委員会」を「釧路町村公平委員会」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上で、議案第10号・議案第11号・議案第12号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います

初めに、議案第10号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第10号の質疑を終わります。

次に議案第11号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第11号の質疑を終わります。

次に議案第12号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第12号の質疑を終わります。

以上で、議題3案の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題3案を一括して採決いたします。

議題3案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号・議案第11号・議案第12号は原案可決されました。

◎議案第13号

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。議案第13号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第13号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、町内で深刻化している鳥獣による農林業被害に歯止めをかけるため、新たに設置する鳥獣被害対策実施隊隊員の報酬を定める必要があり、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正しようとするものでございます。

平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」では、鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処するために、鳥獣被害対策実施隊を設置することができることと規定されており、本町においてもこの制度を活用し、被害の軽減を図ろうとするものでございます。

以下、内容について説明いたします。

議案第13号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次ページにまいります。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

報酬支払期日について、実施隊員の場合、緊急出動のケースや、月に複数回の出勤が考えられるため、支払をその都度とせず、翌月10日までとしてございます。

第4条第1号に次のただし書を加える。

ただし、別表第12項の者に対しては、翌月の10日までに支給する。

費用弁償の支払については、他の実施市町村等の支給状況を勘案し、新たに定めるものでございます。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、別表第12項の者にあつては、この限りでない。

別表中

「11 投開票管理人、8,600円、12 その他の者、日額、8,200円以内で町長が定める額（4時間以内の場合は1/2の額を支給する）」を「11 投開票管理人、8,600円、12 鳥

獣被害対策実施隊員、1万2,000円（4時間以内の場合は1/2の額を支給する）、13 その他の者、日額、8,200円以内で町長が定める額（4時間以内の場合は1/2の額を支給する）に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 別表中の鳥獣被害対策実施隊員のことでちょっとお伺いします。

人数はどのようになっているか。それから任命権者はどういうふうになるか。それから、この1万2,000円支給するとき、例えば、農林課にいる職員がこの行動をするときに、費用弁償の対象になるかどうかについてもお伺いします。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをいたします。

人数に関しましては、農林課長のほうから説明をさせていただきますが、任命権者につきましては、当然町長という形になります。あと、1万2,000円の費用弁償に関しても農林課のほうの説明とさせていただきます。

（何かいう声あり）

○総務課長（玉手美男君） 申し訳ございません。

職員の部分の費用弁償、これについては対象になりません。あくまでも非常勤の部分の費用弁償の話でございます。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 人数についてお答えいたします。

現在のところ、14名程度ということで想定をしておりますけれども、この先、該当する方々に打診しながらということになりますので、そういった作業踏まえて確定してくるものというふうに考えております。全町的なカバーということを考えますと、やはり、繰り返しになりますけれども、10名から10数名の間の人数は必要ではないかということで考えております。

○議長（鈴木裕美君） 2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 人数は分かりましたが、この方々を推薦するのはどういう方法でやるお考えですか。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 任命の手続きのことについてだと思っておりますけれども、地元猟友会さんのほうと何度か打合せをしておりますけれども、その経過の中で、猟友会からの

推薦を受けて町長が任命をするのではなく、町のほうで判断をして委嘱をすると、その経過の中で、猟友会さんのほうに相談はするという作業はしますけども、あくまでも町長が選任し委嘱するという事で考えております。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 町がハンターを任命して有害の駆除をするということですが、通常、個人でやっている部分において、草地の立ち入り禁止を破って入ってくる部分があるのです。それが、たまたま草地状況が良いときであれば、車が入ってもあまり草地は傷まないのですけども、酪農家にとっては畑作と同じで作物ですから、町がこの環境を仕切ってやるということになると、その辺の草地管理の、草地の立ち入りとか私有地への立ち入りの関係については、あくまでもその地権者対猟友会なのか町なのかハンターなのか、その辺のことを明確にしておかないといけないのではないかと思います。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 敷地への立ち入りの関係についてお答えいたします。

この間、この実施隊の設置に向けて検討した経過の中で、今の有害鳥獣の捕獲作業のネックになっている部分がなんなのかということが議論されております。その中では、やはり農林業被害を軽減するための対策なのですけども、農家さんの中には、自らの敷地の中での捕獲ということを拒絶される方がいらっしゃるということで、そういう方が点在されると、なかなか効果的に面的な抑圧をすることができないということで、それをいかに解消していくのかということが課題となっております。そういったことで、それらを解消するためには、まだ検討段階なのですけれども、地域の酪農振興会等をお願いしながら、同意書もらったほうがいいのではないかとことも今考えております。そうしたことで、できるだけ全面的な受け入れをしてもらう。そして、そうでないところについては、入ってはいけないところを明確にしながら、そういう事故等がおきないような配慮をしていきたいというふうに考えております。

それから、おっしゃるとおり草地については、貴重な飼料作物だというふうに農林課のほうでは考えております。その辺については、実施隊員の方々にも理解をもらいながら、そういった農業者の方の草地を荒らすようなことがないようにしていきたい。この間の許可捕獲等において、地元猟友会の会員の方においては、そういったことはないのではないかとこのように、私どものほうでは考えておりますが、念のためにそういう作業をしていきたいというふうに考えております。それで従前、許可捕獲を行っている中で、実施隊を設置するわけなのですが、趣味で資格をもっている方々に、ボランティアでこれまでお願いしてきて、昨年度においては1,000頭以上の実績を上げているということがあります。中には趣味でやっているのだろうというような捉え方をしている方もいらっしゃるよう聞いております。そういったこともないように、町長が任命して町の業務として実施をするということで、猟友会のほうに係る風圧を軽減して、動きやすい環境を作りながら、今

以上に効果があるものにしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木裕美君） 8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） だいたい分かりましたけど、ただ心配なのは、禁猟期間にこの対策でやる分については、明確に誰がこの有害駆除を依頼しているのかというのは分かるのですが、駆除期間であれば府県からも来ますし、そういったことでその責任の所在ですね、過去に私も実際草地の部分で、はまってトラクターで引っ張りに行ったことがあるんですよ。春とか秋とか、非常に草地が傷む原因になりますので、やはり責任の所在を明確にしておかないと、農家にとっては非常に助かる事業でありがたいのですが、だからといって、やっぱりきちっと草地の現状復帰なんかあったときにするような手立てをきちっとしておかないと、大変いい事業なのですが、やはり農家にとっては非常に損害をこうむる分もありますので、その辺を明確にして事業に入っていただきたいなど、こう思うのですが。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 責任の所在の関係なのですが、実施にあたりましては、町長が実施隊員に命令をして、そして出向いてもらうと。その命令の仕方については、原則書面で、緊急の場合は口頭でもできることができます。そして、出た場合は、その内容を、結果について報告をするということで、報告をもらうことになっておりますので、どの実施隊員がどの辺で作業をしてきたかというのは、後ほど分かるような形になっております。

それから、標茶町民の方々に町が実施隊を用いて行っていることだということが分かるように、車にマグネット式の看板みたいなものをつけてはっきりさせたいというふうに考えております。

あと、そんな細かいこと、まだ出てくるのかもしれないのですが、それは住民周知の仕方含めて、柔軟な対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案可決されました。

◎議案第14号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。議案第14号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第14号の提案趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本条例につきましては、地方自治法施行令の改正により、長期継続契約が可能となる事務の範囲が拡大したことにより、条例を制定したものであります。

これまでも、条例の内容につきましては、法制執務上の文言整理を行ってまいりましたが、本条例につきましても一部整理すべき点がありましたことから改正したいとするもので、合わせて、締結することができる契約の内容につきましても、よりわかり易い条文とすべく、改正をしたいというものでございます。

以下内容についてご説明を申し上げます。

議案第14号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年標茶町条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年政令第16号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第2条にかかる法制執務上の整理であります。

第2条を次のように改める

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

根拠を明確にしたものであります。

（1） 事務用機器、電気機器、通信用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの

（2） 施設の維持管理業務、事務処理に係る業務その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの

1号、2号につきましては、どのような事柄が対象になるかということをより明確にすることと、法制執務上の条文の整理を行ったところであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で、議案第14号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 今回の長期継続契約というのは、対象が広がったということで改正でございますけども、本町にとりましては、かなりの委託業務がございますけども、お聞きしますと、2件ほどが複数ということで3年契約ということも2件ほどございますが、聞いておりましたけども、対象になることによって事務的な合理化ですか、事務扱いの取り扱いが有効になるとか、そういうことも視野になるかと思いますが、今後の扱いというか、この改正に伴って、委託されるべきものについて、幅広くなるという観点からそういう対象については検討されていくのか、もしくは、当座は単年度でいくという方針なのか、現時点で、これから新年度に向けてもそういう検討もされるかなと思いますけども、その辺についてだけお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、あくまで法制執務上の部分と、より分かりやすくという条文の改正でございます。

今、議員ご指摘の部分で申しますと、現状で36件の長期契約を行っているということでございます。その内容につきましては、先ほど提案趣旨の説明でも申し上げましたが、商慣習上、それから4月1日からすでに業務が始まるという部分を精査いたしまして、長期継続契約を結んでいるところであります。

今後につきましても、業務に支障がないようなかたちでこの長期契約も活用しながら、事務に遺漏がないよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号は原案可決されました。

◎議案第15号

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。議案第15号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第15号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正で、平成21年12月24日、身体障害者福祉法施行規則の一部が改正され、身体障害に「肝臓の機能」が加えられたことに伴い、北海道医療給付事業にも「肝臓の機能」が加えられ、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例を改正する必要が生じたことから、提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第15号、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例一部を改正する条例。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年標茶町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫」を「、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上で、議案第15号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号は原案可決されました。

◎議案第16号

○議長（鈴木裕美君） 日程第11。議案第16号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第16号、標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、提案趣旨並びに内容について説明いたします。

現行の標茶町新規就農者誘致特別措置条例における新規就農予定者の登録期限が平成22年3月31日となっていること、加えて前回改正から5年が経過し、農業を取り巻く情勢にも変化があることから、制度の一部について所要の見直しを行い、引き続き本町で新規就農を志す青年の誘致を図ろうとするものであります。

では、初めに議案説明資料により、改正の骨子についてご説明いたします。

説明資料14ページをお開きください。

14ページ左側、改正後のほうをご覧くださいと思います。

第1条は目的規定ですが、ここでは近年減少傾向にある新規就農研修希望者の間口を広げるために、平成21年度に単独で事業化した若者・女性就農体験実習をこの新規就農制度に組み込み、あわせてそれに伴う目的の追加も行おうとするものです。

第2条は用語の定義を定めておりますが、今改正において新規就農予定者に農業法人構成員として新たに経営に参画しようとする者も加えております。また、就農体験生又は実習生の定義も行い、アグリモニターと呼称することにしてあります。

続いて15ページ以降になります。第5条は新規就農予定者の登録についての規定でしたが、ここにアグリモニターを追加してございます。

第6条、第7条では研修等を受け入れてくれる農業者を登録・認定制とすることを定めております。

第8条は優遇措置についての規定で、受け入れ農業者へは指導費と研修経費を予算の範囲内で助成すること、新規就農予定者又はアグリモニターへは家賃、交通費、研修経費について予算の範囲内で助成すること。また、新規就農者に関しては、従前の奨励金に加え、経営継承による就農の場合も、農場リース事業を利用した場合と同じレベルの奨励金の支給対象とすることを追加して定めております。

17ページになりますが、第10条は助成金又は奨励金の返還免除規定でございますが、従前は返還免除について期限の定めがなかったため永久的に返還義務を負わせていたわけですけれども、一定期間すなわち10年を経過した者には免除規定を新たに規定して適用させようとするものでございます。

第11条は義務規定でございます。本制度で恩恵を受ける者の義務を規定しています。一定の書類の提出や報告を義務付け、研修が適格に行なわれているか確認するとともに、この規定により、雇用目的の実習など本制度の趣旨からはずれる実習生の受入を一定程度排除できるのではないかと考えております。

最後に、附則では、新旧制度のいずれかを新規就農者が選択できることと合わせて、平成27年3月31日までに制度の見直しを行うことを定めています。

それでは、議案に戻りまして28ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号、標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

29ページになります。

標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例。

標茶町新規就農者誘致特別措置条例（平成7年標茶町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、標茶町（以下「本町」という。）の区域内において、新たに農業を営み農業振興に寄与しようとする者及び若者・女性就農体験実習を行う者に対し、助成金及び奨励金その他の援助を行うことで、新規就農者の誘致と定着、地域農業の担い手づくりの促進を図り、もって生産力の持続的発展と地域コミュニティの維持を図ることを目的とする。

第2条第1項中「行うもの、又は3名以上で農業共同経営を行う者」を「行う者、3名以上で農業共同経営を行う者又は農業法人構成員として新たに経営に参画する者」に改め、同条第2項中「本町において」を「、本町において就農時の年齢が概ね40才以下の心身ともに健康で自立した農業経営を営む能力と経験を有する者で、専業で配偶者若しくは同居の成人親族との家族経営を行おうとする者、3名以上で農業共同経営を行おうとする者又は農業法人構成員として新たに経営に参画しようとする者で」に、「持つ者で」を「持ち」に、「、並びに」を「及び」に改め、同条に次の1項を加える。

3 この条例において就農体験生又は実習生（以下「アグリモニター」という。）とは、前項の新規就農予定者の登録を受けられない単身者等で、本町において、離農予定者からの経営移譲又は農業後継者のパートナーとして就農を目指す者をいう。ただし、就労

目的による農業体験又は実習を行う者は対象としない。

第5条の見出し中「新規就農予定者」の次に「又はアグリモニター」を加え、同条中「新規就農予定者」の次に「又はアグリモニター」を、「、新規就農予定者」の次に「又はアグリモニター」を加える。

第6条及び第7条を次のように改める。

(受入農業者の登録申請)

第6条 受入農業者としてこの条例の適用を受けようとするときは、受入農業者の登録申請書を町長に提出しなければならない。

(認定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、関係機関の意見を聞いて遅滞なくこれを審査し認定の可否について申請者に通知する。

第9条を第12条とする。

第8条の見出しを「(助成金又は奨励金の返還)」に改め、同条各号列記以外の部分中「奨励金」を「助成金又は奨励金」に、「受け又は受けようとする者」を「受けた者」に改め、同条第1号、第2号及び第3号中「とき」を「とき。」に改め、同条第4号中「奨励金」を「助成金又は奨励金」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第5号中「とき」を「とき。」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(助成金又は奨励金の返還の免除)

第10条 町長は、次の各号の一に該当するときは、既に交付した助成金又は奨励金の返還を免除することができる。

- (1) 新規就農者認定の日から10年を超える経営を行ったとき。
- (2) その他特別な事情があると認めたとき。

(義務)

第11条 この条例により助成金又は奨励金の交付を受ける者は、町長の求めに応じ、次の各号の関係書類を提出し、又は報告しなければならない。

- (1) 受入農業者 実習計画書
- (2) 新規就農予定者又はアグリモニター 実習等記録簿
- (3) 新規就農者 経営収支実績書

第9条の前に次の1条を加える。

(優遇措置)

第8条 町長は、新規就農予定者受入農業者又はアグリモニター受入農業者に対し、次の各号により予算の範囲内で助成金の交付を行うものとする。

- (1) 新規就農予定者受入指導又はアグリモニター受入指導費
- (2) 研修経費

2 町長は、新規就農予定者又はアグリモニターに対し、次の各号により予算の範囲内で助成金の交付を行うものとする。

- (1) 家賃助成
- (2) 交通費助成
- (3) 研修経費

3 町長は、新規就農者に対し、次の各号により予算の範囲内で奨励金の交付を行うものとする。ただし、法人構成員としての新規就農者の場合は、奨励金の交付は行わないものとする。

(1) 次のアからエの事業等による農用地及び農業用施設等の賃借料のうち、経営開始後最初に支払い義務が生じた年度から起算して5年間に係る当該賃借料のそれぞれ4分の1相当額

- ア 農地保有合理化促進特別事業
- イ 公社営農場リース事業
- ウ 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権設定に伴う賃貸借
- エ 上記のほか町長が特に認める賃貸借

(2) 経営継承型就農支援として継承資産額の8分の1相当額。ただし、就農年度から5年間に分割交付することとし、年額上限150万円とする。

(3) 経営開始後3年以内に取得した農用地及び農業用施設等に係る固定資産税相当額を、経営開始後最初に賦課された年度から起算して5年間

(4) 農業経営に必要な農用地及び施設等の取得並びに家畜等を導入するため、経営開始の属する年度から5年間に借入れした農業関係制度資金に対して、個人経営については5,000万円、共同経営については、8,000万円を限度として、その利息に対し借入年度から5年間、定められた利率のうち年2.5%以内の額を利子補給金として交付

4 前項の奨励金を受けようとする新規就農者は、町長が別に定める申請書を毎年度指定した期日までに提出しなければならない。

5 町長は、前項の申請を受理したときはその内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めるときは、その交付の決定を申請者に通知するものとする。

附則といたしまして、(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の標茶町新規就農者誘致特別措置条例の規定により新規就農予定者の承認を受けた者に対する優遇措置については、なお従前の例による。ただし、その者が、この条例による改正後の標茶町新規就農者誘致特別措置条例(以下「新条例」という。)第8条に規定する優遇措置を受けようとする場合は、この限りではない。

(登録に関する期間)

3 新条例第5条に規定する新規就農予定者又はアグリモニターの登録は、平成27年3月31日までとする。

以上で、議案第16号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 目的の拡大、それから支援の内容拡大、非常に私はすばらしいなと思って改正文を伺っていたわけですが、これは人数がずっとみますと、大体平均して年に1名位ずつの新規就農者を迎え入れているということなのですが、人数の上限というのは考えておられるのか。それからもう一つは、今ひとつ大きな改正ですから、改めて町長のこれにける期待や思いというの聞かせていただければ、違いますか、ありがたいのですけども。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 人数の上限についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、過去については、大体年に1組ぐらいの就農でありましたが、これは農場リース事業を活用して入ったためということが、非常に大きな要因であります。そういうことで、事業の予算配分が年度一人というようなことが多かったということであり、町の研修生の受入ペースにつきましては、一人に限らず過去についても複数名2人3人いた時代がありました。最終的には、農協さんとも協力しあう部分ありますから、農協さんのほうの予算具合もみながら、研修生の受入のペースを考えていきたいというふうに考えておりますが、今のところ一年に3人以上になってはいけないとか、そういう規定はしておりません。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

提案をしたときにも十分ご説明をしておりますけども、今までのいわゆる新規就農の施策というのが、公社営の農場リース事業ありきというのが基本的な考え方でありまして、それがいわゆる国の予算のなかで、酪農に関していいますと年間大体12件程度しか予算されてないというのが実態であります。そのうちの10件程度が北海道のほうで事業対象となっておりましたけども、しかしながら、いわゆる酪農のこの間の状況をみたときに、それではなかなか新規就農者が出てこない。ただ、現実問題としては、いわゆる広大な農地というものが取得しなきゃいけないということで、通常の中では、なかなか決断をできないというのが実態であって、それをなんとか支援できないかということで、この間ずっと農協さんとも協議を重ねてきたわけでありまして。

今後の状況は、どういう形になるかわかりませんが、新政権も個別経営を重点的に支援していく農業施策ということ打ち出してあります。たしかに、いわゆる農業の効率性を考えたときに、やはり私は二つの方向として、いわゆる経営効率、大型化というものもひとつの選択肢として当然あろうかと思っておりますし、ただ、やはり付加価値を高めながら家

族経営という主体もひとつあろうかと思ひまして、そういった意味で今後とも本町の基幹産業である酪農を守っていくためには、こういった施策というのはこれからも必要になってくると思っておりますので、今後とも農協さんとも協議をしながら進めてまいりたいとそうように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） アグリモニターという表現ですけども、一口に実習生・経験者だというふうに私は理解しております。過去、本当に志した方も途中でやめられた方も私何人も知っております。問題はやはり意欲だけではだめなんで、技術とかその人のねばり強さとか、いろいろ条件あると思ひます。この人をアグリモニターとして認定するその諸条件というのは、もうちょっと詳しく聞きたいと思ひます。例えば、経験が何年、3年ぐらいいるとか、実習した農場の推薦がいるとか、その人間の最後の保証人はどなたかと、いろいろ条件があるのではないかと私は想像しますが、もう少し詳しくお聞きしたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） アグリモニターの件についてお答えいたします。

説明の中でも申し上げたのですが、アグリモニターについては間口を広げるための実習生の受入ということになっておりまして、新規就農予定者と違いまして、経験等については特に大きなハードルは設けてございません。単身で標茶で酪農を体験してみたいとか、あるいは特に独身女性に来ていただきたいなという願いを込めているのですが、標茶で酪農を経験しながらパートナーを探したいなとか、そういった方が標茶の酪農がどんなものなのかを知るために、気楽にまず来てもらうためのものであります。繰り返しになりますけども、特に経験等は不問でありまして、この期間である程度めどがつかましたら、例えば条件がかなえば、配偶者等がいなきやいけないんですけども、ゆくゆくは新規就農予定者として、標茶での新規就農を志しませんかとか、そういったほうに発展させていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木裕美君） 2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 大体そういう方向なんだなという、今伺いましたが、私が現場で農家の方とお話しますと、最近この世の中が、死ぬまで農業をやるというそういう考え方よりも、65歳程度で農場を売りたいという方が、私は二人ほど知っております。その方の希望は、自分の農場に技術を持った人に入ってもらって、自分はいろんな面でお手伝いをする。したがって、簡単な言葉でいえば共同経営みたいになるのかな。そういった方法も願っている経営者がいるわけですね。私はこのアグリモニターのその目的を、そういう面に活かして経営をそのまま農場から建物から牛から引き継いでやるというようなことは、議題になってないのか、考えてないのか、ちょっとお聞きします。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

アグリモニターについては、先ほど申しましたとおり独身の方々と、新規就農予定者になれない方々を実習生として受け入れるための、間口を広げるためのものであります。今、議員ご指摘の件につきましては、いわゆる経営移譲型のことだというふうに思いますけども、それらにつきましては、今回の条例改正において奨励金の対象とするということになっております。ですから、流れとしては就農を希望する新規就農予定者となった方が、町内で研修を受けながら、例えば、そういう経営移譲を希望する方々とマッチングができれば、いろいろな手続きをした上で、居抜きで譲ってもらったりとか、あるいはおそらく共同経営という方策も出てくるのだろうというふうに思っていますけども、そういった形で新規就農予定者に関しては、経営移譲というものを取り込んでおります。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案可決されました。

◎議案第17号ないし議案第23号

○議長（鈴木裕美君） 日程第12。議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号を一括議題といたします。

議題7案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第17号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成21年度標茶町一般会計補正予算（第6号）であります。年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、できるだけ決算数値に近づけるよう係数の整理を行うとともに、新たに国が創設しました「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」事業、学校耐震事業の計上、また、現状において急を要する事業等について処置をしたものがございます。歳入歳出それぞれに10億1,489万9,000円を追加し、総額を114億5,279万

7,000円にしたいというものであります。

歳出の主なものとしたしましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金関連事業で1億6,710万円、備荒資金組合納付金で6,217万9,000円、減債基金積立金9,393万8,000円、町有施設整備基金積立金3,000万円、除雪対策で1,100万円、小学校耐震工事で1億6,200万円、中学校耐震改修工事で6億2,630万6,000円の追加であります。

減額するものは、畜産担い手総合整備事業虹別地区で1,178万2,000円、農林漁業振興資金貸付基金繰出金で2,000万円等であります。

他会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業事業勘定特別会計については6,779万円の追加、介護保険事業特別会計は二勘定合わせまして4,940万4,000円の減、後期高齢者医療特別会計では498万2,000円の減、下水道事業特別会計は492万3,000円の減であります。

一部事務組合につきましては、川上郡衛生処理組合で69万3,000円の減、北部消防事務組合は494万2,000円の減であります。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込むとともに、普通地方交付税1億1,960万1,000円を充当するなどして、収支のバランスをはかったところであります。

また、継続費で2件、繰越明許費で16件、債務負担行為で1件、地方債で5件の補正を提案してございます。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

平成21年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

平成21年度標茶町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,489万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億5,279万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

20ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午前 1時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号の提案趣旨の説明を続行いたします。

企画財政課長・森山君

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） それでは、引き続き16ページから説明をさせていただきます。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

6ページをお開きください。

継続費の補正でございます。

8款2項、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業では、総額で1,115万1,000円を減額して1億7,049万9,000円とするもので、年割額につきましては、21年度3,000万円、22年度1億4,049万9,000円とし、10款2項、事業名、標茶小学校校舎防音事業では、総額から6,467万4,000円を減額し、12億2,020万5,000円とするもので、年割額につきましては、21年度で1億1,312万6,000円、22年度で8億5,120万円、23年度で2億5,587万9,000円とするものであります。

41ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

補正後の内容でご説明申し上げますが、8款2項、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業では、全体計画の計では、年割額が1億7,049万9,000円で、この財源内訳、特定財源では、国道支出金が1億1,934万9,000円、地方債で5,110万円、一般財源では5万円であります。当該年度支出予定額で3,000万円、当該年度末までの支出予定額では3,000万円、翌年度以降支出予定額では1億4,049万9,000円で、継続費の総額に対する進捗率につきましては、平成21年度で17.6%、平成22年度で82.4%となります。

10款2項、事業名、標茶小学校校舎防音事業の計では、年割額12億2,020万5,000円、財源内訳の特定財源につきましては、国道支出金で7億7,820万7,000円、地方債で3億7,040万円、一般財源では7,159万8,000円となります。当該年度支出予定額で1億1,312万6,000円、当該年度末までの支出予定額につきましては1億1,312万6,000円、翌年度以降支出予定額につきましては11億707万9,000円、継続費の総額に対する進捗率につきましては

は、平成21年度で9.3%、平成22年度では69.7%、23年度は21%となります。

7ページにお戻りください。

繰越明許費の補正でございます。

追加1件、新たに15件であります。

2款1項、総務管理費につきましては、地域情報通信基盤整備事業でありますけれども、無線LANの整備の部分であります。年度内執行が不可能ということでありまして、施行管理委託料150万円と施行工事請負費で1億1,450万円、合わせまして1億1,600万円となります。

8項、地方振興費につきましては、地域活性化経済危機対策事業であります。先に補正前では、戸籍の電算化で6,600万円、エコカーの部分で560万円で、7,160万円を繰越明許費として計上していきましたが、加えて、予定してました設計が整わないということで、火葬場、それから軽費老人ホームの耐震改修合わせまして5,600万円の改修工事、それから、防犯灯補助金で200万円、それから火報の補助金で600万円、合わせまして6,400万円を追加し、補正後の額を1億3,560万円にしたいというものであります。地域活性化きめ細かな対策事業につきましては、設計で500万円、事業費で1億6,210万円、合わせまして1億6,710万円を繰り越したいということであります。これにつきましては、年度末の決定でありまして、年度内の事業執行が不可能ということであります。

3款1項、子ども手当準備事業につきましては、子ども手当の準備に係るシステムの設定の部分でありますけれども、年度内に執行不可能なため360万円を繰越明許とするものであります。

6款1項、農業費につきましては、畜産担い手育成総合整備事業（標茶東部地区）であります。冷夏のため牧草育成状況に不安がありまして、1番草終了後に工事を予定しておりましたが、2番草以降としたことから工期の遅延が生じたということでありまして、1,140万円を繰り越すものであります。同じく虹別地区につきましても、同様な理由で1,737万7,000円、標茶西部地区につきましても、同様の理由で4,035万3,000円であります。道営草地整備事業（公共牧場中核型）負担金（多和第2地区）でありますけれども、育成舎建設にあたり建設費の補正の設計に時間を要したために、翌年に繰り越すものでありまして562万5,000円あります。

9款1項、防災情報通信設備整備事業であります。ジェイアラートの設置工事請負費であります。年度内執行が不可能ということで958万7,000円あります。

10款2項、小学校費につきましては、学校情報通信技術環境整備事業でありますけれども、教育用・公務用のパソコンであります。設置委託料と機器購入で6,906万1,000円ありますけれども、年度内に納入が不可能と、物がそろふことが不可能ということが判明いたしましたので、このような措置をとらせていただくということでございます。塘路小学校（校舎）耐震改修事業でありますけれども、校舎及び太陽光発電で合わせまして1億4,100万円あります。磯分内小学校（屋体）耐震改修事業につきましては、確認申請分

も含めまして2,107万円でありまして、年度内着工不可能ということでありまして。3項の中学校費につきましては、学校情報通信技術環境整備事業につきましては、これにつきましても、教育用公務用パソコンでありますけれども、設置委託料、機器購入合わせまして3,825万8,000円でありまして、事由については同じであります。塘路中学校（校舎）耐震改修事業であります。確認申請分も含めまして1億5,328万円でありまして。塘路中学校（屋体）耐震改修事業につきましては、6,500万円。虹別中学校（校舎）耐震改修事業につきましては、確認申請分15万円をプラスして4億1,215万円でありまして。

8ページをお開きください。

債務負担行為の補正であります。

事項につきましては、経営環境再生資金平成21年度であります。補正前期間を平成22年から26年、限度額、融資金4,000万円に対する利子補給（年2.5%）206万8,000円を、補正後は、期間については同じであります。限度額につきましては、融資金を1億850万円に対する利子補給（年2.3%）499万8,000円でありまして。

42ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額であります。64億5,310万円、当該年度以降の支出予定額であります。23億3,291万4,000円。うち、平成21年度支出額につきましては3億1,210万円に変更はございません。財源内訳であります。特定財源で国道支出金で2億2,667万5,000円、その他で19億5,414万6,000円、一般財源で1億5,209万3,000円でありまして。

9ページにお戻りください。

地方債の補正であります。

1 過疎対策事業につきましては、1億2,860万円から地域情報通信基盤整備で6,040万円を減額し、限度額を6,820万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

次の3件についても同じでありますので省略をさせていただきます。

2の一般公共事業では、農業農村整備で70万円を追加し、940万円とするものであります。

4の公営住宅建設事業につきましては、限度額3,430万円から500万円を減額し、2,930万円とするものであります。

5の学校教育施設整備事業では、限度額4,820万円に小学校校舎防音事業で3,270万円の減、小学校校舎耐震事業で1,130万円の追加、小学校屋体耐震事業で220万円の追加、中学校校舎耐震事業で8,100万円の追加、中学校屋体耐震事業で140万円の追加、計6,320万円を追加し、1億1,140万円とするものであります。

9の災害復旧事業につきましては、公共土木施設を新たに追加するもので、限度額480万円、起債の方法につきましては証書借入、利率につきましては7.0%以内、償還の方法

ですが、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるというものです。

合計で申し上げますが、補正前の限度額 7 億 5,387 万 5,000 円に 330 万円を追加し、補正後の限度額を 7 億 5,717 万 5,000 円となるものであります。

43 ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みであります。当該年度中起債見込額は、補正前の額 7 億 5,387 万 5,000 円に補正額 330 万円を追加し、7 億 5,717 万 5,000 円とするものでありまして、当該年度末現在高見込額は補正前の額 108 億 9,475 万 3,000 円に補正額 330 万円を追加し、108 億 9,805 万 3,000 円となるものであります。

以上で、議案第 17 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第 18 号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成 21 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）で、年度末を控え国及び道の財政調整交付金が大きく減額決定され、歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、保険給付費 1,150 万円、共同事業拠出金 1,498 万 5,000 円、老人保険拠出金 348 万 8,000 円の減額、歳入では、前期高齢者交付金 4,889 万 2,000 円の追加、国民健康保険税 4,070 万 2,000 円、国庫支出金 6,491 万 3,000 円、道支出金 1,887 万 9,000 円の減額となり、不足財源が 8,386 万 9,000 円となることから、一般会計から不足額 6,779 万円を繰入し収支の均衡を図るものであります。

なお、本案につきましては、2 月 22 日開催の標茶町国民健康運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、予算書に従いまして、説明させていただきます。

平成 21 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

平成 21 年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,628 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 8,394 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

12 ページをお開き願います。

（以下、補正予算書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページへお戻り願います。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第20号の提案趣旨並びに内容について、ご説明をいたします。

本案は、平成21年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第2号）で、平成20年度の老人医療費の精算であります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成21年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成21年度標茶町の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ722万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,345万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして、説明させていただきます。

8 ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開き願います。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第21号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で、年度末を控え、歳入歳出予算の精査を行い、保険事業勘定歳出では保険給付費の追加、歳入では保険給付費の追加に伴う国道支出金等の追加、介護サービス事業勘定歳出では、居宅及び施設介護サービス事業の減額、歳入では、介護報酬改定に伴うサービス費の追加であります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成21年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,734万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,239万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,369万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明させていただきます。

11ページをお開き願います。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、記載省略)

2ページへお戻り願います。

2ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」、並びに4ページ5ページの「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第21号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続いて、議案第22号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本案は、平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、年度末を控え歳入歳出の精査を行い、歳出では、保険料徴収実績に伴う広域連合納付金の減額、歳入では、保険料一般会計繰入金の減額であります。

それでは、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成21年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,057万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,134万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第19号、平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行い補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成21年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ492万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,071万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算書に基づき説明のため、内容省略）

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給、補正後の融資予定額は84万円、利率年2.3%、期間は変更ありません。補正後の限度額は4万円です。

10ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度末以降の支出予定額に関する調書でございます。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給、補正後の融資予定額84万円、利率年2.3%、債務負担行為の限度額4万円で、合計では2,026万5,000円です。前年度末までの支出見込額は合計で7万6,000円、当該年度以降の支出予定額は合計で2,018万9,000円、うち平成21年度分は7万円。左の財源内訳、特定財源は、国道支出金が合計で1,000万円、地方債が合計で1,000万円、一般財源で合計で18万9,000円でございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号の説明をさせていただきます。

議案第23号、平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行い補正を行うものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

平成21年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、39万円を減額し9,772万円。第2項営業外収益、39万円を減額し2,439万5,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,126万5,000円は減債積立金711万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額553万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金861万9,000円」を「1,776万8,000円は減債積立金711万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額514万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金551万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、505万円を減額し9,730万円。第1項企業債、60万円を減額し140万円に。第2項工事負担金35万円を減額しゼロ円に。第3項一般会計借入金、410万円を減額し9,590万円。

支出、第1款資本的支出、854万7,000円を減額し1億1,506万8,000万円。第2項建設改良費、854万7,000円を減額し1億795万3,000万円とする。

次のページでございます。

企業債、第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、補正後の限度額140万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

次に予算説明書に従い説明をいたします。

7 ページをお開きください。

（以下、補正予算書に基づき説明のため、内容省略）

4 ページをお開きください。

平成21年度標茶町上水道事業会計資金計画（補正）です。

補正部分のみの説明といたします。

はじめに受入資金です。4. 企業債60万円減額し補正後の額を140万円に。9. 工事負担金35万円を減額しゼロ円に。10. 一般会計借入金410万円を減額し補正後の額を9,590万円に。合計で505万円を減額し補正後の額は3億5,253万3,000円です。

支払資金、4. 建設改良費854万7,000円を減額し補正後の額を1億795万3,000円に。合計で854万7,000円を減額し補正後の額は1億8,590万4,000円です。

差引では349万7,000円の増で補正後の額は1億6,662万9,000円です。

次のページをお開きください。

平成21年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）でございます。

資産の部、1. 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地から、へ建設仮勘定までの有形固定資産合計は5億7,827万8,000円。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は642万3,000円、固定資産合計は5億8,470万1,000円。

2. 流動資産、(1) 現金預金1億6,662万9,000円、(2) 未収金1,153万2,000円、流動資産合計は1億7,816万1,000円、資産合計は7億6,286万2,000円です。

次のページでございます。

負債の部、3. 固定負債、(1) 引当金、イ修繕引当金で固定負債合計は3,019万7,000円、4. 流動負債、(1) 一時借入金から(4) その他流動負債までの、流動負債合計で155万円、負債合計は3,174万7,000円。

資本の部、5. 資本金、(1) 自己資本金は2億267万6,000円、(2) 借入資本金はイ企業債とロ一般会計借入金で借入資本金合計は4億3,497万円、資本金合計は6億3,764万6,000円、6. 剰余金、(1) 資本剰余金は、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で資本剰余金合計は3,896万円、(2) 利益剰余金は、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は5,450万9,000円、剰余金合計では9,346万9,000円、資本合計は7億3,111万5,000円、負債資本合計は7億6,286万2,000円です。

3ページをお開きください。

平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

◎内容審議

○議長（鈴木裕美君） これより、議題7案の審議に入ります。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第17号から議案第22号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分け、議案第17号の歳出は、款ごとに行います。

はじめに、議案第17号、一般会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出から行います。

1款・議会費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、2款・総務費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、3款・民生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、4款・衛生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、6款・農林水産業費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、7款・商工費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、8款・土木費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、9款・消防費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、10款・教育費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番(伊藤淳一君) 34ページの中学校費に係わるというふうに思うのですが、例の耐震とか改修の関係なのですが、あっ、中学校、まっいいか、すみません。33と兼ね合いがありますので、失礼しました。塘路の場合については、太陽光発電ということを取り入れられたのですが、虹別中の場合については、取り入れられないような計画を説明いただいたのですが、それらに関連して検討されたものか、制度的に導入できなかったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長(鈴木裕美君) 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

学校の耐震化につきましては、これまでもそれぞれご説明してきた部分がございますが、第一優先的には、学校の安全安心を保つためには耐震化を優先的に行うということで計画してございます。

耐震と合わせて、補助制度の中で太陽光の制度を、新政権のもとでの新たなCO₂削減という部分で、太陽光の部分で一定程度の補助政策を加味してもいいという政策になってございます。ただ、内容的に内部検討した経過がございますが、標茶小学校も実際には太陽光が入れるかどうかという検討も、途中で設計終わった段階でも可能かどうかという検討をいたした経過がございます。ただ、場所的あるいは設置場所等を含めて、現時点では、間に合わないということで、一応は当初の化石燃料を使ったボイラー方式でいくということにしてございます。

塘路につきましては、これまで環境の部分で学校等、地域的にも含めてですが、環境に対しての先駆的な部分もございまして、地域の環境等も含めて塘路小中学校の学習の一つとしまして、一定程度の太陽光を入れたいということで計画をいたしました。

虹別地区につきましては、耐震化が、補強が効かないということと、新たに全面改築をしないと校舎がもたないということの経過がございます。太陽光の部分も検討はしたのですが、実際には大きな予算の投資がございますので、一定程度今後の検討ということで、塘路を優先的に計画をして導入すると。技術的な部分で、これからまだ検討というか、経済界のなかで太陽光のもっと有利的な発展的な太陽光の技術的開発がなされているという情報もございまして、もう少し様子を見ながら進めていきたいというふうな検討した経過がございます。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 今、説明いただいたのですが、今後の検討という余地があるのかどうかという部分なのですが、前回、資料をいただいた部分でいくと、補助率がかなりよくなって持分半分で済むというような、そういうような説明を受けたとこなので、そういう点でどうしてかなというふうに思ったところなのですが、今後なんだかの部分で塘路中、実際には小中併置校なのですが、検討の余地があるのかどうか再度お伺いしたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

今回は、塘路小中学校に約7.25キロワット規模の太陽光を入れる予定でございます。ほかについては、今後につきましては、検討しながら、技術的な進歩も日々されると思っておりますので、それを含めて、国の補助動静を含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、11款・災害復旧費について、質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、13款・諸支出金について、質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、14款・職員費について、質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。
歳入、1款・町税から21款・町債まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第2条・継続費について、質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第3条・繰越明許費について、質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 6款の農業費の関係なのですが、いわゆる東部・虹別と西部ですか、公共牧場の繰越をされたのは先ほど説明を受けておりましたけれども、もうちょっと詳しくというのと、合わせていわゆる標茶東部、それから虹別なのですが、今年の事業の今回の取り組みに合わせて事業をみると、いわゆる東部地区であれば当初で2,000万円ちょっとくらいの予算のなかで、いわゆる1,140万円繰り越されている。それから虹別であれば1億3,000万円くらいの予算のなかから、いわゆる12月で7、8,000万円赤をきりまして、そして3,000万円か4,000万円弱の事業しかやってないようにみえるのです。合わせて4,000万円ここで繰り越すわけですから、1,737万7,000円繰り越すものですから、去年虹別とこの東部、それから西部ひっくるめて、西部は委託料が半分ですよ。半分がまるっこ繰り越してしまうのですが、総体の事業内容としてはどうだったのか、繰り越したやつと合わせて状況を聞かせたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、繰越明許になった理由をもう少し詳しくということだったのですが、先ほど企画財政課長のほうからあったとおり、去年特徴的な湿害それから冷害があったわけでございまして、一番草の収穫段階から非常に農家さんのほうで、昨年産の飼料不足が懸念されていたと。それで実際に一番草収穫終わった段階で、作業の遅れ等もありまして、年間

の見込がかなり減少するのではないかということで、通常であれば一番草収穫終わった段階で、公社の草地整備改良等実施するところだったのですが、二番草を収穫してからにしてほしいという要望が多数ございまして、結果的に工事に入ることが遅れまして、これらの金額が繰越をすることになったということでございます。

また、道営の多和第2地区につきましては、育成牧場のほうの育成舎の設計だったのですが、建設場所の関係で堆肥舎との連結の関係で、若干検討を加えなければいけないということで、こちらのほうも設計作業が遅れまして繰越明許という扱いにしたいということでもあります。

内容的にはどうだったのかということでございますけれども、多額の部分繰越することになったということでもありますから、昨年を実施する部分の面積というのは実際問題減少しております。例えば、標茶東部でいきますと21年度の分、繰越も含めると草地整備72.91ヘクタールなのですけれども、これのうちの繰越が51.32ヘクタールということでもあります。また、虹別地区につきましては、同じく草地整備で134.47ヘクタールが、21年度分の実績というふうになりますけれども、これについて繰越分も含めてございまして、うち繰越分86ヘクタールということですから、いずれにしても面積的にも、当初計画していた面積はできなかったということでもあります。ただ、いずれにしましても、冷湿害という何年かに一度の気象災害でありましたから、その辺については、いたしかたがないのかなというふうに、現課のほうでは考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 繰り越されるのはいいんですけども、当初みた事業量があまり、例えば東部であれば1,000万円くらいしか事業量行われてない。そして、虹別であれば本当に4,000万円やったかやんないかくらいの事業量で終わっている。そして、西部については、大体半分ということがあまりにも事業の計画が大きく下回っておりますから、それ相当の受益者がおちたり、何かの相当の理由があったのかなと、そういうこともあったものですからお聞きしているのですけれども、ただ、西部の委託料が8,000万円くらいあったやつが4,000万円というのは何が起きたの。4,000万円は執行したのかい。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時24分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号の質疑を続行いたします。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 公社営標茶西部地区の委託料につきましては、すべて面整備の委託料でございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 教育費のなかで、小学校、中学校ともに、学校情報通信技術環境整備事業ということで、9月補正であがった部分そのまま繰越ということで、先ほどの説明では、3月いっぱい整備ができないというかたちのことがあったのですが、一番上の地域情報通信、LANのほうとの兼ね合いもあって今年度いっぱいできなかったなかその辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

9月に補正を予算計上いたしまして、これは国の経済対策の一環で補助が認められるということで、私ども計画をしまして、導入計画をいたしたのですが、実際に政権交代がなあって、一時事業仕分けの題材のほうに入った経過がございます。それで、実際には決定交付が出たのが11月の末でございます、実際にはその辺の前までは事務を進めていたわけなのですが、一つには議員ご指摘のとおり、進める間にLANのケーブルの不都合が発見されまして、その部分もしなくては納入が難しいと、入っても機能が低下するという事態を生じたわけでございます。合わせて年度内納入の機械の導入にあたって大きな問題が、全道でこの部分のパソコンの需要がかなり多いと、2万台以上がかなり一時的に集中するというので、関係の間屋等の情報では、なかなか年度内難しいと情報を得て調査した経過がございます。そういった意味で事務的な部分と、機材の導入ということでいろんな複合的な要素が入りまして、年度内納入が難しいということで繰越の手続きをとらせていただきたいということでの予算計上でございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第4条・債務負担行為について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第5条・地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第17号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第18号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。歳出、1款・総務費から10款・諸支出金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・国民健康保険税から10款・道諸収入について、一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 一般会計にも現れているのですが、ページでいえば7ページ、9ページと係わっているのですが、最初の説明でいえば、財政調整基金に大きな狂いがあったのでこういう補正をしたんだという説明、それが主な補正の理由だというふうに聞きました。どういうふうに考えてどんな狂いが生じたのか、その点をちょっとまず説明していただきたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回補正で、歳入で特に大きく減額しているのは、国の財政調整交付金6,680万円というのが大きな額になってきております。財政調整交付金につきましては、いわゆる調整対象需要額、いわゆる医療費の実績に本人が払う一部負担金と定率の国庫負担金を除いた額を出して、それに対して調整対象収入額ということで、市町村が確保すべき保険料額を出しまして、その差額分について財政調整交付金というかたちで交付されるわけですが、今回につきましては、平成20年度から始まりました後期高齢者医療の制度改革等もございまして、国民健康保険事業では、歳入のなかでは特に前期高齢者交付金という費目も出てきております。今回、前期高齢者交付金については、4,889万2,000円の増額ということでございしますが、この前期高齢者交付金を、いわゆる保険料と同じ扱いをするかしないかで、財政調整交付金の収入額が大きく変わってまいります。それに伴いまして、国の財政調整交付金のうち普通調整交付金が大きく減額なったのと、それから、本町においては、いわゆる被保険者一人当たりの所得税額が管内、他町村と比べましても高額なところがございます。特に保険料が負担できるというような見方もされる部分がございますので、それらに合わせて今回大きく減額になったというふうに考えております。ただ、今回の国の財政調整交付金の年度末に2月の初めでございしますが、決定になってきた額につきましては、本町もかなり大きな額ですが、管内全市町村それぞれ金額は多少ありますが、大きく減額になってきているというのが実情でございまして、今回の一般会計からの繰入金につきましては、大きくは財政調整交付金の減額によるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） どの市町村もこういう狂いが生じているということで、今の政権のありようといいますか、なかなか見えづらい施策のありようについて、計算もしがたいのかなと思うのですが、確かに平成20年度から大きく制度も変わってきてるわけですが、私の記憶では、平成20年度はこの財調については1億円くらい上げてるのですね。だけど決算では、たしか1,200万円くらいで決算しているんですよね。最前については。それだけ落ち込んでいるのに21年度また8,000万円上げていると。そして今回1,800万円しかなかったと。2年続いて計算が狂うというか、この辺はどういうことでそういうふうになっ

たのか、ちょっと説明願えますか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけど、まず先ほど住民課長から調整交付金の減額の動向等について説明がありましたけども、基本的には普通調整交付金につきましては、7月1日段階での所得とその時点での医療費のあり方をいわゆる比較をしまして、その保険者保険者に財政状況を調整するというのが趣旨であります。我々も非常にこの額の大幅な変化について非常に苦労しておりまして、実はご案内のように当初予算を作成するのは今の時期であります。そして、国保の方々の新年度における医療費の見込みと所得の把握が7月1日であります。そこで現実問題差が出てきます。今回我々も非常に憤りをちょっと感じている部分というのは、7月1日付け段階でのいわゆる数字をもって申請を上げますから、当然平成21年度の数字がそのころに示されてしかるべき、そうすることによって何らかの対処ができるのですけども、ただ、ご案内のように困ったことに7月1日以降に正しい普通調整交付金の数字を示されても、税として必要な部分が賦課できない状態になります。というのは、7月1日で税のいわゆる税率を確定をして、保険税の確定をしてしまいますので、いずれにしても、そういう状態で国のお金が決定をされてくるということで、非常に困った問題に直面をしているのが現実問題であります。一応我々としても、この辺についてできるだけ後から不足した部分を税で徴収できないわけですから、結果的には一般会計で支援をする等々しなければならないので、一定の覚悟はしておりました。特にご案内かと思えますけど、過去数年経済状態が非常によくないということで、いわゆる経済対策として、当初3,000万ないし4,000万円を、これを税額が上がらないようにということで、税を抑えるという意味で、経済対策として覚悟を決めておりました。町長のほうから、そういう話が過去に出たのではないかと思いますけども、私も定かについてどうしたかということについて、今定かでないのでなんとも申し上げられませんが、そういう経済対策としてこの間やってまいりました。正直いうと、その数字の範疇で今年度も終わるのではないかという想定を立てていました。しかしながら結果としてはそれで終わらないということで、その分も合わせてということで、結果的に予算書の中で9ページの中の、一般会計繰入金の中の1番目から4番目までは、これは一般会計が交付税処置も含めて義務的に加えるべき額だというふうになってますから、ここの1から4に出てくる分については、当然の額なんでありますけども、ここからはみ出た部分が、逆にいうと標茶町として、いわゆる国保に対して財政施策を取っているという数字になりまして、今年度の数字が約8,400万円になります。従来3,000万円から4,000万円そういう対処してきたのですけども、今年はその倍までいったということで、結果的にみると国保の加入者の方々はその分だけ財政対策をされたということで理解してもらえないかなど。当然、22年度の予算についても、今後議論になりますけども、これが審議の際にあるいは7月の税の確定をしなければならないときに、実はこの辺について議員の皆さんからそれぞれご議論いただかなければならない課題だなというふうに思っているところでありますので、

ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） よくわかりました。結果的に結果論ですけども、町民にとってはよかったなというふうに思うのですけれども、この見通し、20年度で1億円あげて決算が1,200万円と。21年度は8,000万円あげて今1,800万円しかおかないと。こういうスタイルというのは、今後の、22年度の予算も見ましたけども、こんな感じでこれから推移するというふうに見ているんでしょうか。そこだけ。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えいたします。

基本的には、国民健康保険が事業勘定の上につきましても、いわゆる一般会計からの法定な繰入れを除いては、基本的には国道支出金、他の収入を差引いて不足分については税で課税するというのが方式であります。その原則をどこまで貫くかという意味でいうと、私前段説明したような形のものがあるわけですから、多少その数字の推測する範疇で現下の経済状況を考えたときに、多少数字的には期待する数字を国道支出金については、期待する数字をいわゆる推計をして計上するというのはやむを得ない今の段階では状況かなという判断です。1億円と1,000万円の違いどうするんだという部分でいいますと、基本的には普通調整交付金の数字が非常に計算しにくい状態になってますから、療養給付負担金なんかは、完璧に医療費の推計をすれば、35%が国庫負担金で入ってきますから、そういう意味では数字としては、大きなその因果関係上の数字はあまりかい離のする数字は予算としては計上できない。しかし、普通調整交付金については、非常にそういう面では所得と医療費の関係、それと全国の保険者団体での負担能力の問題を加味して、最終的に全国数値を集めたうえで交付数値が出されてきますから、そういうこと含めると多少先ほどの一般会計からの支援分含めて数字的には、ちょっと懐疑のある数字になる可能性は当面あるかなというふうに思ってます。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第18号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第19号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費から3款・公債費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、4款・繰入金について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第2条、債務負担行為について、質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、以上で、議案第19号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第20号、老人保険特別特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出、2款・諸支出金の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、5款・繰越金について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、以上で、議案第20号、老人保険特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第21号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。保険事業勘定。

歳出、1款・総務費から4款・基金積立金について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、保険事業勘定。

歳入、1款・保険料から7款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定。

歳入、1款・サービス事業費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、介護サービス事業勘定。

歳入、1款・サービス収入から5款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番(深見 迪君) 久しぶりにといたしますか、施設介護サービス費の収入が非常に増

えているということで、これはやっぱりあれですか、理由なのですが、介護報酬の例の値上げが主な要因なんではないでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） やすらぎ園園長・山澤君。

○やすらぎ園園長（山澤正宏君） お答えいたします。

施設介護サービスの収入の額の増額については、理由としては報酬改定、加算部分が今年度から創設されましたのでそれによるところの収入増と、一部ベット稼働率のアップもこの要因となっております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 介護報酬のことは分かりました。稼働率のアップというのは具体的に、例えば入所者の介護度が上がったとか、どういうことでしょうか。中身は。

○議長（鈴木裕美君） やすらぎ園園長・山澤君。

○やすらぎ園園長（山澤正宏君） お答えいたします。

入園者が、病院等に入院された場合については、その日数分については収入としては入ってきません。そういったことで、ベットの利用率、当初予算では93%くらいの稼働率をみておりました。それが、1%ほど現在稼働率が上がっております、ということでありませ

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今、やすらぎ園園長からもお答えいたしましたが、簡単にいいますと、定員が100床ですので、かける365日がいわゆる満杯に入ったときの稼働率になります。ただ、今年度の限りましては、病院等へ、いわゆる算定できない方が少なかったということと、日数がそれだけ短かったということで、稼働率が上がったということでございますのでご理解いただきたいと思

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第21号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第22号、後期高齢者医療特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

私語を慎んでください。

歳出、2款・後期高齢者医療広域連合納付金及び3款・諸支出金について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、1款・後期高齢者医療保険から5款・広域連合支出金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第22号、後期高齢者医療特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第23号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第4条・企業債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第23号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題7案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題7案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより、議案第17号から議案第23号まで、7案一括して採決いたします。

議題7案は、原案可決して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号は、原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時02分

◎議案第24号ないし議案第31号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13。議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号を一括議題といたします。

議題8案の提案趣旨の説明を求めます。

副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君）（登壇） それでは、議案第24号から第31号までの平成22年度各会計予算についてその概要をご説明をいたします。

平成22年度国の予算の動向、あるいは地方財政計画とあわせて、新年度予算の編成方針につきましては、町長から町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきます。

なお、ご案内のように、政権交代によりまして制度、政策変更が行われておりますし、また削減が続いておりました地方交付税が若干増額と報道されておりますものの、その詳細についても情報が乏しく総じて不確定要素が多い中での予算編成でございましたので、大変苦慮してきたところでございます。

日本における財政の持続可能性は国家財政のみならず地方財政においても重要課題でありますことから当面、人件費や経常経費の削減に加え260本の事業費予算につきまして行政評価を実施し、事業の精査を行ない、予算の削減のみならず補強の必要な事業につきましてはその措置を講じ、効率的で簡素な行政運営の実現に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては第2期行政改革の精神を踏襲し、第3期行政改革実施計画を策定することとして、引き続き人件費の削減を基調としながら鋭意努力をいたすこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

まず、はじめに予算説明資料の説明に入る前に、平成22年度予算に係わっての特徴的な状況について説明させていただきます。

歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、酪農生産コストの上昇や従来の経済不況に加えアメリカ発の金融恐慌、経済不況等によります雇用情勢悪化等によりまして課税客体総体が落ち込み、前年度対比で2.2%、2,005万5,000円減少し、全体で8億7,423万1,000円と見込んだところであります。

地方交付税等につきましては、平成22年度地方財政計画におきまして微増が示されておりますが、総額で46億1,482万6,000円、対前年度当初予算比では1.0%、4,634万5,000円の増額を見込み、その内、当初予算では対前年度比2.5%減の1億280万6,000円減の4億3,396万1,000円を見込んだところであります。なお、地方交付税総額見込では、交付税額の一番多かった平成11年度に比較いたしまして、17億2,700万円程減少をしております。

なお、本年度は保育料の改定時期であります。子育て支援を含め考慮いたしまして、一部階層での減額改定を見込むこととしております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながらかつ現下の経済情勢を十分考慮し、関係機関等との協議の整った建設事業等につきましては積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様に不要・不急のものに精査を行い、削減に努力すると共に、人件費につきましては議員・委員報酬・特別職報酬・職員給与を含め前年度に比較し、579万2,000円を減額し、その内職員給与費では対前年度比1.8%減の1,795万

5,000円を減額しながら、財政の健全性に留意しつつ、一方、本年は標茶町行政施行125周年でありますことから、派手さを控えつつも先人の御労苦に感謝を表するとともに、町民の皆様のご喜びと未来への希望を育むための取り組みについて支援等を予定し、加えて地域情報化対策や子育て支援、酪農対策、教育対策、経済雇用対策、災害対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところでございます。

こうした状況の中で景気の動向等を注視し、自主財源の的確な捕捉に努め、各種事業遂行のために財政調整基金3億3,000万円、備荒資金5億564万6,000円を支消しまして収支を整えたところでありまして、実質収支不足は基金等への理論積立分6億8,964万円を除きますと1億4,600万6,000円となります。ちなみに、前年度当初における実質収支不足は1億6,689万4,000円でありましたので、2,000万円ほど少なくなっております。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、あるいは、内容の積み上げに時間の要するもの等々につきましては、追って財源の確定次第、補正措置をとらせていただくことといたしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、105億6,600万円といたしました。前年度当初比では11億800万円の増、率で11.7%の増でありまして、平成21年度12月末予算と比較しますと1億2,810万2,000円増で、率で1.2%の増となっております。

主な経費項目における予算額の対前年度比では、経常経費では基金積立の増分を除き1億1,955万6,000円の増であります。その内容は新たに子ども手当で8,337万5,000円、北海道自治体情報センターインターネットデータセンターへの移行費用822万8,000円、国勢調査費用585万6,000円、参議院議員選挙並びに町長選挙費用で783万4,000円等の増が主なものであります。

他会計繰出金ではトータル2,312万9,000円の減となっておりますが、下水道事業特別会計では磯分内地区の面整備がスタートしますことから1,760万6,000円の増となっております。

公債費では8,911万8,000円減の13億1,148万3,000円、人件費では579万2,000円減の14億8,439万9,000円となっております。

ソフト事業費では4,302万2,000円増の12億6,318万7,000円でございますが、主なものは自立支援介護給付費等の事業等の増であります。

普通建設事業費では、新規事業として地上デジタル放送中継局整備事業で6,600万円、上水道釧路川横断配管敷設替事業のための出資金1億1,000万円、継続費で標茶小学校校舎防音事業8億5,182万1,000円、標茶中茶安別線改良事業1億6,570万1,000円、前年度に引き続き麻生団地建設事業1億3,775万3,000円が主なもので、対前年度9億9,152万1,000円増の22億2,005万1,000円となっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定特別会計は、前年当初比4.2%減の12億6,115万5,000円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが3,430人でありまして、医療費の見込みは総額8億7,432万6,000円であります。若人の

1人当たりの医療費につきましては23万円、7歳未満の1人当たり医療費につきましては32万円、前期高齢者の1人当たり医療費につきましては61万円、退職者等の1人当たり医療費につきましては50万円と推計をいたしまして、保険者負担額では7億2,949万1,000円を見込んでおります。

それから、後期高齢者医療の支援金につきましては1億3,758万7,000円を見込んでおります。

なお、平成20年度から各保険者に義務付けされております特定健診事業に562万1,000円を計上するとともに国保ドックにつきましても35歳以上74歳までを対象として実施いたします。

国保事業の運営につきましては税が基本でございますが、保険税につきましては4億8,359万5,000円を見込をしております。一般会計から6,335万円の義務的繰り入れを行うことで会計の維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、予算額7億3,200万円で、前年度比9.4%の増であります。磯分内地区については汚水、雨水管渠整備に着手することとし、その経費1億2,109万円を計上するとともに公共下水道につきましては計画策定費及び汚水管整備費2,280万円及び処理場機器更新費1,700万円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則であります。面整備のため財源が不足しますので、円滑な下水道事業の運営のために一般会計から3億4,330万8,000円を繰り入れし収支のバランスを図ったところでございます。

次に、老人保健特別会計につきましては、後期高齢者医療制度がスタートしており、平成20年3月までの診療分の医療費について、おもに再審査請求や請求遅延分等による医療負担が想定されますことから予算額111万3,000円で、前年度比92.0%の減となりました。

財源につきましては、基金からの交付金、57万3,000円が主流であります。一般会計から9万5,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、保険事業勘定で7億3,853万6,000円、サービス事業勘定で5億570万7,000円、総体予算額12億4,424万3,000円で、前年度当初比0.7%の増でありまして、一般会計からの繰出金は1億7,985万8,000円を予定しております。

サービス事業勘定の内容としては、通所介護事業費6,023万円、短期入所生活介護事業費3,353万1,000円、介護老人福祉施設費3億8,611万5,000円、居宅介護支援事業費2,464万9,000円、介護予防支援事業費が103万2,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額9,523万8,000円となりました。積算の基礎ではありますが、対象者の見込みは1,264人で、歳出の内訳ですが大半が後期高齢者医療広域連合負担金で9,407万9,000円となっております。

財源につきましては、保険料で6,580万円が主であります。一般会計から2,925万4,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしています。

次に、企業会計のうち、病院事業会計でございますが、その業務予定量を年間入院患者数1万6,060人、1日平均44人、年間外来患者数3万8,880人、1日平均160人を見込みまして、収益的収支で11億2,018万8,000円、資本的収支のうち支出で1億820万5,000円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分2億7,412万2,000円と補助分1億4,511万8,000円の合計4億1,924万円の繰り入れを行い、収支を整えたところであります。

なお、今年度はX線テレビの更新として1,020万9,000円、多項目自動血球分析装置購入で438万9,000円、メディカルシーラで94万5,000円を措置するとともに、全自動血圧計や薬剤情報管理等の購入費を措置してございます。

次に、上水道事業会計でございますが、本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,171戸、年間総配水量46万1,000トンでございますが、それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては1億265万4,000円、支出は9,308万4,000円、また、資本的収支のうちの支出を2億895万8,000円といたしたところでございます。

なお、上水道事業会計においては、一般会計の農業用水道業務支援による人件費相当分の1,638万1,000円を一般会計からの負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として509万3,000円の負担を受け財源調整を行い事業の運営に支障のないよう配意したところでございます。

また、今年度は上水道水源変更の最終整備財源として一般会計から7,000万円の貸付を予定しておりますし、釧路川横断配水管敷設替のために一般会計から1億1,000万円の出資を予定をしております。

それでは、お配りをしております「平成22年度予算説明資料」につきましてご説明をいたします。

まず、1ページをお開きをいただきたいと思います。

平成22年度における「各会計予算の概要」でございますが、先ほど申し上げました、一般会計105億6,600万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値を記載しております。数値についての詳細につきましては省略をさせていただきますが一般会計、特別会計総体では138億9,974万9,000円で、前年度当初比8.7%の増となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の整合性、重複分のやりとりがございますので、その金額が6億1,586万5,000円ございますから、実質的な一般会計、特別会計の純計は132億8,388万4,000円で前年度当初予算比9.4%の増となったところであります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では、1.3%増の11億2,020万8,000円、支出は1.1%増の12億2,839万3,000円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では43.9%増の2億8,885万4,000円で、支出につきましては、39.5%増の3億204万2,000円となったところでございます。

次に、2ページ、一般会計の歳入でございますが、1款、町税から21款、町債までそ

それぞれ数値を記載してございます。前年度と比較いたしまして大きく増減の有ったものについてその数値を申し上げたいと思います。

「町税」が2,005万5,000円減の8億7,423万1,000円、「地方譲与税」が1,900万円減の2億6,200万円、「自動車取得税交付金」が600万円減の5,400万円、「地方特例交付金」が948万2,000円減の2,248万7,000円、「地方交付税」は1億280万6,000円減の40億3,396万1,000円、「使用料及び手数料」が572万4,000円減の5億7,266万1,000円、「国庫支出金」が7億8,010万2,000円増の10億9,130万2,000円、「道支出金」が1,726万3,000円減の6億1,538万6,000円、「財産収入」が2,576万5,000円増の1億4,493万8,000円、「諸収入」は6,056万円減の8億3,038万7,000円、「町債」は5億3,430万円増の11億5,830万円をそれぞれ見込んでおります。また、町税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入の、いわゆる自己財源でございまして、32億2,586万4,000円でございます。収入総額に占める比率は、30.5%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、73億4,013万6,000円で69.5%でございます。ちなみに前年度は自己財源34.7%、依存財源65.3%の歳入構成でありましたので、自己財源が割合で4.2%の減で金額では5,185万1,000円の減となっております。

歳入の各款ごとの構成比でございまして、その主なものを申し上げますと町税が8.3%、地方交付税が38.2%、使用料及び手数料が5.4%、国庫支出金が10.3%、道支出金が5.8%、繰入金が5.9%、諸収入が7.9%、町債が11.0%となっております。

次に、3ページの歳出でございまして、1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載してございます。前年度と比較いたしまして大きく増減の有ったものについて数値を申し上げたいと思います。

総務費が1億2,128万6,000円増の12億8,625万2,000円、民生費が9,409万3,000円増の10億2,309万8,000円、衛生費が7,614万7,000円増の9億9,444万3,000円、農林水産業費が1億346万8,000円減の15億7,886万7,000円、土木費は2億5,694万3,000円増の6億9,372万4,000円、教育費が7億3,835万6,000円増の13億7,684万2,000円、公債費は8,911万8,000円減の13億1,148万3,000円、諸支出金が1,760万6,000円増の3億4,580万8,000円となりました。各款の構成比につきましてはお目通しをいただきたいと思います。

次に、4ページの「一般会計予算前年度対比表」歳出でございまして、一般会計歳出のうちの性質別に区分をし、前年度予算と対比をしている表でございまして、1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類をしております。

人件費につきましては14億8,439万9,000円でございます。歳出総体に占める構成比は14.1%で、前年度と比較しますと額で579万2,000円の減、率で0.4%の減となっております。構成比でも1.6ポイント減少しております。

物件費につきましては、15億1,701万7,000円であり、構成比は14.4%で前年度当初予算と比較しますと額で810万7,000円の増、率で0.5%の増で、構成比では1.6ポイントの減

となっております。

以下、主なものを申し上げますけども、補助費等につきましては、19億6,917万1,000円で、構成比は18.6%、前年度当初予算と比較しますと1,010万6,000円の増で、構成比では2.1ポイントの減となっております。

普通建設事業費につきましては、22億2,005万1,000円であり、構成比は21.0%で前年度当初予算と比較しますと9億9,152万1,000円の増、率で80.7%の増で、構成比でも8.0ポイントの増となっております。

公債費につきましては、13億1,148万3,000円で、構成比は12.4%、前年度当初予算と比較しますと8,911万8,000円の減、率でも6.4%の減、構成比でも2.4ポイントの減となっております。

繰出金につきましては、6億3,587万7,000円で、その構成比は6.0%で、前年度当初予算と比較しますと2,312万8,000円の減で、率でも3.5%の減、構成比でも1.0ポイントの減となっております。

歳出のうち義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が32億3,299万5,000円でございます。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらに補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金の内他会計への繰出金を合計いたしますと67億1,070万5,000円となります。構成比で申し上げますと63.5%を占めております。

従いまして、これらを除く、普通建設事業費等の政策的予算に使える費用につきましては、36.5%となっております。これを前年度に比べますと義務的経費は721万円の減で、構成比でも7.6ポイントの減となっており、普通建設事業費での増加が大きいものとなっております。

次に、5ページの「一般会計予算款別性質別分類表」歳出でございますが、これにつきましては、性質別経費をそれぞれ款別に振り分けた資料でございます。例をとりますと、議会費につきましては、総額6,888万1,000円ですが、そのうち人件費に相当する部分につきましては6,046万9,000円、物件費は788万7,000円というような見方でございますので以下同様の趣旨でご理解を賜りたいと思います。

次に、6ページの「標茶町財政調整基金の運用状況」でございますが、前段で申し上げましたように、財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度も3億3,000万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7ページに記載してございますが、牧場施設整事業をはじめ記載の事業等予定しております。

なお、財政調整基金現在高は、平成21年度末で8億3,388万8,000円を予定し、平成22年度につきましては起債の運用を予定し、年度末残高では8億7,783万1,000円となる見込でございます。

次に、1ページを飛んで8ページをご覧いただきたいと思いますが、「人件費を含めた款項目別予算比較表」でございますが、先ほどの表で説明いたしましたように、職員

人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻していくという想定をした場合の表でございます。

例えば、議会費でいいますと、人件費を除く経費が6,888万1,000円で、それに人件費2,639万2,000円加えますと議会費の総額は9,527万3,000円ということになります。

人件費にかかわっての職員数は右端に記載をしておりありますが、人件費及び職員数については予算編成時に確認出来る状態に示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。以下、そういう趣旨をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆様から受益者負担をいただいている部分がございますが、この部分について恒例でありますけどもご説明をさせていただきます。

まず、総務費のうち、ここには表示されておりませんが、地域交通対策費がございますが、町内6路線につきましてバス料金をいただき運行しているわけでございます。これにつきましては、予算額が6,270万4,000円で、バス使用料を465万円いただいておりますが一般財源を4,752万2,000円投入しております。その充当率は75.8%と高い比率となっております。ご案内のように運行業務の民間化を積極的に進めながら支出の削減に努力をしてきたところですが、併せて収入につきましても検討すべき課題と考えているところでございます。

次に、民生費のうち、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が2億4,386万4,000円で、一般財源の充当額は1億9,194万9,000円であります。2年毎に保育料金の改定を行っておりますが、その充当率は78.7%と高い比率になっております。

次に9ページの衛生費における塵芥処理費でございますが、数値はここに出ておりません。予算額が1億4,824万1,000円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売併せて1,937万6,000円でございます。一般財源を1億2,886万5,000円充当しております。その充当率は86.9%でございますのでこれにつきましても経費の削減と共にごみ処理手数料のあり方について検討が必要と考えているところでございます。

次に、農林水産業費のうち育成牧場の運営に係る牧野管理費でございますが、予算額が3億1,664万8,000円で、一般財源を1,111万7,000円充当し、その充当率は3.5%となっております。引き続き、運営経費の節減と共に費用負担のあり方や経営形態のあり方についての検討が必要と考えているところであります。

農業水道費は予算額が1億2,510万1,000円で、一般財源を1,174万2,000円充当し、その充当率は9.4%になってございます。今般、上水道事業や下水道事業との業務量の精査を行いそれぞれにおける人件費負担を整理させていただきましたことにより一般財源充当率が上昇しております。今後、施設の老朽化等に伴い大規模修繕等が出てきますと極端な財源構成になる要素も充分ございますので、これらへの対応等も考慮しなければならない

と考えているところであります。

次に、都市計画費のうち都市公園整備費ですがこれも表示されておられませんけども、予算額が2,457万7,000円で150万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が2,307万7,000円でその充当率は93.9%となっております。

次に10ページの教育費では幼稚園費が予算額2,766万7,000円で、その一般財源の充当率は89.8%となっております。常設保育所費と同じ状況でございます。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておられませんけども、予算額3,843万8,000円で体育施設使用料が52万7,000円を予定しておりますけども、一般財源を3,791万1,000円充当し、その充当率は98.6%となっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は69億1,727万6,000円でございます。その充当率は65.5%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は72.8%で7.3ポイントほど減少しておりますが額的には逆に3,385万8,000円増加しておりますので引き続き経費節減は勿論のことご負担のあり方についても検討が必要となっております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では、人件費とその他の経費が分割されて計上されておりますので、この数値が直接数字としてあらわれていませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、11ページの「一般会計予算中の主な事業等経費の内訳」ですが、当初予算に見込みました事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設補修事業から行政施行125周年記念事業まで、それぞれの事業毎に予算を計上してございまして、事業費総額は2億2,216万2,000円であり、一般財源の充当額は1億938万3,000円で、その充当率は49.2%となっております。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載をさせていただきます。

12ページをお開きをいただきたいと思います。民生費の事業費総額は2億8,036万5,000円であり、一般財源の充当額は1億494万8,000円で、その充当率は37.4%でございます。

衛生費に係る事業総額は2億2,783万9,000円で、一般財源の充当額は2億2,180万6,000円でその充当率は97.4%と高くなってございますが、これにつきましては上水道会計に対して釧路川横断配水管敷設替えのための1億1,000万円の出資及び水源変更に伴い7,000万円の貸付を予定していることによるものでございます。

次に、労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費に係る事業でございますが、12ページから14ページにかけて記載をしております。

事業費総額は14ページになりますが、11億7,565万1,000円であり、一般財源の充当額は2億2,226万6,000円で、その充当率は18.9%となっております。

次に、商工費に係る事業でございますが、事業費総額は2億2,590万2,000円であり、

一般財源の充当額は4,090万2,000円を充当し、充当率は18.1%です。

次に、土木費に係る事業総額につきましては、15ページに記載していますが、5億5,598万4,000円であり、一般財源の充当額は9,005万2,000円で、その充当率は16.2%になります。

消防費に係る事業費総額は1,663万8,000円で、一般財源の充当額は1,267万4,000円で、その充当率は76.2%になります。

次に、16ページをお開きください。次に教育費でございますけど、事業費総額は16ページに記載しておりまして、9億4,109万6,000円で、一般財源の充当額は7,914万8,000円で、その充当率は8.4%となっております。

災害復旧費につきましては事業費総額は300万円で、すべて一般財源でございます。

合計でございますが、事業費として押さえております総額が36億5,513万7,000円でございます。この一般財源が8億9,067万9,000円ですので、事業費総体にかかわる一般財源の充当率は24.4%ということになります。ちなみに、前年度は総事業費25億7,146万4,000円で一般財源の充当率は31.2%でありました。総事業費では10億8,367万3,000円の増、一般財源の充当率では6.8ポイントほどの減少をしておりますが、これは国道支出金、地方債で増加したものでございます。

次に1ページを飛んでいただきたいと思えます。18ページの「地方債の現在高見込み調書」につきまして若干説明をさせていただきます。

ご案内のように、地方債の借入やこれが残高につきましては財政の健全化を図る上で非常に重要事項でありまして、これまで第1期・第2期行政改革の実行の中で起債の抑制とともに地方債残高を大幅に削減をしてきたところではありますが、一方で平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わり、いわゆる借金をさせられるという方法によりまして臨時財政対策債として措置されましたことから否応なしに起債額が増加いたしまして、臨時財政対策債残高は平成22年度末の見込みでは10年前に比較しまして、12.8倍の30億1,747万7,000円になっているところでございますし、一般会計全体残高の27.4%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますことから特に問題はありませんが地方債残高を見る場合、残高合計額だけで判断しますと、こういった事情含んでいることが、非常に理解をされませんと誤解をされますので、ぜひ、こういった中身になっているということをご理解を賜りたいなというふうに思えます。

なお、17ページに記載の「町税の説明資料」、19ページの「基金等の状況」並びに20ページの「一般会計予算のあらまし」につきましてはお目通しをいただきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第24号から第31号までの提案内容等につきましては担当課長より順次、ご説明をいたしますので宜しくをお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、議案第24号から議案第31号までの平成22年度各会計予算の概要に

ついでの説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時45分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 7番 林 博

署名議員 8番 小野寺 典 男

署名議員 9番 末 柄 薫

平成22年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成22年3月9日（火曜日） 午前10時09分開議

- 第 1 議案第24号 平成22年度標茶町一般会計予算
議案第25号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第26号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第27号 平成22年度標茶町老人保健特別会計予算
議案第28号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第29号 平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第30号 平成22年度標茶町病院事業会計予算
議案第31号 平成22年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 及川直彦君 |
| 総務課長 | 玉手美男君 |
| 企画財政課長 | 森山豊君 |
| 税務課長 | 高橋則義君 |
| 管理課長 | 今敏明君 |
| 住民課長 | 妹尾昌之君 |
| 農林課長 | 牛崎康人君 |

建設課長	井上 栄 君
水道課長	妹尾 茂 樹 君
育成牧場長	表 武 之 君
病院事務長	蛭田 和 雄 君
やすらぎ園長	山澤 正 宏 君
教 育 長	吉原 平 君
教育管理課長	島田 哲 男 君
指導室長	川嶋 和 久 君
社会教育課長	中居 茂 君
農委事務局長	牛崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤 吉 彦 君
議事係長	服部 重 典 君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時09分開議)

◎議案第24号ないし議案第31号

- 議長(鈴木裕美君) 日程第1。議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号を一括議題といたします。

議題8案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

- 企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第24号の内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

平成22年度標茶町一般会計予算。

平成22年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105億6,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)

に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
以下、歳入歳出予算事項別明細書に従い、ご説明申し上げます。

43ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と重複します
ので、省略をさせていただきます。

8ページをお開きください。

「第2表継続費」であります。

8款2項、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業であります。総額で9,660万円であ
ります。年割額につきましては22年度で1,700万円、23年度で7,960万円であります。

159ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込
み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

8款2項、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業であります。21年、22年の全体計
画の計では、1億7,049万9,000円で、財源内訳であります。特定財源で国道支出金で1
億1,934万9,000円、地方債で5,110万円、一般財源で5万円あります。前年度末までの
支出見込額が3,000万円、当該年度支出予定額が1億4,049万9,000円、当該年度末までの
支出予定額は1億7,049万9,000円あります。継続費の総額に対する進捗率であります。平
成21年度が17.6%、平成22年度が82.4%です。同じく22年、23年の事業の計では、年割
額が9億6,600万円、財源内訳であります。特定財源で6,762万円。地方債で2,890
万円、一般財源で80万円あります。当該年度支出予定額では1,700万円、当該年度末ま
での支出予定額では1,700万円、翌年度以降の支出予定額では7,960万円あります。継続費
の総額に対する進捗率であります。22年度では17.6%、23年度が82.4%になります。

次に、10款2項、標茶小学校校舎防音事業であります。全体計画の合計では年割額
で12億2,020万5,000円、財源内訳特定財源では、国道支出金で7億7,820万7,000円、地方
債で3億7,040万円、一般財源で7,159万8,000円あります。前年度末までの支出見込額
であります。見込額で1億1,312万6,000円、当該年度支出予定額で8億5,120万円、当
該年度末までの支出予定額は9億6,432万6,000円、翌年度以降支出予定額が2億5,587万
9,000円、継続費の総額に対する進捗率であります。平成21年度で9.3%、平成22年度で
69.7%、平成23年度で21.0%となります。

9ページにお戻りください。

「第3表債務負担行為」であります。

事項につきましては、パソコンLAN機器導入費では、期間が平成23年度から平成26年
度、限度額につきましては利子14万3,000円を含む916万7,000円。

経営環境再生資金につきましては、平成22年度であります。期間につきましては平
成23年度から平成27年度、限度額につきましては融資金8,000万円に対する利子補給（年

2.3%)で386万3,000円であります。

160ページをお開き下さい。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

パソコンLAN機器導入費から166ページの経営環境再生資金平成22年度までの64件、合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額につきましては58億2,330万5,000円、前年度末までの支出見込につきましては42億5,084万9,000円、当該年度以降の支出予定額につきましては15億7,245万6,000円、うち平成22年度支出予定額が3億500万1,000円であります。財源内訳につきましては特定財源で国道支出金で1億5,263万1,000円、その他では12億9,887万円、一般財源で1億2,095万5,000円であります。

10ページをお開きください。

「地方債」であります。

1. 過疎対策事業では、標茶中茶安別線道路改良で4,960万円、虹別ふ化場線道路改良で3,150万円、地上デジタル放送中継局整備事業で2,200万円、合わせて1億310万円でございます。起債の方法につきましては証書借入、利率につきましては7.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前に同じでありますので、説明を省略させていただきます。

2の一般公共事業では、農業農村整備で、360万円であります。3の地方道路等整備事業では、ふるさと農道緊急整備で1億5,860万円、地方特定道路整備で6,030万円、合わせて2億1,890万円あります。4の公営住宅整備事業は7,340万円。5の学校教育施設整備事業は小学校校舎防音事業で2億4,050万円。6の臨時財政対策債は5億1,630万円。7の災害援護資金貸付債は250万円。

限度額合計では、11億5,830万円で、対前年比では5億3,430万円の増であります。

167ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、前々年度末現在高が113億5,104万9,000円、前年度末現在高見込額が108億9,805万3,000円、当該年度中の増減見込めにつきましては、当該年度中起債見込額が11億5,830万円、当該年度中元金償還見込額につきましては11億2,868万3,000円、当該年度末現在高見込額につきましては109億2,767万円あります。

以上で、議案第24号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時01分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議題8案の提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第25号の内容についてご説明いたします。

平成22年度の国民健康保険事業は、被保険者3,430人、うち一般被保険者3,350人、退職被保険者80人とし、療養給付につきましては一般分23万円、前期高齢者分61万円、退職分50万円、就学前児童32万円として給付費を推計し、予算編成を行ったところであります。

なお、本案につきましては、2月22日開催の標茶町国民健康運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、予算書に従いまして、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

平成22年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,115万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明させていただきます。

15ページをお開き願います。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

2ページをお開き願います。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第27号の内容の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成22年度標茶町老人保健特別会計予算

平成22年度標茶町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。というものでございます。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

9ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第28号の内容のご説明をいたします。

1ページをお開き願います。

平成22年度標茶町介護保険事業特別会計予算

平成22年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,853万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億570万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いましてご説明をさせていただきます。

最初に保険事業勘定です。

13ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」、それから「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第29号の内容について、説明をさせていただきます。

1 ページをお開き願います。

平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,523万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。というものでございます。

以下、歳入歳出予算事項別明細書によって説明をさせていただきます。

9 ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページをお開き願いたいと思います。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第29号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第26号、平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

公共下水道事業につきましては、標茶終末処理場の汚泥の設備の更新、特定環境保全公共下水道事業につきましては、磯分内地区での管渠布設工事に着手いたします。

また、上水道事業の事務見直しにより、今年度から新たに使用料算定のために使用している水道メーターの費用について、共用負担ということで下水道事業会計から減価償却費の45%負担金として支出しております。

それでは、予算書に基づき説明いたします。1 ページをお開きください。

平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成22年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

「第1表歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為です。

事項、期間、限度額。標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給(融資予定額360万円、利率年2.3%)、平成23年度から平成27年度、限度額17万4,000円。標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償、平成22年度から平成28年度、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例により、改造者が金融機関より改造資金として借り入れた資金について、金融機関が損失を受けた金額。

22ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページにお戻りください。

第3表 地方債

起債の目的、限度額、1. 公共下水道事業、1億4,210万円。2. 特定環境保全公共下水道事業、6,000万円。3. 農業集落排水事業、1,070万円。限度額の合計は2億1,280万円です。起債の方法はいずれも証書借入で利率は7.0%以内、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

24ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計で申し上げます。前々年度末現在高、39億320万6,000円、前年度末現在高見込額、37億7,263万7,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額、2億1,280万円、当該年度中元金償還見込額、3億4,337万4,000円、当該年度末現在高見込額、36億4,206万3,000円です。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第31号の説明をさせていただきます。

議案第31号、平成22年度上水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

主な事業といたしましては、水源変更事業では第2ポンプ場を建設し、第1ポンプ場と合わせた供給試験等を行い、平成23年4月からの供用開始を目指します。

また、早急な対策を求められている、風運橋に添架している配水管の釧路川河床横断による布設替えにつきましても、今年度中の完成を目指しています。

また、事務の見直しといたしまして、給料の支弁職員を4名から3名に1名減らし、量水器の減価償却費の45%を新たに下水道事業特別会計から負担金として徴収することとしています。

以下、内容についてご説明いたします。1ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数、2,171戸
- (2) 年間総配水量、46万1,000立方メートル
- (3) 1日平均配水量、1,246立方メートル
- (4) 受託工事費、255万円
- (5) 主要な建設改良事業

配水管整備事業、605メートルで、事業費、1億1,620万円。

検定満了メーター取替事業、直径13ミリから75ミリまで合計232個で、事業費で1,380万円。

水源変更事業、事業費7,097万5,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、水道事業収益、1億265万4,000円。第1項、営業収益、7,399万円。第2項、営業外収益、2,866万4,000円。

支出。第1款、水道事業費用、9,308万4,000円。第1項、営業費用、8,221万2,000円。第2項、営業外費用、1,082万2,000円。第3項、予備費、5万円。

次のページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,275万8,000円は減債積立金798万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額957万円及び過年度分損益勘定留保資金520万5,000円で補てんするものとする。)

収入。第1款、資本的収入、1億8,620万円。第1項、企業債、620万円。第2項、一

般会計借入金、7,000万円、第3項、一般会計出資金、1億1,000万円。

支出。第1款、資本的支出、2億895万8,000円。第1項、企業債償還金、798万3,000円。第2項、建設改良費、2億97万5,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額620万円。起債の方法、証書借入、利率7.0%以内。償還の方法、借り入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費、2,367万3,000円。
2. 交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

1. 一般会計(人件費分)、1,638万1,000円。
2. 下水道事業特別会計(減価償却費分)、509万3,000円。

以下、予算説明書に従い、説明をいたします。

初めに収益的収入及び支出からですので、15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

給与費明細書でございます。1. 総括、対前年度との比較で説明させていただきます。職員数の特別職は、変更ありません。一般職は一名減。給与費の報酬は8万6,000円減、給料は486万7,000円の減、手当は251万8,000円の減、合計で741万7,000円の減。法定福利費は174万2,000円の減、合計で921万3,000円の減となっております。

以下については、説明を省略させていただきます。

5ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業会計資金計画です。当年度予定額及び増減について、受入支払差引の合計で申し上げます。

受入資産。1. 営業収益から、11. 一般会計出資金までの合計で、当年度予定額4億5,536万1,000円で、前年度1億282万8,000円の増。

支払資金。1. 営業費用から7. 前年度預り金返済までの合計で、当年度予定額2億6,098万円で、前年度7,507万6,000円の増。差引では当年度予定額1億9,438万1,000円で、前年度2,775万2,000円の増となっております。

9 ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部。1. 固定資産（1）有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は、7億2,600万9,000円。（2）無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は、588万7,000円。固定資産合計は、7億3,189万6,000円。

2 流動資産（1）現金預金、1億9,438万1,000円、（2）未収金、1,413万2,000円。流動資産合計は、2億851万3,000円、資産合計で、9億4,040万9,000円です。

次のページをお開きください。

負債の部。3. 固定負債（1）引当金、イ修繕引当金で、固定負債合計は、3,019万7,000円。4. 流動負債（1）一時借入金から（4）その他流動負債までの流動負債合計は、155万円。負債合計は、3,174万7,000円。

資本の部。5. 資本金、（1）自己資本金は、3億2,065万9,000円、（2）借入資本金は、イ企業債とロ一般会計借入金で、5億318万7,000円。資本金合計は、8億2,384万6,000円。6. 剰余金、（1）資本剰余金はイ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で、3,829万円。（2）利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は、4,652万6,000円。剰余金合計で、8,481万6,000円、資本合計は、9億866万2,000円、負債資本合計は、9億4,040万9,000円。

次のページです。

平成21年度標茶町上水道事業予定損益計算書（前年度分）及び12、13ページの平成21年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（前年度分）につきましては、決算見込みでございます。ただいま説明いたしました予定貸借対照表の作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

3 ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第30号、平成22年度標茶町病院事業会計予算について説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1条（総則）、平成22年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条（業務の予定量）、業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）病床数、85床
- （2）年間患者数、入院、1万6,060人、外来、3万8,880人
- （3）1日平均患者数、入院、44人、外来、160人
- （4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費、1,619万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、11億2,018万8,000円。第1項、医業収益、6億8,772万8,000円。第2項、医業外収益、4億3,246万円。

支出、第1款、病院事業費用、11億2,018万8,000円。第1項、医業費用、10億6,227万9,000円。第2項、医業外費用、5,740万9,000円。第3項、予備費、50万円。

次に、2ページにまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億818万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億818万5,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入、2万円。第1項、固定資産売却代金、2万円。支出、第1款、資本的支出、1億820万5,000円、第1項、建設改良費、1,619万円、第2項、企業債償還金、8,199万3,000円、第3項、その他固定負債償還金、1,002万2,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、7億1,821万6,000円。

(2) 交際費、150万円。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 医療対策費補助、3億7,216万1,000円。

(2) 企業債償還金負担、3,543万5,000円。

(3) 施設設備費負担、1,164万4,000円、合計、4億1,924万円。

3ページにまいりまして、(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億980万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

1. 取得する資産。種類、器機・備品。名称、X線テレビ、数量一式。2. 処分する資産。種類、機械・備品。名称、X線テレビ、数量一式。処分の態様、廃棄であります。

次に、19ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、7ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1. 総括の損益勘定支弁職員数の特別職は町立病院運営委員会委員の2人の定数減に

より10人、一般職は59人で看護補助員の1人の退職による減でございます。給与費は、報酬で7,751万6,000円、給料で2億5,946万円、賃金で4,363万7,000円、手当で1億9,341万6,000円、計で5億7,402万9,000円で、前年度対比計で1,023万1,000円の増で、法定福利費を8,824万4,000円を加えた合計額は6億6,227万3,000円で、前年度対比合計で578万3,000円の増となっております。

なお、以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

平成22年度標茶町病院事業会計資金計画でございます。

受入資金につきましては13億705万2,000円で、前年度決算見込額に比べて3,426万1,000円の減、支払資金につきましては12億6,048万8,000円で、前年度決算見込額対比228万8,000円の増でございます。なお、受入資金と支払資金との差引額は3,654万9,000円の減となっております。

次に、14ページをお開きください。

平成22年度標茶町病院事業予定貸借対照表でございますが、資産の部の1. 固定資産、(1)有形固定資産のイの土地からホの車両までの合計で20億1,059万8,000円。(2)の無形固定資産はイ電話加入権で38万8,000円、(3)の投資はイ長期貸付金で5億円、投資合計も同額でございます。従いまして固定資産合計額は25億1,098万6,000円となり、2. 流動資産は(1)の現金・預金から(4)のその他流動資産まで1億1,562万円で、資産合計は26億2,660万6,000円でございます。

次に15ページの負債の部でございますが、3. 固定負債は(1)その他固定負債で平成19年度防災資機材譲渡事業の23年度元金償還額の320万2,000円であります。4. 流動負債の(1)未払金から(3)その他流動負債までの合計が3,120万円で、負債合計は3,440万2,000円であります。

次に、資本の部ですが、5. 資本金、(1)自己資本金9億38万8,000円、(2)借入資本金は企業債として14億8,550万2,000円で、資本金合計は23億8,589万円でございます。

6. 剰余金、(1)資本剰余金はイの受贈財産評価額とロの国庫補助金の合計は2億6,533万2,000円、(2)の欠損金はイの当年度未処理欠損金で5,901万8,000円、剰余金合計は2億631万4,000円。資本合計は25億9,220万4,000円で、負債資本合計26億2,660万6,000円でございます。

次のページにまいりまして、16ページの平成21年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)、17ページから18ページまでの平成21年度標茶町病院事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、4ページをお開き願います。

平成22年度標茶町病院事業会計予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

なお、本案につきましては、先の病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを

報告させていただきます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案8案は、直ちに、議長を除く15名で構成する「平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案8案は、議長を除く15名で構成する「平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 2時40分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 7番 林 博

署名議員 8番 小野寺 典 男

署名議員 9番 末 柄 薫

平成22年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成22年3月10日（水曜日） 午後4時15分開議

第 1 陳情第 1号 標茶町議会先例「1. 当分の間委員会の非公開の原則は守ることとする。」の即時撤廃を求める陳情

（議会運営委員会報告）

第 2 議案第24号 平成22年度標茶町一般会計予算

議案第25号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

議案第26号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計予算

議案第27号 平成22年度標茶町老人保健特別会計予算

議案第28号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計予算

議案第29号 平成22年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 平成22年度標茶町病院事業会計予算

議案第31号 平成22年度標茶町上水道事業会計予算

（平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告）

第 3 意見書案第1号 拉致被害者の早期救出を求める意見書

意見書案第2号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

意見書案第3号 季節労働者の失業給付を90日分にし、国の季節労働者対策の強化を求める意見書

第 4 閉会中継続調査の申出について（総務委員会）

閉会中継続調査の申出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申出について（産業建設委員会）

閉会中継続調査の申出について（議会運営委員会）

○出席議員（16名）

1番 田中進君	2番 黒沼俊幸君
3番 越善徹君	4番 伊藤淳一君
5番 菊地誠道君	6番 後藤勲君
7番 林博君	8番 小野寺典男君
9番 末柄薫君	10番 舘田賢治君
11番 深見迪君	12番 田中敏文君
13番 川村多美男君	14番 小林浩君
15番 平川昌昭君	16番 鈴木裕美君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午後 4時15分開会)

◎陳情第1号

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。陳情第1号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長・小野寺君。

- 議会運営委員会委員長（小野寺典男君）（登壇） 陳情審査報告を行ないます。

今定例会において付託されました陳情第1号について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、陳情内容を審査した結果、陳情の趣旨は標茶町議会先例の改正が行われたことにより、陳情の願意は認められていることから、みなし採択とすべきものと決定いたしました。

陳情審査報告について。

本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

番号、陳情第1号、件名、標茶町議会先例「1. 当分の間委員会の非公開の原則は守ることとする。」の即時撤廃を求める陳情、審査の結果、みなし採択すべきもの。

以上で、審査報告を終わります。

- 議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

陳情第1号に対する委員長の報告は、みなし採択すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、みなし採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第1号は、みなし採択と決定いたしました。

◎議案第24号ないし議案第31号

○議長（鈴木裕美君） 日程第2。議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題8案に関し、付託いたしました平成22年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行いません。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題8案を一括採決いたします。

議題8案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題8案を委員長報告のとおり、決定しご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎意見書案第1号ないし意見書案第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第3号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案3案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案3案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案3案については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案3案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第3号を一括採決いたします。

意見書案3案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第3号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(鈴木裕美君) 日程第4。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務委員会・厚生文教委員会・産業建設委員会・議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会・厚生文教委員会・産業建設委員会・議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成22年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午後 4時23分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 7番 林 博

署名議員 8番 小野寺 典 男

署名議員 9番 末 柄 薫